

欠
MISSING



0012166-000

a 320-78

第三回国会法律集

法務庁資料統計局法規課・編

最高裁判所事務局

1948

ACA

まえがき

この法律集は、法務廳資料統計局
法規課の責任編集にかかるもので
ある。

昭和二十三年十二月

最高裁判所事務局

第三回國會法律集

目次

- 一、國會法の一部を改正する法律 (昭和二三、一〇、一一、法律第二一四号).....一
- 一、副検事の任命資格の特例に関する法律の一部を改正する法律 (昭和二三、一二、一、法律第二一五号).....二
- 一、衆議院議員選挙法第十二條の特例等に関する法律等の一部を改正する法律 (昭和二三、一二、一、法律第二一七号).....三
- 一、公認会計士法の一部を改正する法律 (昭和二三、一二、二、法律第二一八号).....四
- 一、金資金特別会計法の一部を改正する法律 (昭和二三、一二、二、法律第二一九号).....五
- 一、工業所有権職時法の一部を改正する法律 (昭和二三、一二、二、法律第二二〇号).....五
- 一、漁業権等臨時措置法 (昭和二三、一二、二、法律第二二〇号).....六
- 一、海事仲裁等に関する法律 (昭和二三、一二、三、法律第二二二号).....八

目次

- 一、國家公務員法の一部を改正する法律 (昭和二三、一二、三、法律第二二二二号).....一一
- 一、地方財政委員会法の一部を改正する法律 (昭和二三、一二、四、法律第二二三号).....四〇
- 一、畜産に関する農業協同組合又は農業協同組合連合会が馬匹組合又は都道府県から財産の移轉を受ける場合における課税の特例に関する法律 (昭和二三、一二、四、法律第二二四号).....四〇
- 一、訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律 (昭和二三、一二、四、法律第二二五号).....四二
- 一、家畜市場法を廃止する法律 (昭和二三、一二、四、法律第二二六号).....四三
- 一、罹災都市借地借家臨時処理法第二十五條の二の災害及び同條の規定を適用する地区を定める法律 (昭和二三、一二、六、法律第二二七号).....四四
- 一、専賣局及び印刷局特別会計法の一部を改正する法律 (昭和二三、一二、六、法律第二二八号).....四六
- 一、食糧管理特別会計法の一部を改正する法律 (昭和二三、一二、六、法律第二二九号).....四七
- 一、貿易資金特別会計法の一部を改正する法律 (昭和二三、一二、六、法律第二三〇号).....四七

- 〇号).....四八
- 一、食糧の輸入税を免除する法律の一部を改正する法律 (昭和二三、一二、六、法律第二三一号).....四八
- 一、金融機関再整備法の一部を改正する法律 (昭和二三、一二、六、法律第二三二号).....四九
- 一、下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律 (昭和二三、一二、七、法律第二三三号).....四九
- 一、司法警察職員等指定應急措置法 (昭和二三、一二、九、法律第二三四号).....四九
- 一、國家行政組織法の一部を改正する法律 (昭和二三、一二、一〇、法律第二三五号).....七五
- 一、選挙運動等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律 (昭和二三、一二、一〇、法律第二三六号).....七五
- 一、市町村農地委員会及び都道府県農地委員会の委員の任期等に関する特例に関する法律 (昭和二三、一二、一〇、法律第二三七号).....七六
- 一、麻薬取締法の一部を改正する法律 (昭和二三、一二、一〇、法律第二三八号).....七七
- 一、過度経済力集中排除法の一部を改正する法律 (昭和二三、一二、一〇、法律第二三九号).....七八

一、戸籍手数料の額を定める法律の一部を改正する法律（昭和二三、一二、一四、法律第二四〇号）……………七九

一、引揚同胞対策審議会設置法の一部を改正する法律（昭和二三、一二、一四、法律第二四一号）……………七九

一、水産業協同組合法（昭和二三、一二、一五、法律第二四二号）……………八〇

一、水産業協同組合法の制定に伴う水産業団体の整理等に関する法律（昭和二三、一二、一五、法律第二四三号）……………一三五

一、郵政省設置法（昭和二三、一二、一五、法律第二四四号）……………一四六

一、電気通信省設置法（昭和二三、一二、一五、法律第二四五号）……………一六九

一、財閥同族支配力排除法の一部を改正する法律（昭和二三、一二、一六、法律第二四六号）……………二一四

一、国立國語研究所設置法（昭和二三、一二、二〇、法律第二五四号）……………二一六

一、日本專賣公社法（昭和二三、一二、二〇、法律第二五五号）……………二二〇

一、日本國有鉄道法（昭和、二三、一二、二〇、法律第二五六号）……………二三八

一、馬匹去勢法を廃止する法律（昭和二三、一二、二二、法律第二六四号）……………二五八

国会法の一部を改正する法律

（昭和二十三年十月十一日 法律第二百十四号）

国会法（昭和二十二年法律第七十九号）の一部を次のように改める。
第四十二條第一項の各号を次のように改める。

- 一 内閣委員会
- 二 人事委員会
- 三 地方行政委員会
- 四 經濟安定委員会
- 五 法務委員会
- 六 外務委員会
- 七 大藏委員会
- 八 文部委員会
- 九 厚生委員会
- 十 商工委員会
- 十一 農林委員会
- 十二 水産委員会

国会法の一部を改正する法律

副検事の任命資格の特例に関する法律の一部を改正する法律

- 十三 運輸委員会
- 十四 逓信委員会
- 十五 労働委員会
- 十六 建設委員会
- 十七 予算委員会
- 十八 決算委員会
- 十九 議院運営委員会
- 二十 懲罰委員会
- 二十一 図書館運営委員会

附則

この法律は、公布の日から、これを施行する。

副検事の任命資格の特例に関する法律の一部を改正す

る法律

(昭和二十三年十二月一日
法律第二百十五号)

副検事の任命資格の特例に関する法律(昭和二十二年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。

「一年以内」を「二年以内」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

衆議院議員選挙法第十二條の特例等に関する法律等の

一部を改正する法律

(昭和二十三年十二月一日
法律第二百十六号)

第一條 衆議院議員選挙法第十二條の特例等に関する法律(昭和二十二年法律第二号)の一部を次のように改正する。

第一條第一項中「昭和二十二年九月十五日の現在で」を削る。

第二條 選挙運動の文書図画等の特例に関する法律(昭和二十二年法律第十六号)の一部を次のように改正する。

第一條中「昭和二十二年及び昭和二十三年中に施行される」を削る。

附則第二項中「衆議院議員選挙運動等取締規則、参議院議員選挙運動取締規則及び地方議会議員等選挙運動等取締規則」を「衆議院議員選挙運動取締規則、参議院議員選挙運動取締規則及び地方公共団体の選挙の選挙運動取締規則」に、「この法律施行の日から、昭和二十三年十二月三十一日まで

衆議院議員選挙法第十二條の特例等に関する法律等の一部を改正する法律

で」を「この法律が効力を有する間に改める。

第三條 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。
第百八十三條第一項中「二年」を「三年」に改める。

附則

- 1 この法律は、公布の日から、これを施行する。
- 2 第三條の地方自治法第百八十三條第一項の改正規定は、この法律が施行される日の前日までに選任された地方公共団体の選挙管理委員については、その選任の日に遡つてこれを適用する。但し、この法律が施行される日までにすでにその後任者の選任に関する手続が開始されたものについては、この限りでない。

公認会計士法の一部を改正する法律

（昭和二十三年十二月一日）
法律第二百十七号

公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）の一部を次のように改正する。
第五十七條第二項第一号中「計理士」の次に「及び税務代理士」を加う。

附則

この法律は昭和二十三年十二月一日から施行する。

金資金特別会計法の一部を改正する法律

（昭和二十三年十二月二日）
法律第二百十八号

金資金特別会計法（昭和十二年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。
附則に次の四項を加える。

政府ハ当分ノ間金資金ニ不足ヲ生ジタルトキハ本会計ノ負担ニ於テ大藏省預金部又ハ日本銀行ヨリ借入金ヲ爲シ一時之ヲ補足スルコトヲ得但シ其ノ金額ハ五億円ヲ超過スルコトヲ得ズ
前項ノ規定ニ依ル借入金ハ一年内ニ之ヲ償還スベシ但シ必要アルトキハ一年内ノ期限ヲ以テ借換ヲ爲スコトヲ得

前二項ノ規定ニ依ル借入金ノ利子ハ本会計ノ歳出トス

前項ニ規定スル借入金ノ利子ノ支出ニ必要ナル金額ハ毎年度國債整理基金特別会計ニ之ヲ繰入ルベシ

附則

この法律は、公布の日から施行する。

工業所有権戦時法の一部を改正する法律

（昭和二十三年十二月二日）
法律第二百十九号

工業所有権戦時法（大正六年法律第二十一号）の一部を次のように改正する。
第一條から第四條までを次のように改める。

金資金特別会計法、工業所有権戦時法の一部を改正する法律

第一條乃至第四條 削除

第七條を次のように改める。

第七條 削除

附則

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 第五條又は第六條の適用に関しては、改正前の第四條の規定は、この法律施行後も、なおその効力を有する。

漁業権等臨時措置法

(昭和二十三年十二月二日
法律第二百二十号)

第一條 この法律は、漁業生産力を発展させ、漁業の民主化を図るための新たな法律が、現行の漁業法(明治四十三年法律第五十八号)に代つて制定施行されるまでの間、漁業権等に関する現狀を不当に変更することを防止し、もつて新漁業制度の実施を円滑にすることを目的とする。

第二條 農林大臣又は都道府県知事は、漁業の免許の出願が、従前の漁業権の存続期間の満了に際し手続上の手落その他特別の事由によつてその存続期間が更新されなかつたために出願した場合であつて、實質上従前の漁業権の存続期間の更新の申請であると認められる場合を除き、漁業の免許をしない。

2 農林大臣又は都道府県知事は、漁業権の変更の許可をしない。

第三條 漁業権は、この法律施行後その存続期間が満了するものであつても、その存続期間は、満了しないものとする。

第四條 漁業権は、都道府県知事の認可(地先水面専用の漁業権については、主務大臣の認可)を受けた場合を除き、譲渡又は抵当権(現に存する抵当権を除く)の目的となることができない。

第五條 漁業権の貸付契約であつてこの法律施行の際現に存するものについては、借受人が賃貸料を滞納する等信義に反する行為がある場合、一時的に貸し付けた場合、貸付契約の内容が事情の変更によつて妥当でなくなつた場合その他正当の事由がある場合を除き、その解除若しくは解約(合意解約を含む)をし、又は更新を拒むことができない。

2 前項の貸付契約の解除若しくは解約(合意解約を含む)をし、又は更新を拒もうとするときは、都道府県知事の認可を受けなければならない。

3 前二項の規定は、この法律施行の際現に存する入漁権を消滅させ、又はその更新を拒む場合に準用する。

第六條 左の各号の一に該当する者は、六月以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

一 第四條の規定に違反して漁業権を譲渡又は抵当権の目的とした者

二 前條第二項(同條第三項において準用する場合を含む)の規定に違反した者

第七條 前條の罪を犯した者には、情狀により、懲役及び罰金を併科することができる。

第八條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して第六條の違反行爲をしたときは、行爲者を罰する外、その法人又は人に対し、第六條の罰金刑を科する。

附則

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 この法律は、漁業法が廃止され、これに代るべき漁業に関する法律が制定施行される時に、その効力を失う。但し、その時までにした行爲に対する罰則の適用については、この法律は、その時以後もなおその効力を有する。

海事仲裁等に関する法律

(昭和二十三年十二月三日)
法律第二百二十一号

第一條 海運に関する事業者団体(事業者団体法(昭和二十三年法律第九十一号)第二條に規定する事業者団体をいう。以下同じ。)で、船舶共有、船舶貸借(期間より、船を含む)、運航委託、海上運送、海上保険若しくは船舶賣買に関する契約又は海損若しくは海難救助に関する事項(以下海事という。)について、紛争の仲裁又は解決に関する行爲を当該事業者団体の事業として行おうとするものは、当該事業者団体の定款又は寄附行爲及び紛争の仲裁又は解決に関する取扱規程(以下單に取扱規程という。)を提出して、運輸大臣の認可を受けなければならない。

第二條 運輸大臣は、前條の認可の申請があつた場合において、当該事業者団体の定款又は寄附行爲及び当該取扱規程が左の各号に掲げる要件を備えていなければ、これを認可してはならない。

一 事業者団体の定款又は寄附行爲に関する要件

イ 公益法人であること。

ロ 海運に関する現在又は將來の紛争について、その仲裁又は解決を当該事業者団体に依頼することを構成員の加入條件としておらず、紛争の仲裁又は解決に関する行爲は、一件ごとに当事者の任意の請求によつて行ふことを明記してあること。

ハ 任意に設立され、且つ、構成員が任意に加入し又は脱退することができること。

ニ 当該事業者団体が海運について、紛争の仲裁又は解決に関する行爲をすることが、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)の規定及び事業者団体法(第五條第一項第十六号の規定を除く。)の規定に反しないこと。

二 取扱規程に関する要件

イ 構成員間の海運に関する紛争の仲裁又は解決を当該事業者団体に依頼することを強制しておらず、紛争の仲裁又は解決に関する行爲は、一件ごとに任意の請求によつて行ふことを明記してあること。

ロ 構成員であるかどうかを問わず、何人も、自由に、且つ、同一の條件で当該事業者団体に海運に関する紛争の仲裁又は解決を依頼することができること。

第三條 事業者団体法第五條第一項第十六号の規定は、第一條の規定により認可された海運に関する事業者団体が海事に関する紛争の仲裁又は解決のために行う正当な行爲に対しては、適用がない。

第四條 事業者団体法（第五條第一項第十六号の規定を除く。）の規定及びその規定に基く公正取引委員会の権限は、前三條の規定により、変更されるものと解釈してはならない。

附 則

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 事業者団体法の一部を次のように改正する。
第六條第一項第八号を次のように改める。
八 海事仲裁等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十一号）第一條の規定によつて認可を受けた海運に関する事業者団体。但し、海事に関する紛争の仲裁又は解決のために行う正当な行爲に限る。
- 3 社団法人日本海運集会所が、この法律施行の日から三十日以内に定款及び取扱規程を運輸大臣に提出して、その認可を受けたときは、この法律施行の日において第一條の規定により認可があつたものとみなす。
- 4 前項の規定により行う運輸大臣の認可には、第二條の規定を準用する。

國家公務員法の一部を改正する法律

（昭和二十三年十二月三日）
法律第二百二十二号

國家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）の一部を次のように改正する。

この法律中別に定める場合を除き、「人事委員会」を「人事院」に、「人事委員長」を「人事院総裁」に、「人事委員」を「人事官」に、「事務局」を「事務総局」に、「事務局長」を「事務総長」に、「人事委員会規則」を「人事院規則」に、及び「内閣総理大臣」を「内閣」に改める。但し、國家公務員法附則第二條中「事務局」、「事務局長」及び「内閣総理大臣」は、これを改めない。

（この法律の目的及び効力）

第一條 この法律は、國家公務員たる職員について適用すべき各般の根本基準（職員の福祉及び利益を保護するための適切な措置を含む。）を確立し、職員がその職務の遂行に当り、最大の能率を発揮し得るよう、民主的な方法で、撰択され、且つ、指導されるべきことを定め、以て國民に対し、公務の民主的且つ能率的な運営を保障することを目的とする。

この法律は、もつぱら日本國憲法第七十三條にいう官吏に関する事務を掌理する基準を定めるものである。

何人も、故意に、この法律、人事院規則又は人事院指令に違反し、又は違反を企て若しくは共謀してはならない。又、何人も、故意に、この法律、人事院規則又は人事院指令の施行に関し、虚偽行爲をなし、若しくはなそうと企て、又はその施行を妨げてはならない。

この法律のある規定が、効力を失い、又はその適用が無効とされても、この法律の他の規定又は他の関係における適用は、その影響を受けない。

この法律の規定が、従前の法律又はこれに基く法令と矛盾し又は、い、触する場合には、この法律の規定が、優先する。

(一般職及び特別職)

第二條 國家公務員の職は、これを一般職と特別職とに分つ。

一般職は、特別職に属する職以外の國家公務員の一切の職を包含する。

特別職は、左に掲げる職員に属する職とする。

- 一 内閣総理大臣
- 二 國務大臣
- 三 人事官及び検査官
- 四 内閣官房長官
- 五 内閣官房次長
- 六 政務次官
- 七 連絡調整中央事務局長官
- 八 内閣総理大臣秘書官(三人以内)及びその他の秘書官(國務大臣又は特別職たる機関の長の各々につき一人)

九 就任について選挙によることを必要とし、あるいは国会の両院又は一院の議決又は同意によることを必要とする職員

十 宮内府長官、侍従長及び侍従並びに法律又は人事院規則で指定する宮内府のその他の職員

十一 大使及び公使

十二 裁判官並びに最高裁判所長官秘書官(一人)及び最高裁判所判事秘書官(判事の各々につき一人)

この法律の規定は、一般職に属するすべての職(以下その職を官職といひ、その職を占める者を職員といふ)に、これを適用する。人事院は、ある職が、國家公務員の職に属するかどうか及び本條に規定する一般職に属するか特別職に属するかを決定する権限を有する。

この法律の規定は、この法律の改正法律により、別段の定がなされない限り、特別職に属する職には、これを適用しない。

政府は、一般職又は特別職以外の勤務者を置いてその勤務に対し俸給、給料その他の給與を支持つてはならない。

前項の規定は、政府又はその機関と外國人の間に、個人的基礎においてなされる勤務の契約には適用されない。

(設置)

第三條 この法律の完全な実施を確保し、その目的を達成するため人事院を設け、この法律実施の責

國家公務員法の一部を改正する法律

に任ぜしめる。

國家公務員に関する事務を掌理するため、内閣の所轄の下に人事院を置く。人事院は、この法律に定める基準に従つて、内閣総理大臣に報告しなければならない。

人事院は、この法律に従い、左に掲げる事項について職員に関する諸般の方針、基準、手続、規則及び計画を整備、調整、総合及び指示し、且つ、立法その他必要な措置を勧告する。

一 職階、給與、重複給與、給與準則、試験、資格要件、募集、任用候補者名簿、任用候補者の提示、採用、條件附任用期間、臨時的任用、非常勤任用、重複任用、宣誓、昇任、降任、轉任、復職、配置轉換、退職、恩給、免職、人員の減少、勤務成績の評定、人事行政用語の定義及びこれらに関連する事項

二 勤務時間、休暇、休職、保健、安全、元氣回復、教育訓練、厚生、素行、政治的活動、私企業からの隔離、秘密の保持、規律、離職、公正な取扱、分限、保障、行政的措置の要求、苦情の処理、公務傷病に対する補償、政府の人事行政に関する調査、研究及び監察並びにこれらに関連する事項

三 人事記録及び人事統計並びにこの法律、人事院規則及び人事院指令に従つて給與が支拂われているかどうかを確かめるための給與簿の監理及び検査

四 人事主任官会議の開催

五 その他法律に基きその権限に属せしめられた事項

この法律により、人事院が処置する権限を與えられている部門においては、人事院の決定及び処分は、その定める手続により、人事院によつてのみ審査される。

前項の規定は、法律問題につき裁判所に出訴する権利に影響を及ぼすものではない。

(職員)

第四條 人事院は、人事官三人をもつて、これを組織する。

人事官のうち一人は、総裁として命ぜられる。

人事院は、事務総長及び予算の範囲内においてその職務を適切に行うため必要とする職員を任命する。

人事院は、その内部機構を管理する。國家行政組織法(昭和二十三年法律第二百十号)は、人事院には適用されない。

第五條第五項中「一年」を「五年」に、「政党の役員」を「政党の役員、政治的顧問その他これらと同様な政治的影響力をもつ政黨員」に改め、同條第六項中「若しくは高等学校における同一学科(学科の区分のない大学については同一学部)」を削る。

第七條第三項但書を削る。

第八條第一項本文を次のように改める。

人事官は、左の各号の一に該当する場合を除く外、その意に反して罷免されることがない。

同條第一項第二号中「内閣総理大臣」を「国会」に改め、同條同項第三号を次のように改め、第三

國家公務員法の一部を改正する法律

項但書及び第六項を削る。

三 任期が満了して、再任されず又は人事官として引き続き十二年在任するに至つた場合
第九條第二項乃至第四項中「内閣総理大臣」を「國會」に改める。

(俸給)

第十條 人事官は、國務大臣と同じ基礎に基く給與を受けるものとし、人事官に支拂われる給與の総額は、いずれの國務大臣が受ける給與の総額よりも少くしてはならない。

第十一條第二項中「会務」を「院務」に改める。

(人事院会議)

第十二條 定例の人事院会議は、人事院規則の定めるところにより、少なくとも一週間に一回、一定の場所において開催することを常例としなければならない。

人事院会議の議事は、すべて議事録として記録しておかなければならない。

前項の議事録は、幹事がこれを作成する。

人事院の事務処理の手續に關し必要な事項は、人事院規則でこれを定める。

事務総長は、幹事として人事院会議に出席する。

人事院は、左に掲げる権限を行う場合においては、人事院の議決を経なければならない。

一 人事院規則の制定及び改廢

二 第十三條の規定による應急予備金の支出

三 第二十二條の規定による關係廳の長に対する勸告

四 第二十三條の規定による國會及び内閣に対する意見の申出

五 第二十四條の規定による國會及び内閣に対する報告

六 第二十八條の規定による國會及び内閣に対する勸告

七 第二十九條の規定による職階制の立案

八 第三十六條(第三十七條において準用する場合を含む。)の規定による選考基準の決定及び選考機關の指定

九 第四十八條の規定による試験機關の指定

十 第六十條の規定による臨時的任用及びその更新に対する承認、臨時的任用に係る職員の員数の制限及びその資格要件の決定並びに臨時的任用の取消(人事院規則の定める場合を除く。)

十一 第六十三條の規定による給與準則の立案

十二 第六十七條の規定による給與準則の改訂案の作成

十三 第七十二條の規定による關係廳の長に対する勸告及び表彰又は矯正方法に關する立案(人事院規則の定める場合を除く。)

十四 第八十七條の規定による事案の判定

十五 第九十二條の規定による処分判定

十六 第九十五條の規定による補償に關する重要事項の立案

國家公務員法の一部を改正する法律

十七 第百三條の規定による異議の申立についての判定

十八 第百八條の規定による恩給に関する重要事項の立案

十九 その他人事院の議決によりその議決を必要とされた事項

(事務総局及び予算)

第十三條 人事院に事務総局及び法律顧問を置く。

事務総局の組織及び法律顧問に關し必要な事項は、人事院規則でこれを定める。

人事院は、毎会計年度の開始前に、次の会計年度においてその必要とする経費の要求書を國の予算に計上されるように内閣に提出しなければならない。この要求書には、土地の購入、建物の建造、事務所の借上、家具、備品及び消耗品の購入、俸給及び給料の支拂その他この法律を完全に実施するため必要なあらゆる役務及び物品に關する経費が計上されなければならない。

昭和二十七年三月三十一日までは、前項の経費の中には、應急予備金が設けられなければならない。應急予備金は、總裁がこれを管理する。應急予備金を支出するには、人事院の議決を経なければならない。

内閣が、人事院の経費の要求書を修正する場合においては、人事院の要求書は、内閣により修正された要求書とともに、これを國會に提出しなければならない。

人事院は、國會の承認を得て、その必要とする地方の事務所を置くことができる。

(事務総長)

第十四條 事務総長は、總裁の職務執行の補助者となり、その一般的監督の下に、人事院の事務上及び技術上のすべての活動を指揮監督し、この法律の目的を達成するための諸般の計画を樹立し、人事院の職員について計画を立て、募集、配置及び指揮を行い、又、この法律の目的を達成するために必要な、適当で、且つ、法令の規定に従つた諸般の措置を行い、人事院會議の幹事及び人事主任官會議の議長となる。

事務総長は、次官と同じ基礎に基く給與を受けるものとし、事務総長に支拂われる給與の総額は、いずれの次官が受ける給與の総額よりも少くしてはならない。但し、法律に定める家族手当及び超過勤務手当については、この限りではない。

(人事院の職員の兼職禁止)

第十五條 人事官及び事務総長は、他の官職を兼ねてはならない。

(人事院規則及び人事院指令)

第十六條 人事院は、この法律の執行に關し必要な事項について、人事院規則を制定し、人事院指令を發し、及び手續を定める。人事院は、いつでも、適宜に、人事院規則を改廢することができる。

人事院規則及びその改廢は、官報をもつて、これを公布する。

人事院は、この法律に基いて人事院規則を実施し又はその他の措置を行うため、人事院指令を發することができる。

(給與の支拂の監理)

第十八條 人事院は、職員に対する給與の支拂を監理する。

職員に対する給與の支拂は、人事院規則又は人事院指令に反してこれを行つてはならない。

第十九條 第四項中、「第二項の規定による」を「総理廳、各省その他の機關によつて作成保管された」に改める。

第二十一條中「重要でないものについて、」を「人事院規則の定めるものについては、」に改める。
第二十二條第二項中「及び人事の交流」を「人事の交流その他労力活用に関する事項」に改める。
(法令の制定改廢に関する意見の申出)

第二十三條 人事院は、この法律の目的達成上、法令の制定又は改廢に関し意見があるときは、その意見を國會及び内閣に同時に申し出なければならぬ。

第二十四條第一項を次のように改める。

人事院は、毎年、國會及び内閣に対し、業務の状況を報告しなければならない。

第二十七條中「又は門地」を「門地又は第三十八條第五号に規定する場合を除くの外政治的意見若しくは政治的所屬關係」に改める。

(情勢適應の原則)

第二十八條 この法律に基いて定められる給與、勤務時間その他勤務條件に関する基礎事項は、國會により、社会一般の情勢に適應するように、隨時これを變更することができる。その變更に関しては、人事院においてこれを勧告することを怠つてはならない。

人事院は、毎年、少くとも一回、俸給表が適當であるかどうかについて國會及び内閣に同時に報告しなければならない。給與を決定する諸條件の変化により、俸給表に定める給與を百分の五以上増減する必要が生じたとき認められるときは、人事院は、その報告にあわせて、國會及び内閣に適當な勧告をしなければならない。

第二十九條第二項中「に應じて定めた職種別に、且つ、職務の」を「及び」に改め、「定めた等級別に」を削り、同條第三項中「職種及び等級を同じくする」を「同一の内容の雇用條件を有する同一の職級に属する」に改め、同條第四項中「この法律の実施前に」を削り、同條に次の一項を加える。

政府職員の新給與実施に関する法律(昭和二十三年法律第四十六号)第十四條の規定による職務の分類は、これを本條その他の條項に規定された計画であつて、且つ、この法律の要請するところに適合するものとみなし、その改正が人事院によつて勧告され、國會によつて制定されるまで効力をもつものとする。

第三十條第一項を次のように改める。

職階制は、実施することができるものから、逐次これを実施する。

第三十一條第一項中「職階制を実施することとなつた場合においては」を「職階制を実施するにあつては」に、及び「職種及び等級」を「職級」に改める。

(職階制によらない官職の分類の禁止)

第三十二條 一般職に属するすべての官職については、職階制によらない分類をすることはできな

5。

(任免の根本基準)

第三十三條 すべて職員の内用は、この法律及び人事院規則の定めるところにより、その者の受験成績、勤務成績又はその他の能力の実証に基いて、これを行う。

人事院は、試験を採用試験、昇任試験又はその両者を兼ねるものいずれとするかを適宜決定する。職員の免職は、法律に定める事由に基いてこれを行わなければならない。

前三項に規定する根本基準の実施につき必要な事項は、この法律に定のあるものを除いては、人事院規則でこれを定める。

(用語の定義)

第三十四條 人事院は、この法律の施行上必要とする用語の定義、説明及び使用について、人事院規則でこれを定める。

第三十六條第一項中「職種及び等級」を「官職」に改め、同條第三項を削る。

第三十七條第一項を次のように改める。

職員の内用は、その官職より下位の官職の在職者の間における競争試験(以下試験という。)によるものとする。但し、人事院は、必要と認めるときは、試験を受ける者の範囲を、適宜制限することができる。

第三十八條第四号中「第九十九條又は第一百十條第三号」を「第九十九條から第一百一十條まで」に改め

る。

第四十二條中「職種及び等級に應じ」を削る。

第四十四條中「職種及び等級」を「官職」に改める。

第四十五條中「目的とし、その内容は、實際的なものであることを要する。」を「目的とする。」に改める。

第四十七條第二項中「職種及び等級」を「官職」に改め、「試験科目及びその各科目の比重、」を削り、同條第三項中「事項が漏れなく判明することのできるように、」を「事項を周知させることができるように、」に改め、同條に次の一項を加える。

人事院は、公告された試験又は実施中の試験を、取り消し又は変更することができる。

第五十條中「職種及び等級に應じ、」を削る。

第五十一條中「職種及び等級の」を削る。

第五十二條中「職種及び等級の」を削る。

第五十四條中「その全部又は一部を」を「これを」に改める。

(任命権者)

第五十五條 任命権は、法律に別段の定のある場合を除いては、内閣、各大臣(内閣総理大臣、法務総裁及び各省大臣をいう。以下同じ。)、会計検査院長及び人事院総裁並びに各外局の長に属するものとする。これらの機関の長の有する任命権は、その部内の機関に属する官職に限られ、内閣の有

する任命権は、その直屬する機関に屬する官職に限られる。但し、外局の長に対する任命権は、各大臣に屬する。

前項に規定する機関の長たる任命権者は、その任命権を、その部内の上級の職員に限り委任することができる。この委任は、その効力が發生する日の前に、書面をもつて、これを人事院に提示しなければならない。

この法律、人事院規則及び人事院指令に規定する要件を備えない者は、これを任命し、雇用し、昇任させ若しくは轉任させてはならず、又はいかなる官職にも配置してはならない。

第五十六條に次の但書を加える。

但し、昭和二十六年七月一日前においては、人事院は、人事院の議決によつて、いかなる官職についても、その選択の範囲を高点順の志望者四人以内に制限することができる。

(條件附任用期間)

第五十九條 一般職に屬するすべての官職に対する職員の採用又は昇任は、すべて條件附のものとし、その職員が、その官職において六月を下らない期間を勤務し、その間その職務を良好な成績で遂行したときに、正式のものとなるものとする。

條件附採用に關し必要な事項又は條件附採用期間であつて六月をこえる期間を要するものについては、人事院規則でこれを定める。

第六十條第二項中「職種又は等級により、」を削り、同條第三項中「前二項の規定」の下に「又は人

事院規則」を加え、同條第五項中「これに基いて発する政令及び」を削る。

第六十一條中「任命権者が、」の下に「この法律及び人事院規則に従い、」を加える。

第六十二條第二項を次のように改める。

前項の規定の趣旨は、できるだけすみやかに達成されなければならない。

第六十三條第二項中「内閣総理大臣」を「國會及び内閣」に改める。

第六十四條第二項を次のように改める。

俸給表は、生計費、民間における賃金その他人事院の決定する適當な事情を考慮して定められ、且つ、等級又は職級ごとに明確な俸給額の幅を定めていなければならない。

第六十五條第一項第一号中「同一等級」を「同一の等級又は職級」に改め、同項第五号中「常時勤務を要しない官職」の上に「扶養家族の数、」を加える。

第六十六條第一項中「職種及び等級」を「職級」に改め、同條第二項を削る。

第六十七條中「内閣総理大臣」を「國會及び内閣」に改める。

第六十八條第三項中「政令又は」を削る。

第六十九條及び第七十條中「法令又は人事委員会規則」を「法令、人事院規則又は人事院指令」に改める。

第七十二條第三項中「これを内閣総理大臣に提出しなければならない。」を「これについて、適當な措置を講じなければならない。」に改める。

第七十五條第一項中「法律」の下に「又は人事院規則」を加える。

(離職)

第七十七條 職員の離職に関する規定は、この法律及び人事院規則でこれを定める。

第七十八條第一号中「拳がらない」を「よくない」に改め、同條第三号中「職種又は等級の」を削り、同條に次の一号を加える。

四 官制若しくは定員の改廃又は予算の減少により廢職又は過員を生じた場合

第七十九條中「左の各号の一に該当する場合」の下に「又は人事院規則で定めるその他の場合」を加える。

第八十條第一項を次のように改める。

前條第一号の規定による休職の期間は、人事院規則でこれを定める。休職期間中その事故の消滅したときは、休職は当然終了したものとし、すみやかに復職を命じなければならない。

同條第二項の次に次の一項を加え、第三項中「休職者は、その休職の期間中俸給の三分の一を受けらる。」を「休職者は、その休職の期間中、給與準則で別段の定をしない限り、何等の給與を受けてはならない。」に改める。

いかなる休職も、その事由が消滅したときは、当然に終了したものとみなされる。

第八十一條第一項第三号を削り、第四号を第三号に改め、同條第三項を削る。

第八十三條第一項を次のように改める。

停職の期間は、一年をこえない範囲内において、人事院規則でこれを定める。

同條第二項中「その停職の期間中俸給の三分の一を受ける。」を「第九十二條の規定による場合の外、停職の期間中給與を受けることができない。」に改め、同條第三項を削る。

第八十四條に次の一項を加える。

人事院は、この法律に規定された調査を経て職員を懲戒手続に付することができる。

(刑事裁判との関係)

第八十五條 懲戒に付せらるべき事件が、刑事裁判所に係属する間においても、人事院又は人事院の承認を経て任命権者は、同一事件について、適宜に、懲戒手続を進めることができる。この法律による懲戒処分は、当該職員が、同一又は関連の事件に関し、重ねて刑事上の訴追を受けることを妨げない。

(調査の結果採るべき措置)

第九十二條 前條に規定する調査の結果、処分を行うべき事由のあることが判明したときは、人事院は、その処分を承認し、又はその裁量により修正しなければならない。

前條に規定する調査の結果、その職員に処分を受けるべき事由のないことが判明したときは、人事院は、その処分を取り消し、職員としての権利を回復するために必要で、且つ、適切な処置をなし、及びその職員がその処分によつて受けた不当な処置を是正しなければならない。人事院は、職員がその処分によつて失つた俸給の弁済を受けるように指示しなければならない。

前二項の判定は、最終のものであつて、人事院規則の定めるところにより、人事院によつてのみ審査される。

(補償制度の立案及び実施の責務)

第九十五條 人事院は、なるべくすみやかに、補償制度の研究を行い、その成果を国会及び内閣に提出するとともに、その計画を実施しなければならない。

(法令及び上司の命令に従う義務並びに職員の団体)

第九十八條 職員は、その職務を遂行するについて、法令に従い、且つ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。

職員は、組合その他の団体を結成し、若しくは結成せず、又はこれに加入し、若しくは加入しないことができる。職員は、これらの組織を通じて、代表者を自ら選んでこれを指名し、勤務条件に關し、及びその他社交的厚生の活動を含む適法な目的のため、人事院の定める手続に従い、当局と交渉することができる。但し、この交渉は、政府と団体協約を締結する権利を含まないものとする。すべて職員は、職員の団体に属していないという理由で、不満を表明し又は意見を申し出る自由を否定されてはならない。

職員は、前項の組合その他の団体について、その構成員であること、これを結成しようとしたこと、若しくはこれに加入しようとしたこと、又はその団体における正当な行爲をしたことのために不利益な取扱を受けない。

警察職員、消防職員(國家消防廳の職員を含むものとする。)及び海上保安廳又は監獄において勤務する職員は、第二項に規定する職員の団体を結成し、及びこれに加入することができない。

職員は、政府が代表する使用者としての公衆に対して同盟罷業、怠業その他の争議行爲をなし、又は政府の活動能率を低下させる意業的行爲をしてはならない。又、何人も、このような違法な行爲を企て、又はその遂行を共謀し、そのかし、若しくはあつてはならない。

職員で同盟罷業その他前項の規定に違反する行爲をした者は、その行爲の開始とともに、國に對し、法令に基いて保有する任命又は雇用上の権利をもつて、對抗することができない。

第二項の組合その他の団体は、これを法人とすることができる。民法(明治二十九年法律第八十九号)及び非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)中民法第三十四條に規定する法人に關する規定は、本項の法人についてこれを準用する。但し、これらの規定中「主務官廳」とあるのは、「人事院」と読み替へるものとする。

第百條に次の一項を加える。

前三項の規定は、人事院で扱われる調査又は審理の際人事院から求められる情報に關しては、これを適用しない。何人も、人事院の権限によつて行われる調査又は審理に際して、秘密の又は公表を制限された情報を陳述し又は証言することを人事院から求められた場合には、何人からも許可を受ける必要がない。人事院が正式に要求した情報について、人事院に對して、陳述及び証言を行わなかつた者は、この法律の罰則の適用を受けなければならない。

國家公務員法の一部を改正する法律

(職務に専念する義務)

第百一條 職員は、人事院規則の定める場合を除いては、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職務遂行のために用い、政府がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。職員は、人事院規則の定める場合を除いては、官職を兼ねてはならない。職員は、官職を兼ねる場合においても、それに対して給與を受けてはならない。

前項の規定は、地震、火災、水害その他重大な災害に際し、当該官廳が職員を本職以外の業務に従事させることを妨げない。

職員は、政府から給與を受けながら、職員の団体のため、その事務を行い、又は活動してはならない。但し、職員は、人事院によつて認められ又は人事院規則によつて定められた條件又は事情の下において、第九十八條の規定により認められた行爲をすることが出来る。

第百二條第一項中「これらの行爲に關與してはならない。」を「これらの行爲に關與し、あるいは選挙権の行使を除く外、人事院規則で定める政治的行爲をしてはならない。」に改め、同條第二項中「人事委員会規則で別段の定をした場合は、」を削り、同條第三項を次のように改める。

職員は、政党その他の政治的団体の役員、政治的顧問、その他これらと同様な役割をもつ構成員となることのできなう。

第百三條第二項を次のように改める。

職員は、離職後二年間は、營利企業 の地位で、その離職前五年間に在職していた人事院規則で定

める國の機關と密接な關係にあるものにつくことを承諾し又はついでにはならない。

第百四條中「その他の事業に従事し、若しくは事務を行うには、その所轄廳の長の許可を要する。」を「その他いかなる事業に従事し、若しくは事務を行うにも、人事院及びその職員の所轄廳の長の許可を要する。」に改める。

(職員の職務の範囲)

第百五條 職員は、職員としては、法律、命令、規則又は指令による職務を担当する以外の義務を負わない。

第百八條第三項中「健全な基礎のもとに」を「健全な保険数理を基礎として」に、同條第四項中「内閣総理大臣」を「国会及び内閣」に改める。

第百九條 左の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

- 一 第五條に規定する資格を有しない人事官の任命に同意した閣員
- 二 第七條第三項の規定に違反して任命を受諾した者
- 三 第八條第三項の規定に違反して故意に人事官を罷免しなかつた閣員
- 四 人事官の欠員を生じた後六十日以内に人事官を任命しなかつた閣員（此の期間内に兩議院の同意を経なかつた場合には此の限りでない。）
- 五 第十五條の規定に違反して官職を兼ねた者
- 六 第十六條第二項の規定に違反して故意に人事院規則及びその改廢を官報に掲載することを怠つ

た者

- 七 第十九條の規定に違反して故意に人事記録の作成、保管又は改訂をしなかつた者
 - 八 第二十條の規定に違反して故意に報告しなかつた者
 - 九 第二十七條の規定に違反して差別をした者
 - 十 第四十七條第三項の規定に違反して試験の公告を怠り又はこれを抑止した職員
 - 十一 第八十三條第一項の規定に違反して停職を命じた者
 - 十二 第九十二條の規定によつてなされる人事院の判定、処置又は指示に故意に従わなかつた者
 - 十三 第百條第一項又は第二項の規定に違反して秘密を漏らした者
 - 十四 第百三條の規定に違反して營利企業の地位についた者
 - 十五 附則第十一條の規定に違反して臨時的任用の期間を延長した任命権者
- 第百十條** 左の各号の一に該当する者は、三年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二條第六項の規定に違反した者
- 二 第十條又は第十四條の規定に違反して給與を支拂つた者
- 三 第十七條第二項の規定による証人として喚問を受け虚偽の陳述をした者
- 四 第十七條第二項の規定により証人として喚問を受け正当の理由がなくてこれに應ぜず、又は同項の規定により書類又はその写の提出を求められ正当の理由がなくてこれに應じなかつた者
- 五 第十七條第二項の規定により書類又はその写の提出を求められ、虚偽の事項を記載した書類又は

は写を提出した者

- 六 第十八條の規定に違反して給與を支拂つた者
- 七 第三十三條第一項の規定に違反して任命をした者
- 八 第三十九條の規定による禁止に違反した者
- 九 第四十條の規定に違反して虚偽行爲を行つた者
- 十 第四十一條の規定に違反して受験若しくは任用を阻害し又は情報を提供した者
- 十一 第六十三條第一項又は第六十六條の規定に違反して給與を支給した者
- 十二 第六十八條の規定に違反して給與の支拂をした者
- 十三 第七十條の規定に違反して給與の支拂について故意に適当な措置をとらなかつた人事官
- 十四 第八十三條第二項の規定に違反して停職者に俸給を支給した者
- 十五 第八十六條の規定に違反して故意に勤務條件に関する行政措置の要求の申出を妨げた者
- 十六 第九十八條第四項の規定に違反して職員の団体を結成した者
- 十七 何人たるを問はず第九十八條第五項前段に規定する違法な行爲の遂行を共謀し、そのかし、若しくはあり、又はこれらの行爲を企てた者
- 十八 第百條第四項の規定に違反して陳述及び証言を行わなかつた者
- 十九 第百二條第一項に規定する政治的行爲の制限に違反した者
- 二十 任命権者で、附則第九條第一項の規定による臨時的任用を終了させなかつた者

前項第八号に該当する者の收受した金銭その他の利益は、これを没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その價額を追徴する。

第百十一條 第九号から第十六号まで、第十八号及び第二十号に掲げる行爲を企て、命じ、故意にこれを容認し、そのかし又はそのほう助をした者は、それぞれ各本條の刑に処する。

附則第一條第二項を削り、同條第三項中「附則の規定」を「罰則及び附則の規定」に、及び「法律又は人事委員会規則」を「法律、人事院規則又は人事院指令」に改める。

附則第二條第五項を次のように改める。

人事院設置の際現在に職する委員長及び委員は、この法律により人事官の任命があるまでは、人事官の地位に在るものとみなし、その間は、委員長は、人事院総裁の職務を行うものとする。委員長及び委員は、人事官が任命されたときは、退職するものとし、その場合においては、委員長は、遅滞なくその事務を人事院総裁に引き継がなければならない。人事官の任命は、人事院設置後五日以内に、これを行わなければならない。

同條第八項の次に次の一項を加える。

臨時人事委員会の職員は、人事院が設置されたときは、六月の間人事院の職員として條件附で任用されたものとし、その期間を良好に終了したときは、この法律に基く試験又は選考に合格し、且つ、この法律に基く手続によつてその官職を保持するものとみなされ、正式に任命されたものとす

る。本項のいかなる規定も、人事院の職員に対し、附則第九條の規定の適用を免除するものではない。

附則第三條を次のように改める。

第三條 第五條第六項にいう大学学部には、旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学学部及び旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校を含むものとする。

附則第九條から附則第十一條までを次のように改める。

第九條 人事院の指定する日において、次官、局長、次長、課長及び課長補佐その他これらに準ずる官職で人事院の指定するものに在任するものは、人事院規則の定めるところにより、その官職に臨時的に任用されたものとみなす。この臨時的任用は、昭和二十三年七月一日から三年をこえることができず、且つ、その期限前においても人事院規則又は人事院指令により、終了させることができず。人事院は、随時それらの官職に準ずる官職を追加して指定し、本條の規定を適用しなければならない。人事院は、公務の適切な運営のため、いかなる官職に在任する職員に対しても、適宜試験を実施し、これを轉退職させることができる。

人事院は、昭和二十三年七月一日から二年以内に、前項に規定する官職について、この法律に基き必要な試験を実施しなければならない。

第十條 前條第一項の規定により指定される官職以外の官職に在任する職員は、人事院の指定する日において、その在任する官職に対し、この法律に基く手続によつて、資格を與えられたものとみな

し、すべてこれに人事院規則を適用する。

第十一條 任命権者は、昭和二十六年七月一日前においては、人事院の承認を得て、且つ、人事院規則に従い、第六十條第一項に規定する臨時的任用の期間を延長することができる。
附則第十三條中「外交官、領事官その他の在外職員、学校教員、裁判所の職員、検察官その他の」を削る。

附則に次の二條を加える。

第十五條 人事院は、昭和二十六年七月一日前においては、都道府縣、市その他地方公共団体の人事機関が、この法律によつて確立された原則に沿つて設置され、且つ、運営されるように協力し、及び技術的助言をなすことができる。

第十六條 労働組合法（昭和二十年法律第五十一号）、労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）、労働基準法（昭和二十四年度以後の会計年度について適用し、この附則第六條の規定及びこれらの法律に基いて発せられる命令は、第二條の一般職に属する職員には、これを適用しない。

第一次改正法律附則

第一條 この法律は、公布の日から、施行する。但し、改正後の國家公務員法第十三條第三項から第五項までの規定は、昭和二十四年度以後の会計年度について適用し、この附則第六條の規定及びこの附則第七條中船員職業安定法（昭和二十三年法律第三百十号）第十條の改正規定は、別に人事院規則で定める日から適用する。

第二條 人事院規則で定められた場合を除き、國家公務員法第二百二條第二項の改正規定施行の際、職員で現に公選による公職に在る者は、昭和二十四年六月三十日までその公職を退いて辞表の写及びその辞表が受理され、且つ、その効力を生じたことを公に証明する書面を人事院に送付しない限り、その日においてその官職を失うものとする。

第三條 一般職に属する職員に関しては、別に法律が制定実施されるまでの間、國家公務員法（昭和二十二年法律第九号）及び同法に基く法律又は人事院規則で定められた事項に矛盾しない範囲内において、労働基準法及び船員法並びにこれらに基く命令の規定を準用する。但し、労働基準監督機関の職権に関する規定は、一般職に属する職員の勤務条件に関しては、準用しない。

2 前項の場合において必要な事項は、人事院規則で定める。

第四條 職員を主たる構成員とする労働組合又は団体で、國家公務員法附則第十六條の規定が適用される日において、現に存するものは、引き続き存続することができる。これらの団体は、すべて役員（選挙及び業務執行について民主的手続を定め、その他その組織、目的及び手続において、この法律の規定に従わなければならない。これらの団体は、人事院の定める手続により、人事院に登録しなければならない。

2 前項の組合又は団体に関して必要な事項は、法律又は人事院規則で定める。

第五條 國家公務員法附則第十六條の規定施行前になした同條に掲げる法令の規定に違反する行為に関する罰則の適用については、同條の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第六條 職業安定法（昭和二十二年法律第四百十一号）の一部を次のように改正する。

第九條 第一項中「労働大臣」を「人事院」に改め、同條第二項を削り、同條第三項を第二項に改め、同項中「第一項」を「前項」に改め、「國の官吏その他の職員は、」の下に「國家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）が適用されるまでは、」を加える。

第七條 船員職業安定法の一部を次のように改正する。

第一條中「海上企業」を「政府以外の海上企業（以下海上企業という。）」に改め、同條に次の一項を加える。

2 政府の業務に従事する船舶に雇用され、俸給、給料、報酬及びその他の給與を國庫より受ける船員の募集、資格要件及び採用は、國家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）の規定による。

第八條 第二項の次に次の一項を加える。

3 職員に関する事務は、國家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）の規定による。

第十條中「運輸大臣」を「人事院」に改める。

第二十八條に次の一項を加える。

2 船員教育機関の人事の管理は、國家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）の規定による。

第八條 昭和二十三年七月二十二日附内閣總理大臣宛連合國最高司令官書簡に基く臨時措置に関する政令（昭和二十三年政令第二百一号）は、國家公務員に関する限り、その効力を失う。

2 前項の政令がその効力を失う前になした同令第二條第一項の規定に違反する行為に関する罰則の適用については、なお従前の例による。

第九條 この法律施行の際、他の法令中「人事委員会」、「人事委員長」、「人事委員」及び「人事委員会規則」とあるのは、それぞれ「人事院」、「人事院総裁」、「人事官」及び「人事院規則」と読み替えるものとする。

第十條 人事院設置の際、現に臨時人事委員会の職員である者は、別に辞令を發せられない限り、そのまま人事院の各相当の職員となるものとする。人事院の事務総長の職は、臨時人事委員会の事務局長の職に相当するものとする。

第十一條 國會及び裁判所の職員は、昭和二十六年十二月三十一日までこの法律の定める一般職に属する職員とする。

第十二條 官吏懲戒令（明治三十二年勅令第六十三号）、高等試験委員及び普通試験委員官制（大正七年勅令第九号）、高等試験令（昭和四年勅令第十五号）、一級官吏銓衡委員会官制（昭和十六年勅令第四号）、昭和二十年勅令第七十七号（二級事務官吏の任用資格の特例に関する件）、二級事務官吏銓衡委員会官制（昭和二十年勅令第七十八号）及び高等試験委員及び普通試験委員臨時措置法（昭和二十三年法律第五十三号）並びにこれらに基く命令は、この法律施行の日から廢止する。但し、高等試験令は、裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）、第六十六條及び弁護士法（昭和八年法律第五十三号）第三條の試験に関する限り、又、高等試験委員会は、その第三部に關する限り、昭和二十

三年十二月三十一日まで、従前の法律に定めた条件の下に存続するものとする。

2 この法律施行の際、現に前項に規定する法令によつて設置された委員会の事務にもつばら従事している職員は、その日において、辞令を用いることなく、その職を免ぜられるものとする。

地方財政委員会法の一部を改正する法律 (昭和二十三年十二月四日 法律第二百二十三号)

地方財政委員会法(昭和二十二年法律第五十五号)の一部を次のように改正する。

附則第三項中「この法律公布の日から一年間を限り」を「昭和二十四年三月三十一日まで」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

畜産に関する農業協同組合又は農業協同組合連合会が馬匹組合又は都道府県から財産の移轉を受ける場合における課税の特例に関する法律 (昭和二十三年十二月四日 法律第二百二十四号)

(地方税の免除)

第一條 畜産に関する農業協同組合又は農業協同組合連合会が競馬法(昭和二十三年法律第五十八号)第三十七條第三項の規定により都道府県から資産の譲渡を受け、又は畜産に関する農業協同組合が馬匹組合の整理等に関する法律(昭和二十三年法律第六十六号)第四條の規定により郡市を区域とする馬匹組合から資産の譲渡を受ける場合において、当該財産の移轉に対しては、地方公共団体は、地方税を課することができない。

(登録税の課税標準の価格の特例)

第二條 畜産に関する農業協同組合若しくは農業協同組合連合会が競馬法第三十七條第三項の規定により都道府県から不動産若しくは船舶に関する権利を承継する場合又は畜産に関する農業協同組合が馬匹組合の整理等に関する法律第四條の規定により郡市を区域とする馬匹組合から不動産若しくは船舶に関する権利を承継する場合において、その取得につき登記を受ける場合の不動産又は船舶の価格は、畜産に関する農業協同組合又は農業協同組合連合会が当該権利を都道府県から承継する場合にあつては馬匹組合連合会(縣を区域とする馬匹組合を含む)が競馬法第三十七條第二項の規定により都道府県に譲渡した直前の帳簿価格により、畜産に関する農業協同組合が当該権利を郡市を区域とする馬匹組合から承継する場合にあつては郡市を区域とする馬匹組合が譲渡する直前の帳簿価格による。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

畜産に関する農業協同組合又は農業協同組合連合会が馬匹組合又は都道府県から財産の移轉を受ける場合における課税の特例に関する法律

訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律

(昭和二十三年十二月四日 法律第二百二十五号)

訴訟費用等臨時措置法(昭和十九年法律第二号)の一部を次のように改正する。

第二條中「二十五倍」を「七十倍」に改める。
第三條中「四十圓」を「百二十圓」に、「百二十圓」を「三百六十圓」に、「二百圓」を「六百圓」に、「百五十圓」を「四百八十圓」に、「八圓」を「二十四圓」に改める。
第四條第一項中「三圓」を「十五圓」に、「一圓五十錢」を「五圓」に、「三圓六十錢」を「十二圓」に、同條第二

「五百圓マデ	十五圓	「五百圓マデ	二十圓
二千圓マデ	二十五圓	二千圓マデ	三十圓
五千圓マデ	三十五圓	五千圓マデ	四十五圓
一萬圓マデ	四十五圓	一萬圓マデ	六十圓
三萬圓マデ	六十圓	五萬圓マデ	百圓
五萬圓マデ	七十五圓	十萬圓ヲ超ユルトキ	百五十圓
五萬圓ヲ超ユルトキ	百圓	十萬圓ヲ超ユルトキ	二百圓
「五百圓マデ	三十圓	「五百圓マデ	四十圓
二千圓マデ	六十五圓	二千圓マデ	八十圓

項中

を

に、同條第三項中

五千圓マデ	百圓	五千圓マデ	百三十圓
一萬圓マデ	百五十圓	一萬圓マデ	二百圓
三萬圓マデ	二百五十圓	五萬圓マデ	四百圓
五萬圓マデ	三百五十圓	十萬圓マデ	六百圓

に、「五萬圓ヲ超ユルト

キハ一萬圓毎ニ四十圓ヲ加フ但シ一萬圓ニ滿タサルモ一萬圓ト看做シテ算定ス」を「十萬圓ヲ超ユルトキハ二萬圓毎ニ百圓ヲ加フ但シ二萬圓ニ滿タサルモ二萬圓ト看做シテ算定ス」に、同條第四項中「十八圓」を「六十圓」に、「四十五圓」を「百四十圓」に、「八圓」を「二十四圓」に、「二百圓」を「六百圓」に、「百五十圓」を「四百八十圓」に、同條第五項中「二十七倍」を「八十五倍」に改める。

附則

- 1 この法律は、公布の日から起算して十五日を経過した日から施行する。
- 2 この法律施行前に要した費用については、なお従前の例による。

家畜市場法を廃止する法律

(昭和二十三年十二月四日 法律第二百二十六号)

家畜市場法(明治四十三年法律第一号)は、廃止する。

家畜市場法を廃止する法律

罹災都市借地借家臨時処理法第二十五條の二の災害及び同條の規定を適用する地区を定める法律

附則

この法律は、昭和二十四年一月一日から施行する。

罹災都市借地借家臨時処理法第二十五條の二の災害及び同條の規定を適用する地区を定める法律

(昭和二十三年十二月六日法律第二百二十七号)

罹災都市借地借家臨時処理法(昭和二十一年法律第十三号)第二十五條の二の災害を左表上欄記載の通り、同欄記載の災害につき同條の規定を適用する地区を同表下欄記載の通り定める。

災	害	地	区
昭和二十三年六月二十八日北陸地方におこつた震災及びこれに伴つておこつた火災	福井縣のうち 福井市 足羽郡のうち 酒生村 六條村 吉田郡のうち 西藤島村	岡保村 五嶺ヶ島村	東藤島村
			東郷村 社村 河合村 森田町
			下文殊村

災	害	地	区
昭和二十三年七月二十四日福井地方におこつた水害	福井縣のうち 福井市 吉田郡のうち	中藤島村 松岡町 坂井郡のうち 芦原町 坪江村 金津町 高棕村 大石村 本莊村 鶺鴒村 石川縣のうち 江沼郡のうち 大聖寺町	東藤島村
			細呂木村 東十郷村 丸岡町 春江町 大関村 浜四郷村
			北潟村 伊井村 長畝村 磯部村 兵庫村 木部村 大安寺村

罹災都市借地借家臨時処理法第二十五條の二の災害及び同條の規定を適用する地区を定める法律

昭和二十三年九月十六日東北地方におこつた風水害

西藤島村 中藤島村
岩手縣のうち
一 関市 宮古市

附則

この法律は、公布の日から施行する。

専賣局及び印刷局特別会計法の一部を改正する法律

(昭和二十三年十二月六日
法律第二百二十八号)

専賣局及び印刷局特別会計法(昭和二十二年法律第三十六号)の一部を次のように改正する。
附則第五條の次に次の一條を加える。

第六條 政府は、昭和二十三年度に限り、印刷局特別会計において、選轉資金に充てるため必要があるときは、第六條の規定にかかわらず、同会計の負担で大藏省預金部又は日本銀行から借入金をなすことができる。但し、その金額は、八億円を超えることはできない。

前項の規定による借入金は、翌年度内に、これを償還しなければならない。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

食糧管理特別会計法の一部を改正する法律

(昭和二十三年十二月六日
法律第二百二十九号)

食糧管理特別会計法(大正十年法律第三十七号)の一部を次のように改正する。

第四條ノ二中「千二百億円」を「千五百億円」に改める。

第四條ノ三第一項中「日本銀行ヲ除ク以下同シ」を「日本銀行ヲ除ク」に、「農業協同組合又ハ農業會」を「農林中央金庫又ハ農業協同組合」に改め、同條第二項を次のように改める。

政府ハ日本銀行又ハ農林中央金庫ニ対シ食糧ノ買入代金ノ支拂ニ必要ナル資金ヲ交付スルコトヲ得

同條第三項中「前項ノ資金ノ交付」を「食糧ノ買入代金ノ支拂」に改める。

附則第四項の次に次の一項を加える。

食糧確保臨時措置法(昭和二十三年法律第八十二号)ノ規定ニ依ル農業調整委員會ニ関スル費用ノ負担金ハ昭和二十三年度ニ限り本会計ノ所屬トス

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 食糧確保臨時措置法の一部を次のように改正する。

第十八條の見出しを「(負担金)」に改め、同條中「補助金を市町村に交付する」を「、その費用

食糧管理特別会計法の一部を改正する法律

貿易資金特別会計法の一部を改正する法律 食糧の輸入税を免除する法律の一部を改正する法律
を「負担する」に改める。

貿易資金特別会計法の一部を改正する法律

(昭和二十三年十二月六日)
法律第二百三十号

貿易資金特別会計法(昭和二十二年法律第七十九号)の一部を次のように改正する。
第三條第二項但書中「百五十億円」を「二百五十億円」に改める。

別表第二第二類第五号中「貿易公團の保有する輸出物資又は準貿易物資」を「貿易公團の保有する輸出物資若しくは準貿易物資又は原材料貿易公團の保有する輸出物資の原材料若しくは包装材料」に改め、同号の次に次の一号を加える。

六 貿易公團が発注した輸出物資で、未だ同公團の所有とならないものに対する代價の支拂済金額
附則
この法律は、公布の日から施行する。

食糧の輸入税を免除する法律の一部を改正する法律

(昭和二十三年十二月六日)
法律第二百三十一号

食糧の輸入税を免除する法律(昭和二十二年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

本則中「昭和二十三年」を「昭和二十四年」に改める。
附則

この法律は、昭和二十四年一月一日から、施行する。

金融機関再建整備法の一部を改正する法律

(昭和二十三年十二月六日)
法律第二百三十二号

金融機関再建整備法(昭和二十一年法律第三十九号)の一部を次のように改正する。
第三十三條第六項中「百六十三億円」を「百六十五億円」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を

改正する法律

(昭和二十三年十二月七日)
法律第二百三十三号

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律(昭和二十二年法律第六十三号)の一部を次のように改正する。

第一條中「別表第三表」を「別表第四表」に改め、「地方裁判所を、」の下に「別表第三表の通り家

金融機関再建整備法の一部を改正する法律

庭裁判所を、」を加える。

第二條中「別表第四表」を「別表第五表」に改め、「地方裁判所」の下に「家庭裁判所」を加える。

別表中「(第三表)」を「(第四表)」に、「(第四表)」を「(第五表)」に改め、別表第二表の次に次の一表を加える。

(第三表)

名	称	所	在	地
東京家庭裁判所		東京都		
横濱家庭裁判所		横濱市		
浦和家庭裁判所		浦和市		
千葉家庭裁判所		千葉市		
水戸家庭裁判所		水戸市		
宇都宮家庭裁判所		宇都宮市		
前橋家庭裁判所		前橋市		
静岡家庭裁判所		静岡市		

甲府家庭裁判所
 長野家庭裁判所
 新潟家庭裁判所
 大阪家庭裁判所
 京都家庭裁判所
 神戸家庭裁判所
 奈良家庭裁判所
 大津家庭裁判所
 和歌山家庭裁判所
 名古屋家庭裁判所
 津家庭裁判所
 岐阜家庭裁判所
 福井家庭裁判所
 金澤家庭裁判所
 富山家庭裁判所
 広島家庭裁判所
 山口家庭裁判所

甲府市
 長野市
 新潟市
 大阪市
 京都市
 神戸市
 奈良市
 大津市
 和歌山市
 名古屋市
 津市
 岐阜市
 福井市
 金澤市
 富山市
 広島市
 山口市

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律

岡山家庭裁判所
鳥取家庭裁判所
松江家庭裁判所
福岡家庭裁判所
佐賀家庭裁判所
長崎家庭裁判所
大分家庭裁判所
熊本家庭裁判所
鹿児島家庭裁判所
宮崎家庭裁判所
仙臺家庭裁判所
福島家庭裁判所
山形家庭裁判所
盛岡家庭裁判所
秋田家庭裁判所
青森家庭裁判所
札幌家庭裁判所

岡山市
鳥取市
松江市
福岡市
佐賀市
長崎市
大分市
熊本市
鹿児島市
宮崎市
仙臺市
福島市
山形市
盛岡市
秋田市
青森市
札幌市

函館家庭裁判所
旭川家庭裁判所
釧路家庭裁判所
高松家庭裁判所
徳島家庭裁判所
高知家庭裁判所
松山家庭裁判所

函館市
旭川市
釧路市
高松市
徳島市
高知市
松山市

別表第四表名称の欄中「日光簡易裁判所」を「栃木今市簡易裁判所」に、「群馬太田簡易裁判所」を「太田簡易裁判所」に、「中川簡易裁判所」を「愛知中村簡易裁判所」に、「一関簡易裁判所」を「一関簡易裁判所」に、同表所在地の欄中「東京都北多摩郡武蔵野町」を「東京都武蔵野市」に、「栃木縣上都賀郡日光町」を「栃木縣上都賀郡今市町」に、「群馬縣新田郡太田町」を「太田市」に、「静岡縣富士郡吉原町」を「吉原市」に、「静岡縣志太郡島田町」を「島田市」に、「山梨縣南都留郡福地村」を「山梨縣南都留郡下吉田町」に、「大阪府三島郡茨木町」を「茨木市」に、「大阪府北河内郡枚方町」を「枚方市」に、「大阪府泉南郡佐野町」を「泉佐野市」に、「奈良縣北葛城郡高田町」を「大和高田市」に、「名古屋市中川区」を「名古屋市中村区」に、「福井縣南條郡武生町」を「武生市」に、「岩手縣西磐井郡一関町」を「一関市」に、「北海道留萌郡留萌町」を「留萌市」に改める。

別表第五表地方裁判所の欄中「地方裁判所」を「地方裁判所及び家庭裁判所」に、同表豊島簡易裁判所の管轄区域の欄中「板橋区」を「板橋区 練馬区」に改め、同表武蔵野簡易裁判所の項を次のように改める。

武蔵野	東京都の内 武蔵野市 北多摩郡の内 三鷹町 小金井町 田無町 東村山町 清瀬村 久留米村 保谷町 小平町
-----	------------------------------------------------------------------

同表横濱南簡易裁判所の管轄区域の欄中「磯子区」を「磯子区 金澤区」に改め、同表鎌倉簡易裁判所の管轄区域の欄中「鎌倉郡 藤澤市片瀬、江ノ島」を削り、同表藤澤簡易裁判所の項を次のように改める。

藤澤	神奈川県の内 藤澤市 茅ヶ崎市 高座郡の内 小出村 寒川町 御所見村 有馬村 大和町 海老名町 綾瀬町 澁谷町
----	---------------------------------------------------------------------

同表相模原簡易裁判所の管轄区域の欄中「相模原町」を「相模原町 座間町」に改め、同表横須賀簡易裁判所の管轄区域の欄中「長井町を除く」及び同表三崎簡易裁判所の管轄区域の欄中「横須賀市長井町」を削り、同表浦和簡易裁判所の項を次のように改める。

浦和	埼玉縣の内 浦和市 北足立郡の内 土合村 美笹村 戸田町 蕨町 與野町 大久保村 志木町 内間 木村 宗岡村 水谷村 大和田町 朝霞町 大和町 片山村
----	-----------------------------------------------------------------------------------------

同表川越簡易裁判所の項を次のように改める。

川越	埼玉縣の内 川越市 入間郡の内 坂戸町 山田村 三芳野村 芳野村 古谷村 大東村 南古谷村 奥富村 福原村 高階村 大井村 鶴瀬村 南畑村 福岡村 名細 村 霞ヶ関村 柏原村 勝呂村 鶴ヶ島村 所澤町 豊岡町 入間 川町 三芳村 堀兼村 入間村 三ヶ島村 柳瀬村 東金子村 金
----	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律

子村 藤澤村 宮寺村 元狭山村
比企郡の内

中山村 伊草村 出丸村 三保谷村 八ッ保村 小見野村

同表小川簡易裁判所の管轄区域の欄中「中山村 伊草村 出丸村 三保谷村 八ッ保村 小見野村」及び同表本庄簡易裁判所の管轄区域の欄中「秩父郡の内 矢納村」を削り、同表茨城太田簡易裁判所の管轄区域の欄中「山方村」を「山方町」に改め、同表土浦簡易裁判所の管轄区域の欄中「都和村」及び「吉沼村 高道祖村」を削り、同表下妻簡易裁判所の項を次のように改める。

茨城縣の内

眞壁郡の内

下妻町 川西村 上妻村 大寶村 騰波ノ江村

結城郡の内

石下町 下結城村 安靜村 大形村 岡田村 飯沼村 西豊田村

豊加美村 總上村 宗道村 蠶飼村 豊田村 玉村 水海道町

大花羽村 五箇村 三妻村 大生村 菅原村 豊岡村

筑波郡の内

谷原村 十和村 吉沼村 高道祖村

下妻

北相馬郡の内

小絹村 内守谷村 坂手村 菅生村

同表宇都宮簡易裁判所の管轄区域の欄中「宇都宮市」を「宇都宮市 鹿沼市」に改め、「鹿沼町」を削り、同表日光簡易裁判所の項を次のように改める。

栃木縣の内

上都賀郡の内

今市町 日光町 落合村

河内郡の内

豊岡村 大澤村

鹽谷郡の内

栗山村 藤原町 三依村

栃木今市

同表群馬太田簡易裁判所、熱海簡易裁判所、吉原簡易裁判所、島田簡易裁判所及び濱松簡易裁判所の項をそれぞれ次のように改める。

群馬縣の内

太田市

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律

太田	新田郡の内 寶泉村 藪塚本町 木崎町 尾島町 生品村 強戸村 山田郡の内 毛里田村 矢場川村 休泊村
----	-------------------------------------------------------------

熱海	静岡縣の内 熱海市 伊東市 田方郡の内 網代町 宇佐美村 對島村
----	-------------------------------------------

吉原	静岡縣の内 吉原市 富士宮市 富士郡
島田	静岡縣の内 島田市 志太郡 榛原郡

	静岡縣の内
--	-------

濱松	濱松市 磐田市 濱名郡 磐田郡の内 掛塚町 今井村 三川村 廣瀬村 岩田村 富岡村 池田村 井通村 十束村 御厨村 南御厨村 於保村 福田町 長野村 袖浦村 大藤村 向笠村 田原村 豊濱村 袋井町 久努村 上淺羽村 東淺羽村 西淺羽村 幸浦村
----	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

同表吉田簡易裁判所の管轄区域の欄中「福地村 下吉田町 明見村」を「下吉田町 富士上吉田町 明見町」に、同表諏訪簡易裁判所の管轄区域の欄中「永明村」を「ちの町」に、同表小千谷簡易裁判所の管轄区域の欄中「片貝村」を「片貝町」に、同表阿倍野簡易裁判所の管轄区域の欄中「巽村」を「巽町」に、同表大阪池田簡易裁判所の管轄区域の欄中「止々呂美村 箕面村 萱野村」を「箕面町」に改め、同表茨木簡易裁判所、布施簡易裁判所、枚方簡易裁判所、岸和田簡易裁判所及び佐野簡易裁判所の項をそれぞれ次のように改める。

茨木	大阪府の内 茨木市 高槻市 三島郡の内 富田町 三宅村 安威村 福井村 玉島村 豊川村 石河村 見山
----	-------------------------------------------------------------

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律

佐野	大阪府の内 泉佐野市 泉南郡
岸和田	大阪府の内 岸和田市 泉大津市 貝塚市 泉北郡の内 和泉町 忠岡町 八坂町 信太村 北池田村 北松尾村 南池田村 横山村 南横山村 南松尾村
枚方	大阪府の内 枚方市 守口市 北河内郡
布施	大阪府の内 布施市 八尾市 中河内郡の内 枚岡町 盾津町 玉川町 高安村 南高安村 孔舎衛村 大戸村 繩手町 三野郷村 英田村 曙川村 若江村
村	清溪村 鳥飼村 三箇牧村 五領村 島本町

同表峯山簡易裁判所の管轄区域の欄中「與謝郡の内 野間村」を削り、同表神戸簡易裁判所の項を次のように改める。

神戸	兵庫縣の内 神戸市の内 生田区 兵庫区 長田区 須磨区 垂水区の内 東垂水町 舞子町 西垂水町 多聞町 名谷町 鹽屋町 下畑町 美囊郡
----	------------------------------------------------------------------------------------

同表西宮簡易裁判所の管轄区域の欄中「本庄村」を「本庄村 鳴尾村」に改め、同表尼崎簡易裁判所の管轄区域の欄中「武庫郡の内 鳴尾村」を削り、同表明石簡易裁判所の項を次のように改める。

明石	兵庫縣の内 明石市 明石郡 神戸市の内 垂水区の内 伊川谷町 榎谷町 押部谷町 玉津町 平野町 神出町 岩岡町
----	---------------------------------------------------------------------

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律

同表葛城簡易裁判所の管轄区域の欄中「北葛城郡」を「大和高田市 北葛城郡」に、同表御坊簡易裁判所の管轄区域の欄中「由良村」を「由良町」に改め、同表中川簡易裁判所の項を次のように改める。

愛知中村	愛知縣の内 名古屋市の内 中川区 中川区 港区
------	-------------------------------

同表愛知瀬戸簡易裁判所の管轄区域の欄中「旭村」を「旭町」に、同表半田簡易裁判所の管轄区域の欄中「東浦村」を「東浦町」に、同表安城簡易裁判所の管轄区域の欄中「碧海郡」を「碧南市 碧海郡」に、同表宇治山田簡易裁判所の管轄区域の欄中「下外城田村」を「下外城田村 吉津村 島津村 鶴倉村 中島村」に改め、同表三瀬谷簡易裁判所の管轄区域の欄中「吉津村 島津村 鶴倉村 中島村」及び同表御嵩簡易裁判所の管轄区域の欄中「飯地村」を削り、同表武生簡易裁判所の管轄区域の欄中「南條郡」を「武生市 南條郡」に改め、同表出町簡易裁判所の項を次のように改める。

	富山縣の内 東礪波郡の内 出町 油田村 南般若村 東般若村 梅檀野村 般若村 柳瀬村
--	--------------------------------------------------

出 町	太田村 庄下村 五鹿屋村 東野尻村 中野村 雄神村 梅檀山村 種田村 福野町 山野村 井波町 青島村 利賀村 東山見村 南 山見村 高瀬村 林村 鷹栖村 西礪波郡の内 是戸村 高波村
-----	---------------------------------------------------------------------------------------------------------

同表吳簡易裁判所の管轄区域の欄中「下蒲刈島村」を「下蒲刈島村 向村」に改め、同表尾道簡易裁判所の管轄区域の欄中「津之郷村 瀬戸村」を削り、「山南村」を「山南村 横島村 田島村」に改め、同表因島簡易裁判所の管轄区域の欄中「三浦村」を削り、同表福山簡易裁判所の管轄区域の欄中「水呑村」を「水呑町 津之郷村 瀬戸村」に改め、「横島村 田島村」を削り、同表山口簡易裁判所の管轄区域の欄中「鑄錢司村」を「鑄錢司村 阿知須町」に改め、同表岡山簡易裁判所、玉野簡易裁判所、玉島簡易裁判所、倉敷簡易裁判所、笠岡簡易裁判所、高梁簡易裁判所、津山簡易裁判所、林野簡易裁判所及び鳥取簡易裁判所の項をそれぞれ次のように改める。

	岡山縣の内 岡山市 御津郡 赤磐郡 上道郡 吉備郡の内 福谷村 岩田村 日近村 大井村 足守町 阿曾村 生石村 服部
--	---------------------------------------------------------------------

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律

岡山	村 高松町 眞金町 都窪郡の内 加茂村 吉備町 妹尾町 福田村 庄村 児島郡の内 興除村 藤田村
----	--------------------------------------------------------------

玉野	岡山縣の内 玉野市 児島市 児島郡の内 藤戸町 郷内村 琴浦町 灘崎村 粒江村 莊内村 胸上村 山田村 甲浦村 八濱町 小串村 鉾立村
----	------------------------------------------------------------------------------

玉島	岡山縣の内 浅口郡の内 玉島町 長尾町 船穂町 富田村 黒崎村 金光町 寄島町 六條院町 里庄村 鴨方町 吉備郡の内
----	---------------------------------------------------------------------

倉敷	岡山縣の内 倉敷市 都窪郡の内 早島町 茶屋町 常盤村 豊洲村 帯江村 中庄村 山手村 清音村 三須村 菅生村 児島郡の内 福田町 浅口郡の内 連島町 西阿知町 吉備郡の内 總社町 池田村 秦村 二万村 岡田村 川邊村 神在村 蘭村 久代村 山田村 箭田村 新本村
笠岡	岡山縣の内 小田郡の内 笠岡町 金浦町 城見村 陶山村 大井村 吉田村 新山村 今井

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律

村 神島外村 北木島村 眞鍋島村 稻倉村 大江村 神島内村
 浅口郡の内 大島村

高 梁

岡山縣の内
 上房郡 川上郡
 吉備郡の内
 日美村 富山村 大和村 下倉村 水内村

津 山

岡山縣の内
 津山市 苫田郡 久米郡
 勝田郡の内
 河邊村 大崎村 勝加茂村 新野村 廣戸村 瀧尾村 北吉野村
 豊田村 廣野村
 岡山縣の内
 英田郡

林 野

勝田郡の内
 勝間田町 勝田町 飯岡村 豊國村 豊並村 梶並村 吉野村 高
 取村 植月村 公文村 古吉野村 北和氣村 湯郷村 南和氣村

鳥 取

鳥取縣の内
 鳥取市 岩美郡 氣高郡
 八頭郡の内
 下私都村 中私都村 上私都村

同表河原簡易裁判所の管轄区域の欄中 「氣高郡の内 大和村 神戸村」を削り、同表米子簡易裁判所の管轄区域の欄中「江尾村」を「江尾町」に改め、同表小倉簡易裁判所の管轄区域の欄中「企救郡」を削り、同表佐賀簡易裁判所及び小城簡易裁判所の項をそれぞれ次のように改める。

佐 賀

佐賀縣の内
 佐賀市 佐賀郡 神埼郡
 小城郡の内
 南山村 北山村

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律

小城	佐賀縣の内 小城郡の内 小城町 牛津町、西多久村 砥川村 多久村 芦刈村 北多久村 三日月村 南多久村 東多久村
----	-------------------------------------------------------------------

同表長崎簡易裁判所の管轄区域の欄中「高島村」を「高島町」に、同表平戸簡易裁判所の管轄区域の欄中「鹿町村」を「鹿町町」に、同表別府簡易裁判所の管轄区域の欄中「由布院村」を「由布院町」に、同表竹田簡易裁判所の管轄区域の欄中「長湯村」を「長湯町」に改め、同表熊本簡易裁判所、三角簡易裁判所、山鹿簡易裁判所、濱町簡易裁判所、八代簡易裁判所、水俣簡易裁判所及び天草簡易裁判所の項をそれぞれ次のように改める。

熊本	熊本縣の内 熊本市 飽託郡 菊池郡の内 大津町 瀬田村 陣内村 原水村 津田村 合志村 護川村 平眞 城村 西合志村 泗水村 田島村 阿蘇郡の内 錦野村 山西村
----	----------------------------------------------------------------------------------------------------

下益城郡の内	松橋町 當尾村 豊川村 河江村 小川町 海東村 小野部田村 豊福村 豊野村 中山村 隈庄町 豊田村 杉上村 杉合村 守富村 宇土郡の内 宇土町 轟村 花園村 緑川村 網津村 不知火村 松合町
熊本縣の内	宇土郡の内 三角町 網田村 大嶽村 郡浦村 戸馳村 天草郡の内 登立町 維和村 中村 上村 湯島村
山鹿	熊本縣の内 鹿本郡 菊池郡の内 北合志村 隈府町 河原村 戸崎村 花房村 菊池村 加茂川村 清泉村 砦村 城北村 龍門村 迫間村 水源村 旭野村

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律

濱町	熊本縣の内 上益城郡の内 濱町 名連川村 朝日村 御嶽村 白糸村 下矢部村 中島村 小 峯村 阿蘇郡の内 馬見原町 菅尾村
八代	熊本縣の内 八代市 八代郡 葦北郡の内 日奈久町 二見村 百濟來村
水俣	熊本縣の内 葦北郡の内 水俣町 田浦村 佐敷町 湯浦村 津奈木村 久木野村 大野村 吉尾村

天草	熊本縣の内 天草郡の内 本渡町 佐伊津村 御領村 鬼池村 手野村 城河原村 本村 龜 場村 櫛宇土村 宮地岳村 中田村 碓石村 宮地村 大多尾村 楠浦村 志柿村 島子村 下浦村 栖本村 宮田村 浦村 棚底村 大道村 御所浦村 高戸村 樋島村 富岡町 志岐村 坂瀬川村 二江町 都呂々村 福連木村 下田村 高濱村 今津村 阿村 教 良木河内村 姫戸村 大浦村 須子村 赤崎村 上津浦村 下津浦 村 楠甫村
----	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

同表牛深簡易裁判所の管轄区域の欄中「早浦村 龜浦村」を「二浦村」に改め、同表伊集院簡易裁判所の項を次のように改める。

伊集院	鹿兒島縣の内 日置郡の内 伊集院町 伊作町 市來町 串木野町 東市來町 上伊集院村 吉 利村 郡山村 下伊集院村 日置村 永吉村
-----	---------------------------------------------------------------------------

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律

同表知覽簡易裁判所の管轄区域の欄中「知覽町」を「知覽町 川邊町」に改め、同表加世田簡易裁判所の項を次のように改める。

加世田	鹿兒島縣の内 川邊郡の内 加世田町 萬世町 勝目村 笠沙町 枕崎町 西南方村 日置郡の内 田布施村 阿多村
-----	-------------------------------------------------------------------

同表鹿屋簡易裁判所の管轄区域の欄中「始良村」を「吾平町」に、同表大根占簡易裁判所の管轄区域の欄中「佐多村」を「佐多町」に、同表郡山簡易裁判所の管轄区域の欄中「谷田川村」を「谷田川村 二瀬村」に改め、同表三春簡易裁判所の管轄区域の欄中「二瀬村」、同表長井簡易裁判所の管轄区域の欄中「東置賜郡の内」及び同表盛岡簡易裁判所の管轄区域の欄中「九戸郡の内」葛巻町 江刈村」を削り、同表一關簡易裁判所の項を次のように改める。

一 關	岩手縣の内 一關市 西磐井郡 東磐井郡の内 長島村 舞川村 千厩町 折壁村 矢越村 小梨村 八澤村 大津
-----	---------------------------------------------------------------

	保村 藤澤町 黃海村 薄衣村 奥玉村 磐清水村 門崎村 松 川村 猿澤村 田河津村 摺澤町 遊民村 興田村 長坂村 大 原町
--	----------------------------------------------------------------------

同表本莊簡易裁判所の管轄区域の欄中「大正寺村」を削り、同表三本木簡易裁判所の管轄区域の欄中「三澤村」を「大三澤町」に改め、同表苫小牧簡易裁判所の項を次のように改める。

苫小牧	北海道の内 苫小牧市 勇拂郡の内 安平村 厚真村 鷓川村 穂別村
-----	-------------------------------------------

同表紋別簡易裁判所の管轄区域の欄中「瀧上村」を「瀧上町」に、同表留萌簡易裁判所の管轄区域の欄中「留萌郡」を「留萌市 留萌郡」に、同表遠輕簡易裁判所の管轄区域の欄中「佐呂間村」を「佐呂間村 若佐村」に、同表根室簡易裁判所の管轄区域の欄中「花咲郡」を「花咲郡 野付郡」に改め、同表標津簡易裁判所の管轄区域の欄中「野付郡」を削り、同表赤岡簡易裁判所の管轄区域の欄中「大忍村」を「香宗村 山南村 富家村 徳王子村」に、同表窪川簡易裁判所の管轄区域の欄中「大正村」を「大正町」に、同表中村簡易裁判所の管轄区域の欄中「津大村」を「津大村 清水町

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律

伊豆田村 三崎町 下川口村」に改め、同表宿毛簡易裁判所の管轄区域の欄中「清水町、伊豆田村 三崎村 下川口村」を削り、同表愛媛三島簡易裁判所の管轄区域の欄中「金生村」を「金生町」に改める。

附則

- 1 この法律は、昭和二十四年一月一日から施行する。
- 2 この法律施行前に従前の管轄裁判所で受理した事件は、その裁判所で完結する。

司法警察職員等指定應急措置法(昭和二十三年十二月九日 法律第二百三十四号)

第一條 森林、鉄道その他特別の事項について司法警察職員として職務を行うべき者及びその職務の範囲は、他の法律に特別の定のない限り、当分の間司法警察官吏及び司法警察官吏の職務を行うべき者の指定等に関する件(大正十二年勅令第五百二十八号)の定めるところによる。

第二條 他の法令中「司法警察官吏」とあるのは「司法警察職員」と、「司法警察官」とあるのは「司法警察員」と、「司法警察吏」とあるのは「司法巡查」とそれぞれ読み替えるものとする。

附則

この法律は、刑事訴訟法を改正する法律(昭和二十三年法律第三百三十一号)施行の日(昭和二十四年一月一日)から施行する。

国家行政組織法の一部を改正する法律(昭和二十三年十二月十日 法律第二百三十五号)

国家行政組織法(昭和二十三年法律第二百十号)の一部を次のように改正する。

第二十三條、第二十五條及び第二十七條中「一月一日」を「四月一日」に改める。

この法律は、公布の日から施行する。

選挙運動等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律

(昭和二十三年十二月十日 法律第二百三十六号)

選挙運動等の臨時特例に関する法律(昭和二十三年法律第九十六号)の一部を次のように改正する。

第二十一條第一項の次に次の一項を加える。

- 2 前項の規定の適用については、選挙運動の期間中、議員候補者の氏名、政党その他の政治団体の名称又は議員候補者の推薦届出者その他選挙運動に従事する者若しくは議員候補者と同一戸籍内に在る者の氏名を表示した年賀状、寒中見舞状、暑中見舞状その他これに類する挨拶状を当該議員候補者の選挙区内に頒布し、又は掲示する行為は、これを前二條の禁止を免れる行為とみなす。

国家行政組織法の一部を改正する法律、選挙運動等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律

市町村農地委員会及び都道府縣農地委員会の委員の任期等に関する特例に関する法律

七六

同條第二項中「前項」を「前二項」に改める。

附則

この法律は、次の総選挙から、これを施行する。

市町村農地委員会及び都道府縣農地委員会の委員の任期

等に関する特例に関する法律 (昭和二十三年十二月十日
法律第二百三十七号)

第一條 この法律施行の際、現に市町村農地委員会又は都道府縣農地委員会の委員である者は、農地調整法(昭和十三年法律第六十七号)の規定にかかわらず、昭和二十四年六月三十日まで在任するものとする。

第二條 農地調整法施行令の一部を改正する勅令(昭和二十一年勅令第五百五十六号)附則第四項の規定により都道府縣知事の定めた時期に調製された選挙人名簿及び農地調整法施行令の一部を改正する政令(昭和二十三年政令第三十五号)附則第五條の規定により調製された補充選挙人名簿は、昭和二十四年六月三十日まで据え置くものとする。

第三條 この法律施行後昭和二十四年六月三十日までに行われる市町村農地委員会又は都道府縣農地委員会の委員の選挙又は改選の請求は、前條に規定する選挙人名簿及び補充選挙人名簿により行う。

2 前項の選挙又は改選の請求については、農地調整法第十五條ノ二第三項各号の区分とは、前項の選挙人名簿及び補充選挙人名簿における区分とする。

第四條 この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

麻薬取締法の一部を改正する法律 (昭和二十三年十二月十日 法律第二百三十八号)

麻薬取締法(昭和二十三年法律第二百二十三号)の一部を次のように改正する。

第五十二條の次に次の一條を加える。

第五十二條の二 厚生大臣は、都道府縣の麻薬統制主事の中から、合計二百五十名を限り、麻薬取締員を指名する。

2 麻薬取締員は、厚生大臣の指揮監督を受けて、この法律及び大麻取締法(昭和二十三年法律第二百二十四号)にもとづく立入、検査、收去その他これらの法律の実施に関する事項を掌り、且つ、麻薬若しくは大麻に関する罪及び刑法(明治四十年法律第四十五号)第十四章に定める罪について刑事訴訟法(昭和二十三年法律第三十一号)の規定による司法警察員として職務を行うものとする。

麻薬取締法の一部を改正する法律

七七

過度経済力集中排除法の一部を改正する法律

七八

- 3 麻薬取締員は、当該都道府県の区域外においても、その職務を行うことができる。
 - 4 麻薬取締員は、職務の執行にあたり、小型武器を携帯することができる。
- 第五十三條中「麻薬統制主事」を「麻薬取締員」に改める。

附則

この法律は、刑事訴訟法を改正する法律（昭和二十三年法律第百三十一号）施行の日（昭和二十四年一月一日）から、施行する。

過度経済力集中排除法の一部を改正する法律

（昭和二十三年十二月十日
法律第百三十九号）

過度経済力集中排除法（昭和二十二年法律第二百七号）の一部を次のように改める。
第二十六條中「昭和二十三年九月一日から同年十二月三十一日までの間において」を「昭和二十四年六月三十日まで」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

戸籍手数料の額を定める法律の一部を改正する法律

（昭和二十三年十二月十四日
法律第百四十号）

戸籍手数料の額を定める法律（昭和二十三年法律第五十一号）の一部を次のように改正する。
第二條、第三條並びに第四條第一項及び第二項中「五円」を「十二円」に改める。

附則

この法律は、公布の日から起算して十五日を経過した日から、施行する。

引揚同胞対策審議会設置法の一部を改正する法律

（昭和二十三年十二月十四日
法律第百四十一号）

- 第三條 審議会は、会長一人及び委員二十人以内でこれを組織する。
 - 2 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、臨時委員十人以内を置くことができる。
 - 3 会長は、厚生大臣を以て、これを充てる。
 - 4 委員は、関係各省の次官、経済安定本部副長官、引揚援護廳長官及び厚生大臣の認める引揚團體の代表者、その他学識経験ある者の中から、内閣総理大臣がこれを命ずる。
- 戸籍手数料の額を定める法律の一部を改正する法律 引揚同胞対策審議会設置法の一部を改正する法律

七九

5 臨時委員は、関係各廳の官吏及び学識経験ある者の中から、内閣総理大臣がこれを命ずる。
附則

この法律は、公布の日から、これを施行する。

水産業協同組合法

(昭和二十三年十二月十五日
法律第二百四十二号)

目次

第一章 総則(第一條—第十條)

第二章 漁業協同組合

第一節 事業(第十一條—第十七條)

第二節 組合員(第十八條—第三十一條)

第三節 管理(第三十二條—第五十八條)

第四節 設立(第五十九條—第六十七條)

第五節 解散及び清算(第六十八條—第七十七條)

第三章 漁業生産組合(第七十八條—第八十六條)

第四章 漁業協同組合連合会(第八十七條—第九十二條)

第五章 水産加工業協同組合(第九十三條—第九十六條)

第六章 水産加工業協同組合連合会(第九十七條—第一百條)

第七章 登記(第一百一條—第二百一十一條)

第八章 監督(第二百二十二條—第二百二十七條)

第九章 罰則(第二百二十八條—第三百一十一條)

附則

第一章 総則

(この法律の目的)

第一條 この法律は、漁民及び水産加工業者の協同組織の発達を促進し、もつてその経済的社会的地位の向上と水産業の生産力の増進とを図り、國民經濟の發展を期することを目的とする。
(組合の種類)

第二條 水産業協同組合(以下本章において「組合」という。)は、漁業協同組合、漁業生産組合及び漁業協同組合連合会並びに水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会とする。
(組合の名称)

第三條 組合は、その名称中に漁業協同組合、漁業生産組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合又は水産加工業協同組合連合会という文字を用いなければならない。
2 組合でないものは、その名称中に漁業協同組合、漁業生産組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合又は水産加工業協同組合連合会という文字を用いてはならない。

(組合の目的)

第四條 組合は、その行う事業によつてその組合員又は会員のために直接の奉仕をすることを目的とする。

(組合の人格)

第五條 組合は、法人とする。

(組合の住所)

第六條 組合の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律との関係)

第七條 左の組合以外の組合は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)の適用については、これを同法第二十四條各号の要件を備える組合とみなす。

一 第十八條第二項の規定により組合員の資格を左の表の上欄の漁業種類の一種若しくは數種を営む者又はこれに従事する者に限つている漁業協同組合であつて、且つ、漁業を営む者たる組合員の總數の三分の一以上が左の表の下欄の經營規模以上のもの

漁業種類	經營規模
かつお・まぐろ漁業	總トン數二十トン以上の經營漁船數二隻

東径百三十度以西の海面を操業区域とする機船底曳網漁業	經營組數二組
あぐり網(きんちやく網を含む)漁業	總トン數二十トン以上の網船による經營統數二統
定置漁業	常時使用する漁業従事者五十人

二 水産加工業協同組合であつて、常時十人以上の従業者を使用する組合員が組合員の總數の三分の一以上を占めるもの

三 前二号の組合が第八十八條第一号若しくは第二号又は第九十八條第一号の規定による組合員の三分の一以上を占める漁業協同組合連合会又は水産加工業協同組合連合会

四 前三号の組合又は連合会が第八十八條第一号若しくは第二号又は第九十八條第一号の規定による組合員の三分の一以上を占める漁業協同組合連合会又は水産加工業協同組合連合会

2 前項第一号、第三号及び第四号の組合は、同項の法律の適用については、これを同法第二十四條第三号の要件を備える組合とみなす。

(免税)

第八條 組合の所得のうち組合の事業を利用した割合又は組合の事業に従事した割合に應じて組合が配当した剰余金の金額に相当するものについては、当該組合には租税を課さない。

(登記)

第九條 この法律の規定により登記すべき事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

(定義)

第十條 この法律において「漁業」とは、水産動植物の採捕又は養殖の事業をいい、「水産加工業」とは、水産動植物を原料又は材料として、食料、飼料、肥料、糊料、油脂又は皮を生産する事業をいう。

2 この法律において「漁民」とは、漁業を営む個人又は漁業を営む者のために水産動植物の採捕若しくは養殖に従事する個人をいい、「水産加工業者」とは、水産加工業を営む個人をいう。

第二章 漁業協同組合

第一節 事業

(事業の種類)

第十一條 漁業協同組合(以下本章及び第四章において「組合」という。)は、左の事業の全部又は一部を行うことができる。

- 一 組合員の事業又は生活に必要な資金の貸付
- 二 組合員の貯金の受入
- 三 組合員の事業又は生活に必要な物資の供給
- 四 組合員の事業又は生活に必要な共同利用に関する施設

五 組合員の漁獲物その他の生産物の運搬、加工、保管又は販賣

六 水産動植物の繁殖保護その他漁場の利用に関する施設

七 船だまり、船揚場、漁礁その他組合員の漁業に必要な設備に関する施設

八 組合員の遭難防止若しくは遭難救済に関する施設又は漁船保険のあつ旋

九 組合員の福利厚生に関する施設

十 水産に関する技術の向上及び組合事業に関する組合員の知識の向上を図るための教育並びに組合員に対する一般的情報の提供に関する施設

十一 組合員の経済的地位の改善のためにする団体協約の締結

十二 前各号の事業に附帯する事業

2 組合員に出資をさせない組合(以下本章において「非出資組合」という。)は、前項の規定にかかわらず、同項第一号又は第二号の事業を行うことができる。

3 組合は、定款の定めるところにより、組合員以外の者がその施設を利用させることができる。但し、一事業年度において組合員以外の者が利用し得る事業の分量の総額は、当該事業年度において組合員が利用する事業の分量の総額をこえてはならない。

4 第一項第一号又は第二号の事業を行う組合は、定款で定める金融機関に対して組合員の負担する債務を保証し、又は当該金融機関の委任を受けてその債権を取り立てることができる。
(倉荷証券の発行)

第十二條 前條第一項第五号に掲げる保管事業を行う組合は、主務大臣の許可をうけて、組合員の寄託物について倉荷証券を発行することができる。

2 前項の許可を受けた組合は、寄託者の請求により、寄託物の倉荷証券を交付しなければならぬ。

3 商法（明治三十二年法律第四十八号）第六百二十七條第二項及び第六百二十八條の規定は、第一項の倉荷証券にこれを準用する。

4 倉庫業法（昭和十年法律第四十一号）第四條、第八條から第十條まで及び第十二條の規定は、第一項の場合にこれを準用する。

第十三條 前條第一項の許可を受けた組合の作成する倉荷証券には、当該組合の名称を冠する倉庫証券という文字を記載しなければならない。

2 組合でない者の作成する預証券及び質入証券又は倉荷証券には、漁業協同組合倉庫証券という文字を記載してはならない。

第十四條 組合が倉荷証券を発行した寄託物の保管期間は、寄託の日から六箇月以内とする。

2 前項の寄託物の保管期間は、六箇月を限度として、これを更新することができる。但し、更新の際の証券の所持人が組合員でないときには、組合員の利用に支障がない場合に限る。

第十五條 商法第六百十六條から第六百十九條まで及び第六百二十四條から第六百二十六條までの規定は、組合が倉荷証券を発行した場合に、これを準用する。

（団体協約の効力）

第十六條 第十一條第一項第十一号の団体協約は、書面をもつてすることに因つて、その効力を生ずる。

2 組合員の締結する契約であつてその内容が前項の団体協約に定める規程に違反するものについては、その規程に違反する契約の部分は、これをその規程によつて契約したものと同みなす。

（漁業の経営）

第十七條 組合のうち左の条件のすべてを備えるものは、第十一條に規定する事業の外、漁業及びこれに附帯する事業を営むことができる。

一 第十八條第一項の規定による組合員の属する世帯の数が、組合の地区内に住所を有する漁民の属する世帯の数の三分の二以上であること。

二 組合員の過半数が組合の営む漁業又はこれに附帯する事業に従事すること。

三 第十九條第一項の規定により組合員に出資をさせる組合であること。

四 一組合員の有することのできる出資口数の最高限度が組合員の平均出資口数の二倍をこえないこと。

五 組合の営む漁業又はこれに附帯する事業に従事する組合員の有する出資口数の全部が組合の総出資口数の過半数であること。

六 組合の営む漁業又はこれに附帯する事業に従事する者の三分の二以上が組合員又は組合員と世

- 帯を同じくする者であること。
- 2 前項の規定により漁業及びこれに附帯する事業を営む組合は、同項の条件を欠くに至つた場合には、遅滞なく、その旨を行政廳に届け出ると共に、その事業を廃止するため必要な定款の変更をしなければならない。この場合には、組合は、定款の変更があるまではその事業を行うことができる。

第二節 組合員

(組合員たる資格)

- 第十八條 組合の組合員たる資格を有する者は、組合の地区内に住所を有し、且つ、漁業を営み又はこれに従事する日数が一年を通じて三十日から九十日までで定款で定める日数をこえる漁民とする。
 - 2 組合の地区が市町村、特別区又は行政区の区域をこえるものにあつては、前項の規定により組合員たる資格を有する漁民を、定款の定めるところにより、特定の種類の漁業を営む者又はこれに従事する者に限ることができる。
 - 3 前二項に規定する者の外、組合は、定款の定めるところにより、水産加工業協同組合に加入していない水産加工業者であつて組合の地区内に住所を有するもの、漁業生産組合又は第一項若しくは前項に規定する漁民以外の漁民を組合員たる資格を有する者とすることができる。
- (出資)

- 第十九條 組合は、定款の定めるところにより、組合員に出資をさせることができる。
 - 2 前項の規定により組合員に出資をさせる組合(以下本章において「出資組合」という。)の組合員は、出資一口以上を有しなければならない。
 - 3 出資一口の金額は、均一でなければならない。
 - 4 出資組合の組合員の責任は、その出資額を限度とする。
 - 5 組合員は、出資の拂込について、相殺をもつて出資組合に対抗することができない。
- (持分の譲渡)

- 第二十條 出資組合の組合員は、組合の承認を得なければ、その持分を譲り渡すことができない。
 - 2 組合員でない者が持分を譲り受けようとするときは、加入の例によらなければならない。
 - 3 持分の譲受人は、その持分について、譲渡人の権利義務を承継する。
 - 4 組合員は、持分を共有することができない。
- (議決権及び選挙権)
- 第二十一條 組合員は、各一個の議決権及び役員選挙権を有する。但し、第十八條第三項の規定による組合員(以下本章及び第四章において「准組合員」という。)は、議決権及び選挙権を有しない。
 - 2 組合員は、定款の定めるところにより、第四十一條第三項の規定によりあらかじめ通知のあつた事項につき、書面又は代理人をもつて議決権又は選挙権を行うことができる。

- 3 前項の規定により議決権又は選舉権を行う者は、これを出席者とみなす。
- 4 代理人は、二人以上の組合員を代理することができない。
- 5 代理人は、代理権を証する書面を組合に提出しなければならない。

(経費)

第二十二條 組合は、定款の定めるところにより、組合員に経費を賦課することができる。

2 組合員は、前項の経費の支拂について、相殺をもつて組合に対抗することができない。

(過怠金)

第二十三條 組合は、定款の定めるところにより、組合員に対して過怠金を課することができる。

(専用契約)

第二十四條 組合は、定款の定めるところにより、一年をこえない期間を限り、組合員が当該組合の施設の一部をもつばら利用すべき旨の契約を組合員と締結することができる。

2 前項の契約の締結は、組合員の任意とし、組合は、その締結を拒んだことを理由として、その組合員が組合の施設を利用することを拒んではならない。

(加入制限の禁止)

第二十五條 組合員たる資格を有する者が組合に加入しようとするときは、組合は、正当な理由がないのに、その加入を拒み、又はその加入につき現在の組合員が加入の際に附されたよりも困難な條件を附してはならない。

(脱退)

第二十六條 組合員は、六十日前までに予告し、事業年度の終において脱退することができる。

2 前項の予告期間は、定款でこれを延長することができる。但し、その期間は、一年をこえてはならない。

第二十七條 組合員は、左の事由に因つて脱退する。

- 一 組合員たる資格の喪失
- 二 死亡又は解散
- 三 除名

2 除名は、左の各号の一に該当する組合員につき、総会の議決によつてこれをすることができる。但し、除名した組合員にその旨を通知しなければ、これをもつてその組合員に対抗することができない。

- 一 長期間にわたつて組合の施設を利用しない組合員
- 二 出資の拂込、経費の支拂その他組合に対する義務を怠つた組合員
- 三 その他定款で定める事由に該当する組合員

(脱退者の持分の拂戻)

第二十八條 出資組合の組合員は、脱退したときは、定款の定めるところにより、その持分の全部又は一部の拂戻を請求することができる。

2 前項の持分は、脱退した事業年度の終における当該出資組合の財産によつてこれを定める。
第二十九條 前條の規定による請求権は、脱退の時から二年間これを行わないときは、時効によつて消滅する。

第三十條 脱退した組合員が出資組合に対する債務を完済するまでは、出資組合は、その持分の拂戻を停止することができる。

(出資口数の減少)

第三十一條 出資組合の組合員は、定款の定めるところにより、その出資口数を減少することができる。

2 前項の場合には、第二十八條及び第二十九條の規定を準用する。

第三節 管理

(定款に記載すべき事項)

第三十二條 組合の定款には、左の事項を記載しなければならない。但し、非出資組合であつて、第十一條第一項第三号から第五号までの事業を行わない組合の定款には、第六号、第八号及び第九号の事項を、その他の非出資組合の定款には、第六号の事項を記載しなくてもよい。

- 一 事業
- 二 名称
- 三 地区

四 事務所所在地

五 組合員たる資格並びに組合員の加入及び脱退に関する規定

六 出資一口の金額及びその拂込の方法並びに一組合員の有することのできる出資口数の最高限度

七 経費の分担に関する規定

八 剰余金の処分及び損失の処理に関する規定

九 準備金の額及びその積立の方法

十 役員の数、職務の分担及び選挙に関する規定

十一 事業年度

十二 公告の方法

2 組合の定款には前項の事項の外、組合の存立時期を定めるときはその時期を、現物出資をする者を定めたときはその者の氏名、出資の目的たる財産及びその価格並びにこれに対して與える出資口数を記載しなければならない。

3 主務大臣は、模範定款例を定めることができる。

(規約で定めうる事項)

第三十三條 左の事項は、定款で定めなければならない事項を除いて、これを規約で定めることができる。

一 総会又は総代会に関する規定

水産業協同組合法

- 二 業務の執行及び会計に関する規定
- 三 役員に関する規定
- 四 組合員に関する規定
- 五 その他必要な事項

(役員の設定及び選挙)

第三十四條 組合に、役員として理事及び監事を置く。

2 理事の定数は、五人以上とし、監事の定数は、二人以上とする。

3 役員は、定款の定めるところにより、総会においてこれを選挙する。但し、設立当時の役員は、創立総会においてこれを選挙する。

4 役員選挙は、無記名投票によつてこれを行う。

5 投票は、一人につき一票とする。

6 定款によつて定めた投票方法による選挙の結果投票の多数を得た者をもつて当選人とする。

7 組合の理事の定数の少くとも四分の三は、組合員(准組合員を除く。)でなければならない。但し、設立当時の理事の定数の少くとも四分の三は、設立の同意を申し出た漁民でなければならない。

(役員任期)

第三十五條 役員任期は、一年とする。但し、定款で二年以内において別段の期間を定めたときは、その期間とする。

2 設立当時の役員任期は、前項の規定にかかわらず、創立総会において定める期間とする。但し、その期間は、一年をこえてはならない。

(役員兼職禁止)

第三十六條 理事は、監事又は組合の使用人と、監事は、理事又は組合の使用人と相兼ねてはならない。

(理事の自己契約等の禁止)

第三十七條 組合が理事と契約をするときは、監事が組合を代表する。組合と理事との訴訟についても、また同様とする。

(総会の招集)

第三十八條 理事は、毎事業年度一回通常総会を招集しなければならない。

第三十九條 組合員(准組合員を除く。)が総組合員(准組合員を除く。)の五分の一以上の同意を得て、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を理事に提出して総会の招集を請求したときは、理事は、その請求があつた日から二十日以内に総会を招集しなければならない。

第四十條 理事の職務を行う者がいないとき、又は前條の請求があつた場合において理事が正当な理由がないのに総会招集の手續をしないときは、監事は、総会を招集しなければならない。

(組合員に対する通知)

第四十一條 組合が組合員に対してする通知又は催告は、組合員名簿に記載したその者の住所(その

者が別に通知又は催告を受ける場所を組合に通知したときはその場所)に於てればよい。

- 2 前項の通知又は催告は、通常到達すべきであつた時に到達したものとみなす。
- 3 総会招集の通知は、その会日の十日前までに、その会議の目的たる事項を示してこれをしなければならぬ。

(定款その他の書類の備付及び閲覧)

第四十二條 理事は、定款、規約及び総会の議事録を各事務所に、組合員名簿を主たる事務所に備えて置かなければならぬ。

- 2 組合員名簿には、各組合員について左の事項を記載しなければならない。但し、非出資組合の組合員名簿には第三号及び第四号の事項を、第十七條の規定による漁業及びこれに附帯する事業を営まない組合の組合員名簿には第五号の事項を記載しなくてもよい。
 - 一 氏名又は名称及び住所
 - 二 加入の年月日及び組合員たる資格の別
 - 三 出資口数及び出資各口の取得の年月日
 - 四 拂込済出資額及びその拂込の年月日
 - 五 組合の営む漁業又はこれに附帯する事業に従事する者でないときはその旨
- 3 組合員及び組合の債権者は、第一項の書類の閲覧を求めることができる。
(決算関係書類の提出、備付及び閲覧)

第四十三條

理事は、通常総会の会日の一週間前までに、非出資組合であつて第十一條第一項第三号から第五号までの事業を行わないものにあつては事業報告書及び財産目録を、その他の組合にあつては事業報告書、財産目録、貸借対照表及び剰余金処分案又は損失処理案を監事に提出し、且つ、これらを主たる事務所に備えて置かなければならぬ。

- 2 組合員及び組合の債権者は、前項の書類の閲覧を求めることができる。
- 3 第一項の書類を通常総会に提出するときは、監事の意見書を添附しなければならない。
(役員の変更の請求)

第四十四條 組合員(准組合員を除く。)は、総組合員(准組合員を除く。)の五分の一以上の連署をもつて、その代表者から役員の変更を請求することができる。

- 2 前項の規定による改選の請求は、理事の全員又は監事の全員について、同時にこれをしなければならぬ。但し、法令、法令に基いてする行政廳の処分又は定款若しくは規約の違反を理由として改選を請求する場合は、この限りでない。
- 3 第一項の規定による改選の請求は、改選の理由を記載した書面を理事に提出してこれをしなければならぬ。
- 4 第一項の規定による改選の請求があつたときは、理事は、これを総会の議に附さなければならぬ。
- 5 第三項の規定による書面の提出があつたときは、理事は総会の会日から七日前までに、当該請求

に係る役員にその書類を送付し、且つ、総会において弁明する機会を與えなければならない。
(役員に関する民法の準用)

第四十五條 役員には、民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四條第一項、第五十二條第二項、第五十三條から第五十六條まで、第五十九條及び第六十一條第一項の規定を準用する。
(参事及び会計主任)

第四十六條 組合は、参事及び会計主任を選任し、その主たる事務所又は従たる事務所において、その業務を行わせることができる。

2 参事及び会計主任の選任及び解任は、理事の過半数によりこれを決する。

3 参事には、商法第三十八條第一項、第三項、第三十九條、第四十一條及び第四十二條の規定を準用する。

第四十七條 組合員(准組合員を除く)は、総組合員(准組合員を除く)の十分の一以上の同意を得て、理事に対し、参事又は会計主任の解任を請求することができる。

2 前項の規定による請求は、解任の理由を記載した書面を理事に提出してこれをしなければならぬ。

3 第一項の規定による請求があつたときは、理事は、当該参事又は会計主任の解任の可否を決しなければならぬ。

4 理事は、前項の可否を決する日の七日前までに、当該参事又は会計主任に対し、第二項の書面を

送付し、且つ、弁明する機会を與えなければならない。

(総会の議決事項)

第四十八條 左の事項は、総会の議決を経なければならない。

- 一 定款の変更
 - 二 規約の設定、変更及び廃止
 - 三 毎事業年度の事業計画の設定及び変更
 - 四 経費の賦課及び徴收の方法
 - 五 貸付金の利率の最高限度
 - 六 事業報告書、財産目録、貸借対照表、剰余金処分案及び損失処理案
 - 七 毎事業年度内における借入金金の最高限度
 - 八 訴願若しくは訴訟の提起又は和解
 - 九 漁業権若しくはこれに関する物権又は不動産(総トン数二十トン以上又は積石数二百石以上の船舶を含む)に関する物権の設定、得喪又は変更
- 2 定款の変更は、行政廳の認可を受けなければ、その効力を生じない。
 - 3 前項の認可の申請があつた場合には、第六十三條第二項、第六十四條及び第六十五條の規定を準用する。

(総会の議事)

第四十九條 総会の議事は、この法律、定款又は規約に特別の定ある場合を除いて、出席者の議決権の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。

2 議長は、総会において、その都度これを選任する。

3 議長は、組合員として総会の議決に加わる権利を有しない。

(特別決議事項)

第五十條 左の事項は、総組合員(准組合員を除く。)の半数以上が出席し、その議決権の三分の二以上の多数による議決を必要とする。

- 一 定款の変更
- 二 組合の解散又は合併
- 三 組合員の除名
- 四 漁業権又はこれに関する物権の設定、得喪又は変更

(総会に関する民法の準用)

第五十一條 総会には、民法第六十四條及び第六十六條の規定を準用する。この場合において、第六十四條中「第六十二條」とあるのは、「水産業協同組合法第四十一條第三項」と読み替えるものとする。

(総代会)

第五十二條 組合員(准組合員を除く。)の総数が二百人をこえる組合は、定款の定めるところによ

り、総会に代るべき総代会を設けることができる。

- 2 総代会は、組合員(准組合員を除く。)でなければならぬ。
- 3 総代の定数は、五十人以上でなければならぬ。
- 4 総代には、第三十四條第三項から第六項までの規定を準用する。
- 5 総代会には、総会に関する規定を準用する。但し、総代会においては、役員若しくは総代を選挙し、第七十條第一項の規定による設立委員を選任し、又は第五十條の事項について議決することができない。

(出資一口の金額の減少)

第五十三條 出資組合は、出資一口の金額の減少を議決したときは、その議決の日から二週間以内に財産目録及び貸借対照表を作らなければならない。

- 2 出資組合は、前項の期間内に、債権者に対して、異議があれば一定の期間内にこれを述べるべき旨を公告し、且つ、貯金者以外の知れている債権者には、各別にこれを催告しなければならない。
- 3 前項の一定の期間は、一箇月を下つてはならない。

第五十四條 債権者が前條第二項の一定の期間内に異議を述べなかつたときは、出資一口の金額の減少を承認したものとみなす。

2 債権者が異議を述べたときは、出資組合は、弁済し、若しくは相当の担保を供し、又は債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む銀行に相当の財産を信託しな

ければならない。

(準備金及び繰越金)

第五十五條 組合(非出資組合であつて、第十一條第一項第三号から第五号までの事業を行わないものを除く。以下本條及び第五十六條において同じ。)は、定款で定める額に達するまでは、毎事業年度の剰余金の十分の一以上を準備金として積み立てなければならぬ。

2 前項の定款で定める準備金の額は、出資組合にあつては、出資総額の二分の一を下つてはならぬ。

3 第一項の準備金は、損失の填補に充てる場合を除いては、これを取りくずしてはならない。

4 組合は、第十一條第一項第十号の事業の費用に充てるため、毎事業年度の剰余金の二十分の一以上を翌事業年度に繰り越さなければならぬ。

(剰余金の配当)

第五十六條 組合は、損失を填補し、前條第一項の準備金及び同條第四項の繰越金を控除した後でなければ、剰余金の配当をしてはならない。

2 剰余金の配当は、定款の定めるところにより、出資組合にあつては、年五分をこえない範囲内において、拂い込んだ出資額に應じてこれをし、なお剰余があるときは、組合事業の利用者にその事業の利用分量の割合に應じて(非出資組合にあつては、組合事業の利用者にその事業の利用分量の割合に應じて)、これをしなければならぬ。

第五十七條 出資組合は、定款の定めるところにより、組合員が出資の拂込を終るまでは、組合員に配当する剰余金をその拂込に充てることができる。

(組合の持分取得の禁止)

第五十八條 出資組合は、組合員の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けることができない。

第四節 設立

(発起人)

第五十九條 組合を設立するには、二十人以上の漁民が発起人となることを必要とする。

(設立準備会)

第六十條 発起人は、あらかじめ組合の事業及び地区並びに組合員たる資格に関する目論見書を作り、一定の期間前までにこれを設立準備会の日時及び場所とともに公告して、設立準備会を開かなければならぬ。

2 前項の一定の期間は、二週間を下つてはならない。

第六十一條 設立準備会においては、出席した漁民の中から、定款の作成に当るべき者(以下「定款作成委員」という。)を選任し、且つ、地区、組合員たる資格その他定款作成の基本となるべき事項を定めなければならない。

2 定款作成委員は、二十人以上でなければならない。

3 設立準備会の議事は、出席した漁民の過半数の同意をもつて、これを決する。
(創立總會)

第六十二條 定款作成委員が定款を作成したときは、発起人は、一定の期間前までにこれを創立總會の日時及び場所とともに公告して、創立總會を開かなければならない。

2 前項の一定の期間は、二週間を下つてはならない。

3 定款作成委員が作成した定款の承認、事業計画の設定その他設立に必要な事項の決定は、創立總會の議決によらなければならない。

4 創立總會においては、前項の定款を修正することができる。但し、地区及び組合員たる資格に関する規定については、この限りでない。

5 創立總會の議事は、組合員(准組合員を除く)たる資格を有する者であつてその会日まで発起人に対し設立の同意を申し出たものの半数以上が自ら出席し、その議決権の三分の二以上でこれを決する。

6 創立總會については、第二十一條第一項及び民法第六十六條の規定を準用する。
(設立の認可の申請)

第六十三條 発起人は、創立總會終了の後遅滞なく、定款及び事業計画を行政廳に提出して、設立の認可を申請しなければならない。

2 発起人は、行政廳の要求があるときは、組合の設立に関する報告書を提出しなければならない。

(設立の認可)

第六十四條 行政廳は、前條第一項の認可の申請があつたときは、設立の手續又は定款若しくは事業計画の内容が法令又は法令に基いてする行政廳の処分違反する場合を除いては、設立の認可をしなければならない。

第六十五條 第六十三條第一項の認可の申請があつたときは、行政廳は、申請書を受領した日から二箇月以内に、発起人に対し、認可又は不認可の通知を発しなければならない。

2 行政廳が前項の期間内に同項の通知を発しなかつたときは、その期間満了の日に設立の認可があつたものとみなす。この場合には、発起人は、行政廳に対し、認可に関する証明をすべきことを請求することができる。

3 行政廳が第六十三條第二項の規定により報告書提出の要求を發したときは、その日からその報告書が行政廳に到達するまでの期間は、これを第一項の期間に算入しない。

4 行政廳は、不認可の通知をするときは、その理由を通知書に記載しなければならない。

5 発起人が不認可の取消を求め訴を提起した場合において、裁判所がその取消の判決をしたときは、その判決確定の日に設立の認可があつたものとみなす。この場合には、第二項後段の規定を準用する。

(理事への事務引渡)

第六十六條 設立の認可があつたときは、発起人は、遅滞なくその事務を理事に引き渡さなければならない。

- 2 出資組合の理事は、前項の規定による引渡を受けたときは、遅滞なく出資の第一回の拂込をさせなければならない。
- 3 現物出資者は、第一回の拂込の期日に、出資の目的たる財産の全部を給付しなければならない。但し、登記、登録その他権利の設定又は移轉をもつて第三者に対抗するため必要な行爲は、組合成立の後にこれをするを妨げない。

(成立の時期)

第六十七條 組合は、主たる事務所の所在地において設立の登記をすることに因つて成立する。

第五節 解散及び清算

(解散事由)

第六十八條 組合は、左の事由に因つて解散する。

- 一 総会の決議
 - 二 組合の合併
 - 三 組合の破産
 - 四 存立時期の満了
 - 五 第二百二十四條第二項の規定による解散の命令
- 2 解散の決議は、行政廳の認可を受けなければ、その効力を生じない。

- 3 前項の申請があつた場合には、第六十三條第二項、第六十四條及び第六十五條の規定を準用する。
- 4 第一項の事由に因る外、組合は、組合員(准組合員を除く。)が二十人未満になつたことに因つて解散する。
- 5 組合は、前項の規定により解散したときは、遅滞なくその旨を行政廳に届け出なければならない。

(合併の手続)

第六十九條 組合が合併しようとするときは、總會において合併を議決しなければならない。

- 2 合併は行政廳の認可を受けなければ、その効力を生じない。
 - 3 前項の認可の申請があつた場合には、第六十三條第二項、第六十四條及び第六十五條の規定を準用する。
 - 4 出資組合の合併には、第五十三條及び第五十四條の規定を準用する。
- 第七十條 合併に因つて組合を設立するには、各組合の總會において組合員(准組合員を除く。)の中から選任した設立委員が共同して、定款を作成し、役員を選任し、その他設立に必要な行爲をしなければならない。
- 2 前項の規定による役員のうち理事の選任には、第三十四條第七項本文の規定を準用する。
 - 3 第一項の規定による設立委員の選任には、第五十條の規定を準用する。

(合併の時期)

第七十一條 組合の合併は、合併後存続する組合又は合併に因つて成立する組合が、その主たる事務所所在地において、第七七條に規定する登記をすることに因つてその効力を生ずる。
(合併による権利義務の承継)

第七十二條 合併後存続する組合又は合併に因つて設立した組合は、合併に因つて消滅した組合の権利義務(当該組合がその行う事業に關し、行政廳の許可、認可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む。)を承継する。

(清算人)

第七十三條 組合が解散したときは、合併及び破産に因る解散の場合を除いては、理事が、その清算人となる。但し、總會において他人を選任したときは、この限りでない。
(清算事務)

第七十四條 清算人は、就職の後遅滞なく、組合の財産の状況を調査し、非出資組合にあつては財産目録、出資組合にあつては財産目録及び貸借対照表を作り、財産処分の方法を定め、これを總會に提出してその承認を求めなければならない。

第七十五條 清算人は、組合の債務を弁済した後でなければ、組合の財産を処分することができない。

第七十六條 清算事務が終つたときは、清算人は、遅滞なく決算報告書を作り、これを總會に提出し

てその承認を求めなければならない。

(民法及び非訟事件手続法の準用)

第七十七條 組合の解散及び清算には、民法第七十三條、第七十五條、第七十六條及び第七十八條から第八十三條まで並びに非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第三十五條第二項、第三十六條、第三十七條ノ二、第三十五條ノ二十五第二項、第三項、第三十六條第一項、第三十七條及び第三十八條の規定を準用する。この場合において、民法第七十五條中「前條」とあるのは「水産業協同組合法第七十三條」と読み替へるものとする。

第三章 漁業生産組合

(事業の種類)

第七十八條 漁業生産組合(以下本章において「組合」という)は、漁業及びこれに附帯する事業を行うことができる。

(組合員たる資格)

第七十九條 組合員たる資格を有する者は、漁民であつて、定款で定めるものとする。

(組合の事業と組合員との關係)

第八十條 組合員の三分の二以上は、組合の営む事業に従事する者でなければならない。

第八十一條 組合の営む事業に従事する者の三分の二以上は、組合員でなければならない。

(出資)

第八十二條 組合員は、出資一口以上を有しなければならない。

- 2 一組合員が有することのできる出資口数の最高限度は、組合員の平均出資口数の二倍をこえてはならない。
- 3 組合の総出資口数の過半数は、組合の営む事業に従事する組合員によつて保有されなければならない。

(定款に記載すべき事項)

- 2 前項の定款には、第三十二條第二項及び第三項の規定を準用する。

(定款その他の書類の備付及び閲覧)

- 2 組合員名簿には、各組合員について左の事項を記載しなければならない。

- 一 第四十二條第二項第一号及び第三号から第五号までの事項
- 二 加入の年月日

- 3 組合員及び組合の債権者は、第一項の書類の閲覧を求めることができる。

(剰余金の配当)

- 2 剰余金の配当は、定款の定めるところにより、年一割をこえない範囲内において、拂い込んだ出資額の割合に応じてこれをし、なお剰余があるときは、組合員が組合の事業に従事した程度に応じてこれをしなければならない。

(準用規定)

- 2 剰余金の配当は、定款の定めるところにより、年一割をこえない範囲内において、拂い込んだ出資額の割合に応じてこれをし、なお剰余があるときは、組合員が組合の事業に従事した程度に応じてこれをしなければならない。

- 2 組合の管理に関する事項については、第八十三條から前條までに規定するものの外、第三十三條から第四十一條まで、第四十三條から第五十一條まで、第五十三條、第五十四條、第五十五條第一項から第三項まで、第五十七條及び第五十八條の規定を準用する。この場合において、第三十四條第二項中「五人」とあるのは「三人」と、同條第七項中「理事の定数の少くとも四分の三は」とあるのは「理事は、その全員が」と、第四十四條第一項中「五分の一」とあるのは「三分の一」と、第四十七條第一項中「十分の一」とあるのは「六分の一」と読み替えるものとする。

- 3 組合の設立に関する事項については、第五十九條から第六十七條までの規定を準用する。この場合において、第五十九條及び第六十一條第二項中「二十人」とあるのは「七人」と読み替えるものとする。

4 組合の解散及び清算に関する事項については、第六十八條から第七十七條までの規定を準用する。この場合において、第六十八條第四項中「二十人」とあるのは「七人」と、第七十條第二項において準用する第三十四條第七項中「理事の定数の少くとも四分の三は」とあるのは「理事は、その全員が」と読み替えるものとする。

第四章 漁業協同組合連合会

(事業の種類)

第八十七條 漁業協同組合連合会(以下本章において「連合会」という。)は、左の事業の全部又は一部を行うことができる。

- 一 会員の事業に必要な資金の貸付
- 二 会員の貯金の受入
- 三 連合会を直接又は間接に構成する者(以下本章において「所屬員」と総称する。)の事業に必要な物資の供給
- 四 所屬員の事業に必要な共同利用に関する施設
- 五 所屬員の漁獲物その他の生産物の運搬、加工、保管又は販賣
- 六 水産動植物の繁殖保護その他漁場の利用に関する施設
- 七 船だまり、船揚場、漁礁その他所屬員の漁業に必要な設備に関する施設
- 八 法人たる所屬員の監査及び指導

九 所屬員の遭難防止若しくは遭難救済に関する施設又は漁船保険のあつた

十 所屬員の福利厚生に関する施設

十一 水産に関する技術の向上及び連合会の事業に関する所屬員の知識の向上を図るための教育並びに所屬員に対する一般的情報の提供に関する施設

十二 所屬員の経済的地位の改善のためにする団体協約の締結

十三 前各号の事業に附帯する事業

2 会員に出資をさせない連合会(以下本章において「非出資連合会」という。)は、前項の規定にかかわらず、同項第一号又は第二号の事業を行うことができる。

3 連合会は、定款の定めるところにより、所屬員以外の者が利用し得る事業の分量の総額は、当該事業年度において所屬員の利用する事業の分量の総額をこえてはならない。

4 第一項第一号又は第二号の事業を行う連合会は、同項の規定にかかわらず、これらの事業に附帯する事業の外、他の事業を行うことができる。

5 前項の連合会は、会員のために、手形の割引をし、定款で定める金融機関に対して会員の負担する債務を保証し、又は当該金融機関の委任を受けてその債権を取り立てることができる。(会員たる資格)

第八十八條 連合会の会員たる資格を有する者は、左の者であつて定款で定めるものとする。

- 一 連合会の地区の全部又は一部を地区とする組合又は連合会
- 二 連合会の地区内に住所を有する漁業生産組合
- 三 連合会の地区内に住所を有し、且つ、法律に基いて設立された協同組合であつて、前二号の者の事業と同種の事業を行うもの

(規模の制限)

第八十九條 連合会は、左の各号のうちいずれかに該当しなければならない。

- 一 地区が都道府縣の区域をこえないこと。
- 二 所屬員たる組合の数が三百をこえないこと。

(總會の議決事項)

第九十條 左の事項は、總會の議決を経なければならない。

- 一 第四十八條第一項各号の事項
- 二 一会員のためにする手形の割引金額の最高限度

(発起人)

第九十一條 連合会を設立するには、二以上の組合、漁業生産組合又は連合会が発起人となることを必要とする。

(準用規定)

第九十二條 連合会の事業に関する事項については、第八十七條に規定するものの外、第十二條から

第十六條までの規定を準用する。この場合において、第十二條第一項中「前條」とあるのは「第八十七條」と、第十六條第一項中「第十一條第一項第十一号」とあるのは「第八十七條第一項第十二号」と読み替えるものとする。

2 連合会の会員に関する事項については、第八十八條及び第八十九條に規定するものの外、第十九條から第三十一條までの規定を準用する。この場合において、第二十一條第一項但書中「第十八條第三項の規定による組合員(以下本章及び第四章において「准組合員」という。）」とあるのは「第八十八條第三号の規定による会員(以下第九十二條及び同條において準用する各規定において「准会員」という。）」と読み替えるものとする。

3 連合会の管理に関する事項については、第九十條に規定するものの外、第三十二條から第四十七條まで、第四十八條第二項、第三項及び第四十九條から第五十八條までの規定を準用する。この場合において、第三十四條第七項中「組合員(准組合員を除く。）」とあるのは「個人たる所屬員(准会員を構成する者及び准組合員を除く。）」と、同項但書中「漁民」とあるのは「組合、漁業生産組合又は連合会の個人たる所屬員(准会員を構成する者及び准組合員を除く。）」と読み替えるものとする。

4 連合会の設立に関する事項については、前條に規定するものの外、第六十條から第六十七條までの規定を準用する。この場合において、第六十一條第一項及び第三項中「漁民」とあるのは「組合、漁業生産組合又は連合会の理事」と、同條第二項中「二十人」とあるのは「二人」と、第六十

二條第六項において準用する第二十一條第一項但書中「第十八條第三項の規定による組合員（以下本章及び第四章において「准組合員」という。）とあるのは「准会員」と読み替えるものとする。

五 連合会の解散及び清算に関する事項については、第六十八條から第七十七條までの規定を準用する。この場合において、第六十八條第四項中「二十人未満」とあるのは「一人」と、第七十條第一項中「組合員（准組合員を除く。）」とあるのは「会員（准会員を除く。）の理事」と、同條第二項において準用する第三十四條第七項本文中「組合員（准組合員を除く。）」とあるのは「個人たる所屬員（准会員を構成する者及び准組合員を除く。）」と読み替えるものとする。

第五章 水産加工業協同組合

（事業の種類）

第九十三條 水産加工業協同組合（以下本章及び第六章において「組合」という。）は、左の事業の全部又は一部を行うことができる。

- 一 組合員の事業に必要な資金の貸付
- 二 組合員の貯金の受入
- 三 組合員の事業に必要な物資の供給
- 四 組合員の事業に必要な共同利用に関する施設
- 五 組合員の生産物の運搬、加工、保管又は販賣
- 六 組合員の製品、その原料若しくは材料又は製造若しくは加工の設備に対する検査に関する施設

七 組合員の福利厚生に関する施設

八 水産物の製造加工に関する技術の向上及び組合事業に関する組合員の知識の向上を図るための教育並びに組合員に対する一般的情報の提供に関する施設

九 前各号の事業に附帯する事業

2 組合は、定款の定めるところにより、組合員以外の者にその施設を利用させることができる。但し、一事業年度において組合員以外の者が利用し得る事業の分量の総額は、当該事業年度において組合員が利用する事業の分量の総額の五分の一をこえてはならない。

3 第一項第一号及び第二号の事業を行う組合は、定款で定める金融機関に対して組合員の負担する債務を保証し、又は当該金融機関の委任を受けてその債権を取り立てることができる。

（組合員たる資格）

第九十四條 組合員たる資格を有する者は、組合の地区内に住所又は事業場を有する水産加工業者とする。但し、定款の定めるところにより、組合員たる資格を有する者を特定の種類の水産加工業を営む者に限ることができる。

（出資）

第九十五條 組合員は、出資一口以上を有しなければならない。

（準用規定）

第九十六條 組合の事業に関する事項については、第九十三條に規定するものの外、第十二條から第

- 十五條までの規定を準用する。この場合において、第十二條第一項中「前條」とあるのは「第九十三條」と読み替えるものとする。
- 2 組合の組合員に関する事項については、前二條に規定するものの外、第十九條第三項から第五項まで、第二十條、第二十一條第一項本文、第二項から第五項まで及び第二十二條から第三十一條までの規定を準用する。
 - 3 組合の管理に関する事項については、第三十二條から第五十八條までの規定を準用する。
 - 4 組合の設立に関する事項については、第五十九條から第六十七條までの規定を準用する。この場合において、第五十九條及び第六十一條第二項中「二十人」とあるのは「十五人」と読み替えるものとする。
 - 5 組合の解散及び清算に関する事項については、第六十八條から第七十七條までの規定を準用する。この場合において、第六十八條第四項中「二十人」とあるのは「十五人」と読み替えるものとする。

第六章 水産加工業協同組合連合会

(事業の種類)

第九十七條 水産加工業協同組合連合会(以下本章において「連合会」という。)は、左の事業の全部又は一部を行うことができる。

- 一 会員の事業に必要な資金の貸付

- 二 会員の貯金の受入
- 三 連合会を直接又は間接に構成する者(以下本章において「所属員」と総称する。)の事業に必要な物資の供給
- 四 所属員の事業に必要な共同利用に関する施設
- 五 所属員の生産物の運搬、加工、保管又は販賣
- 六 所属員の製品、その原料若しくは材料又は製造若しくは加工の設備に対する検査に関する施設
- 七 法人たる所属員の監査及び指導
- 八 所属員の福利厚生に関する施設
- 九 水産物の製造加工に関する技術の向上及び連合会の事業に関する所属員の知識の向上を図るための教育並びに所属員に対する一般的情報の提供に関する施設
- 十 前各号の事業に附帯する事業
- 2 連合会は、定款の定めるところにより、所属員以外の者にその施設を利用させることができる。但し、一事業年度において所属員以外の者が利用し得る事業の分量の総額は、当該事業年度において所属員が利用する事業の分量の総額の五分の一をこえてはならない。
- 3 第一項第一号又は第二号の事業を行う連合会は、同項の規定にかかわらず、これらの事業に附帯する事業の外、他の事業を行うことができな
- 4 前項の連合会は、会員のために手形の割引をし、定款で定める金融機関に対して会員の負担する

債務を保証し、又は当該金融機関の委任を受けてその債権を取り立てることができる。
(会員たる資格)

第九十八條

連合会の会員たる資格を有する者は、左に掲げる者であつて定款で定めるものとする。

- 一 連合会の地区の全部又は一部を地区とする組合又は連合会
- 二 連合会の地区内に住所を有し、且つ、法律に基いて設立された協同組合であつて、前号の者の事業と同種の事業を行うもの

(発起人)

第九十九條 連合会を設立するには、二以上の組合又は連合会が発起人となることを必要とする。
(準用規定)

第一百條

連合会の事業に関する事項については、第九十七條に規定するものの外、第十二條から第十條までの規定を準用する。この場合において、第十二條第一項中「前條」とあるのは「第九十七條」と読み替えるものとする。

2

連合会の会員に関する事項については、第九十八條に規定するものの外、第十九條第三項から第五項まで、第二十條から第三十一條まで、第八十九條及び第九十五條の規定を準用する。この場合において、第二十一條第一項但書中「第十八條第三項の規定による組合員(以下本章及び第四章において「准組合員」という。）」とあるのは「第九十八條第二号の規定による会員(以下第百條及び同條において準用する各規定において「准会員」という。）」と読み替えるものとする。

3 連合会の管理に関する事項については、第三十二條から第四十七條まで、第四十八條第二項、第三項、第四十九條から第五十八條まで及び第九十條の規定を準用する。この場合において、第三十四條第七項中「組合員(准組合員を除く。）」とあるのは「個人たる所屬員(准会員を構成する者を除く。）」と、同項但書中「漁民」とあるのは「組合又は連合会の個人たる所屬員(准会員を構成する者を除く。）」と読み替えるものとする。

4 連合会の設立に関する事項については、前條に規定するものの外、第六十條から第六十七條までの規定を準用する。この場合において、第六十一條第一項及び第三項中「漁民」とあるのは「組合又は連合会の理事」と、同條第二項中「二十人」とあるのは「二人」と、第六十二條第六項において準用する第二十一條第一項但書中「第十八條第三項の規定による組合員(以下本章及び第四章において「准組合員」という。）」とあるのは「准会員」と読み替えるものとする。

5 連合会の解散及び清算に関する事項については、第六十八條から第七十七條までの規定を準用する。この場合において、第六十八條第四項中「二十人未満」とあるのは「一人」と、第七十條第一項中「組合員(准組合員を除く。）」とあるのは「会員(准会員を除く。）」の理事」と、同條第二項において準用する第三十四條第七項本文中「組合員(准組合員を除く。）」とあるのは「個人たる所屬員(准会員を構成する者を除く。）」と読み替えるものとする。

第七章 登記

(設立の登記)

第一百一條 水産業協同組合（以下「組合」という。）は、組合員又は会員（以下「組合員」と総称する。）に出資をさせない組合にあつては、設立の認可があつた日から、組合員に出資をさせる組合（以下「出資組合」という。）にあつては、出資の第一回の拂込があつた日から二週間以内に、主たる事務所の所在地において、設立の登記をしなければならない。

2 設立の登記には、左の事項を掲げなければならない。但し、漁業生産組合の設立の登記には、第三号の事項を掲げなくてもよい。

一 事業

二 名称

三 地区

四 事務所

五 出資組合にあつては、出資一口の金額及びその拂込の方法並びに出資の総口数及び拂い込んだ出資の総額

六 存立の時期を定めたときは、その時期

七 役員の名及び住所

八 公告の方法

3 組合は、設立の登記をした後二週間以内に、従たる事務所の所在地において、前項の事項を登記しなければならない。

（従たる事務所新設の登記）

第一百二條 組合の設立後従たる事務所を設けたときは、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所を設けたことを登記し、その従たる事務所の所在地においては三週間以内に、前條第二項の事項を登記し、他の従たる事務所においては同期間内に、その従たる事務所を設けたことを登記しなければならない。

2 主たる事務所又は従たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内において、新たに従たる事務所を設けたときは、その従たる事務所を設けたことを登記すればよい。

（事務所移轉の登記）

第一百三條 組合が主たる事務所を移轉したときは、旧所在地においては二週間以内に移轉の登記をし、新所在地においては三週間以内に第一條第二項の事項を登記し、従たる事務所を移轉したときは、旧所在地においては三週間以内に移轉の登記をし、新所在地においては四週間以内に同項の事項を登記しなければならない。

2 同一の登記所の管轄区域内において主たる事務所又は従たる事務所を移轉したときは、その移轉の登記をすればよい。

（設立登記事項の変更の登記）

第一百四條 第一條第二項の事項中に変更を生じたときは、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に変更の登記をしなければならない。

第百一條第二項第五号の事項中出資の総口数及び拂い込んだ出資の総額の変更の登記は、前項の規定にかかわらず、毎事業年度末日現在により、事業年度終了後、主たる事務所の所在地においては四週間以内に、従たる事務所の所在地においては五週間以内にこれをすればよい。
(参事の登記)

第百五條 組合が参事を選任したときは、二週間以内に、これを置いた事務所の所在地において、参事の氏名及び住所、参事を置いた事務所並びに数人の参事が共同して代理権を行うべきことを定めたときはその旨を登記しなければならない。その登記した事項の変更及び参事の代理権の消滅についても同様である。

(解散の登記)

第百六條 組合が解散したときは、合併及び破産の場合を除いては、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に解散の登記をしなければならない。
(合併の場合の登記)

第百七條 組合が合併するときは、合併の認可のあつた日から主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、合併後存続する組合については変更の登記、合併に因つて消滅する組合については解散の登記、合併に因つて成立する組合については第百一條第二項に規定する登記をしなければならない。
(清算人の登記)

第百八條 清算人は、その就職の日から、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に清算人の氏名及び住所を登記しなければならない。
2 前項の規定により登記した事項の変更の登記については、第百四條第一項の規定を準用する。
(清算終了の登記)

第百九條 組合の清算が終了したときは、清算終了の日から主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に清算終了の登記をしなければならない。
(管轄登記所及び登記簿)

第百十條 組合の登記については、その事務所の所在地を管轄する司法事務局又はその出張所を管轄登記所とする。

2 各登記所に、漁業協同組合登記簿、漁業生産組合登記簿、漁業協同組合連合会登記簿、水産加工業協同組合登記簿及び水産加工業協同組合連合会登記簿を備える。
(設立の登記の申請)

第百十一條 組合の設立の登記は、役員の大員の申請に因つてこれをす。

2 前項の登記の申請書には、定款及び役員たることを証する書面並びに出資組合にあつては出資総口数及び出資の第一回の拂込のあつたことを証する書面を添附しなければならない。

3 合併に因る出資組合の設立の登記の申請書には、前項の書面の外、第六十九條第四項(第八十六條第四項、第九十二條第五項、第九十六條第五項及び第百條第五項において準用する場合を含む。)

において準用する第五十三條第二項の規定による公告及び催告したこと、若し異議を述べた債権者があるときは、これに対し、弁済し若しくは担保を供し、又は信託をしたことを証する書面を添附しなければならない。

第百十二條 第百一條第三項の規定による登記は、理事の申請に因つてこれをする。

(事務所新設、移轉及び設立の登記事項変更の登記の申請)

第百十三條 組合の事務所の新設又は事務所の移轉その他第百一條第二項の事項の変更の登記は、理事又は清算人の申請に因つてこれをする。

2 前項の登記の申請書には、事務所の新設又は登記事項の変更を証する書面を添附しなければならない。

3 出資一口の金額の減少又は出資組合の合併に因る変更の登記の申請書には、前項の書面の外、第五十三條第二項(第六十九條第四項において準用する場合並びに第八十六條第三項、第九十二條第三項、第九十六條第三項及び第百條第三項において同條同項を準用する場合を含む。)の規定による公告及び催告したこと、若し異議を述べた債権者のあるときは、これに対し、弁済し、若しくは担保を供し、又は信託をしたことを証する書面を添附しなければならない。

(参事の登記の申請)

第百十四條 参事の選任、第百五條の規定により登記した事項の変更及び参事の代理権の消滅の登記は、理事の申請に因つてこれをする。

2 前項の登記のうち、参事の選任の登記の申請書には参事の選任を証する書面及び数人の参事が共同して代理権を行うべきことを定めたときはその旨を証する書面を、その他の登記の申請書にはその事項を証する書面を添附しなければならない。

(解散の登記の申請)

第百十五條 第百六條の規定による組合の解散の登記は、第三項に規定する場合を除いて、清算人の申請に因つてこれをする。

2 前項の登記の申請書には、解散の事由を証する書面を添附しなければならない。

3 行政廳が組合の解散を命じた場合における解散の登記は、当該行政廳の囑託に因つてこれをする。

第百十六條 第百七條の規定に因る解散の登記は、合併に因つて消滅する組合の理事の申請に因つてこれをする。

2 前項の場合には、第百十一條第三項及び前條第二項の規定を準用する。

(清算人の登記の申請)

第百十七條 第百八條第一項の規定による登記の申請書には、理事が清算人でない場合には、申請人の資格を証する書面を添附しなければならない。

2 第百八條第二項の規定による登記の申請書には、登記事項の変更を証する書面を添附しなければならない。

(清算結了の登記の申請)

第百十八條 組合の清算結了の登記は、清算人の申請に因つてこれをする。

2 前項の登記の申請書には、清算人が第七十六條(第八十六條第四項、第九十二條第五項、第九十六條第五項及び第百條第五項において準用する場合を含む。)の規定により決算報告書の承認を得たことを証する書面を添附しなければならない。

(登記の期間の計算)

第百十九條 登記すべき事項であつて行政廳の認可を要するものは、その認可書の到達した時から登記の期間を起算する。但し、第六十五條第二項及び第五項(第八十六條第三項、第九十二條第四項、第九十六條第四項及び第百條第四項において準用する場合を含む。)の場合には、認可に関する証明書の到達した時から登記の期間を起算する。

(登記事項の公告)

第百二十條 登記した事項は、司法事務局において遅滞なくこれを公告しなければならない。

(非訟事件手続法の準用)

第百二十一條 組合の登記には、非訟事件手続法第百四十一條から第百五十一條ノ六まで及び第百五十四條から第百五十七條までの規定を準用する。

第八章 監督

(業務又は財産の状況報告の徴収)

第百二十二條 行政廳は、組合に法令、法令に基いてする行政廳の処分又は定款若しくは規約を遵守させるために必要があると認めるときは、組合からその業務又は財産の状況に関し報告を徴することができる。

(業務又は会計状況の検査)

第百二十三條 組合員が総組合員の十分の一以上の同意を得て、組合の業務又は会計が法令、法令に基いてする行政廳の処分又は定款若しくは規約に違反する疑があることを理由として検査を請求したときは、行政廳は、当該組合の業務又は会計の状況を検査しなければならない。

2 行政廳は、組合の業務又は会計が法令、法令に基いてする行政廳の処分又は定款若しくは規約に違反する疑があると認めるときは、何時でも、当該組合の業務又は会計の状況を検査することができる。

(法令等の違反に対する措置)

第百二十四條 行政廳は、前條の規定による検査を行つた場合において、当該組合の業務又は会計が法令、法令に基いてする行政廳の処分又は定款若しくは規約に違反すると認めるときは、当該組合に対し、必要な措置を採るべき旨を命ずることができる。

2 組合が、この法律の規定又は他の法律の特別の規定に基いて行うことのできる事業以外の事業を行つたとき若しくは前項の規定による命令に従わなかつたとき、又は第八十條、第八十一條、第八十二條第二項、第三項若しくは第八十九條(第百條第二項において準用する場合を含む。)の規定に

違反があるときは、行政廳は、当該組合の解散を命ずることができる。
(決議、選挙又は当選の取消)

第二百五條 組合員(准組合員を除く。)が総組合員(准組合員を除く。)の十分の一以上の同意を得て、總會の招集手続、議決の方法又は選挙が法令、法令に基いてする行政廳の処分又は定款若しくは規約に違反することを理由として、その議決又は選挙若しくは当選決定の日から一箇月以内に、その議決又は選挙若しくは当選の取消を請求した場合において、行政廳は、その違反の事実があると認めるときは、当該議決又は選挙若しくは当選を取り消すことができる。

2 前項の規定は、創立總會の場合にこれを準用する。

(専用契約の取消)

第二十六條 行政廳は、第二十四條第一項(第九十三條第二項、第九十六條第二項及び第九十九條第二項)において準用する場合を含む。)の規定による契約の内容が、公益に違反すると認めるときは、当該契約を取り消すことができる。

(監督行政廳)

第二十七條 この法律中「行政廳」とあるのは、第七十二條(第八十六條第四項、第九十二條第五項、第九十六條第五項及び第九十九條第五項)において準用する場合を含む。)の場合を除いては、都道府県若しくは特別市の区域又はその区域をこえる区域を地区とする組合(漁業生産組合を除く。)については主務大臣、その他の組合については、主たる事務所を管轄する都道府県知事又は特別市の市

長とする。

2 前項の規定による主務大臣の権限の一部は、これを都道府県知事又は特別市の市長に委任することができる。

第九章 罰則

第二十八條 組合の役員が如何なる名義をもつてするを問はず、組合の事業の範囲外において、貸付をし、若しくは手形の割引をし又は投機取引のために組合の財産を処分したときは、これを三年以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪を犯した者には、情状に因り懲役及び罰金を併科することができる。

3 第一項の規定は、刑法に正條がある場合には、これを適用しない。

第二十九條 第十二條第四項(第九十二條第一項、第九十六條第一項及び第九十九條第一項)において準用する場合を含む。以下本條において同じ。)において準用する倉庫業法第八條第一項若しくは本法第二百二十二條の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は第十二條第四項において準用する倉庫業法第八條第一項若しくは本法第二百二十三條の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、これを千円以下の罰金に処する。

2 組合の代表者又は代理人、使用者その他の従業者が、その組合の業務に関して前項の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その組合に対して同項の罰金を科する。

第三十條 左の場合には、組合の役員又は清算人は、これを一万円以下の過料に処する。

- 一 この法律の規定又は他の法律の特別の規定に基いて当該組合が行うことができる事業以外の事業を営んだとき。
- 二 第十一條第三項但書、第八十七條第三項但書、第九十三條第二項但書又は第九十七條第二項但書の規定に違反したとき。
- 三 第十七條第二項の規定に違反したとき。
- 四 第二十四條第二項（第九十二條第二項、第九十六條第二項及び第百條第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。
- 五 第二十五條（第九十二條第二項、第九十六條第二項及び第百條第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。
- 六 第三十六條（第八十六條第二項、第九十二條第三項、第九十六條第三項及び第百條第三項の規定において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。
- 七 第三十八條、第三十九條又は第四十條（以上の各規定を第八十六條第二項、第九十二條第三項、第九十六條第三項及び第百條第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。
- 八 第四十二條（第九十二條第三項、第九十六條第三項及び第百條第三項において準用する場合を含む。）、第四十三條（第八十六條第二項、第九十二條第三項、第九十六條第三項及び第百條第三項において準用する場合を含む。）又は第八十四條の規定に違反して、書類を備えて置かず、その書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をし、又は正当な理由がないのにその書類の閲覧を拒んだとき。

- 九 第四十四條第五項又は第四十七條第四項（以上の各規定を第八十六條第二項、第九十二條第三項、第九十六條第三項及び第百條第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。
- 十 第五十三條又は第五十四條第二項（以上の各規定を第八十六條第二項、第九十二條第三項、第九十六條第三項及び第百條第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反して出資一口の金額を減少し、又は第六十九條第四項（第八十六條第四項、第九十二條第五項、第九十六條第五項、第百條第五項において準用する場合を含む。）において準用する第五十三條又は第五十四條第二項の規定に違反して出資組合の合併をしたとき。
- 十一 第五十五條、第五十六條（以上の各規定を第八十六條第二項、第九十二條第三項、第九十六條第三項及び第百條第三項において準用する場合を含む。）又は第八十五條の規定に違反したとき。
- 十二 第五十八條（第八十六條第二項、第九十二條第三項、第九十六條第三項及び第百條第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反して組合員の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けたとき。
- 十三 第六十八條第五項（第八十六條第四項、第九十二條第五項、第九十六條第五項及び第百條第五項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。
- 十四 第七十四條又は第七十六條（以上の各規定を第八十六條第四項、第九十二條第五項、第九十

六條第五項及び第百條第五項において準用する場合を含む。の書類に記載すべき事項を記載せず、又は不実の記載をしたとき。

十五 第七十五條（第八十六條第四項、第九十二條第五項、第九十六條第五項又は第百條第五項において準用する場合を含む。）の規定に違反して組合の財産を処分したとき。

十六 第七十七條（第八十六條第四項、第九十二條第五項、第九十六條第五項又は第百條第五項において準用する場合を含む。以下本條において同じ。）において準用する民法第七十九條第一項又は同法第八十一條第一項に規定する公告を怠り、又は不正の公告をしたとき。

十七 第七十七條において準用する民法第七十九條の規定に違反して同項の期間内に債権者に弁済をしたとき。

十八 第七十七條において準用する民法第八十一條第一項の規定に違反して破産宣告の請求を怠つたとき。

十九 この法律の規定による登記を怠り、又は不実の登記をしたとき。

第三百三十一條 第三條第二項及び第十三條第二項（第九十二條第一項、第九十六條第一項及び第百條第一項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者は、これを千円以下の過料に処する。

附則

この法律施行の期日は、その公布の日から起算して九十日をこえない期間内において、政令でこれを定める。

水産業協同組合法の制定に伴う水産業団体の整理等に関する

法律（昭和二十三年十二月十五日）
法律第二百四十三号

（水産業団体の解散）

第一條 水産業団体法（昭和十八年法律第四十七号）は、これを廃止する。

2 この法律施行の際現に存する漁業会、製造業会、都道府縣水産業会及び中央水産業会（以下「水産業団体」と総称する。）については、前項の法律は、この法律施行後でも、なおその効力を有する。

3 前項の水産業団体であつてこの法律施行の日から起算して八箇月を経過した時に現に存するもの（清算中のものを除く。）は、その時に解散する。但し、漁業会であつて、その時に漁業権若しくはこれを使用する権利又は入漁権を有するものについては、この限りでない。

4 前項但書の漁業会は、前項の期間満了後は、その有する漁業権若しくはこれを使用する権利又は入漁権の管理以外の事業を行うことができない。

5 第三項但書の漁業会は、その有する漁業権若しくはこれを使用する権利又は入漁権を失つた時に解散する。

6 行政廳は、必要があると認めるときは、何時でも、第二項の水産業団体に対し解散を命ずることが出来る。この場合には、当該水産業団体は、当該命令に因つて解散する。

7 主務大臣は、第三項但書の漁業会に対し、その財産の処分、保全その他管理に関し必要な命令又

水産業協同組合法の制定に伴う水産業団体の整理等に関する法律

は処分をすることができず。

(水産業団体の資産処分の制限)

第二條 水産業団体は、行政廳の認可を受けなければ、その資産を処分してはならない。但し、通常の業務として行う処分は、この限りでない。

2 前項の規定施行前に水産業団体のした資産の処分に關する契約で同項の規定施行の日までに当該契約に係る資産の引渡又は代金の受領のいづれかが完了しているもの又は水産業団体の資産処分の制限に關する件(昭和二十一年農林省令第七十三号)第一條の規定により行政廳の許可を受けたものについては、同項の規定を適用しない。

3 第一項の規定に違反する処分は、これを無効とする。

4 第一項の規定施行前に水産業団体のした資産の処分に關する契約に係る資産の引渡及び代金の受領につき、同項の規定施行の日から二箇月以内に同項の認可がなかつたときは、当該契約は、解除されたものとみなす。

5 水産業団体が第一項の規定に違反してその資産を処分したときは、その行爲をした水産業団体の代表者又は代理人、使用人その他の従業者は、これを三年以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

6 前項の罪を犯した者には、情狀に因り、懲役及び罰金を併科することができる。
(水産業協同組合と水産業団体との關係)

第三條 水産業協同組合は、水産業団体の会員となることができない。

(水産業団体の財産分配の原則)

第四條 水産業団体の財産の分配は、各会員にその持分に應じて平等にこれをしなければならぬ。

(漁業会の財産の分割)

第五條 漁業権若しくはこれを使用する権利又は入漁権を有する漁業会(以下本條から第八條までに「漁業会」という)の会員たる者の全部又は一部を組合員とする漁業協同組合は、当該漁業会が有するこれらの権利を失う前、行政廳の認可を受けて、当該漁業会に対し、その財産のうちこれらの権利以外のものの分割を請求することができる。

2 前項の規定による認可の申請は、漁業協同組合と漁業会との協議により、当該漁業会の会員の持分(漁業権若しくはこれを使用する権利又は入漁権に対する部分を除く。以下本條及び第六條において同じ)の総額のうち当該漁業会の会員であつて漁業協同組合の組合員たるものの持分の総額の占める割合に應じて当該漁業協同組合に帰属すべき財産を定めてこれをしなければならぬ。

3 前項の協議が整わないとき又は協議をすることができないときは、漁業協同組合は行政廳に対し裁定を申請することができる。

4 前項の裁定があつたときは、第二項の協議が整つたものとみなす。

5 第一項の場合には、漁業会の財産は、第二項の規定による協議の定めるところにより当該漁業協同組合に帰属する。

第六條 前條第五項の規定による財産の帰属があつたときは、漁業協同組合の組合員であつて漁業会の会員たるものは、その帰属の時に当該漁業会の出資を有しない会員となる。

2 前項の規定により出資を有しなくなつた会員は、当該漁業会の財産（漁業権若しくはこれを使用する権利又は入漁権に対する部分を除く。）に対して有した持分を失う。

3 前條第五項の規定による財産の帰属があつたときは、第一項に規定する組合員は、その帰属の時にその者が漁業会において有した持分の額の割合に應じ当該財産の價額を分割して得た額に相当する額の持分を取得したものとす。

4 前項の規定による取得のあつた持分は、定款の定めるところにより、その全部又は一部を漁業協同組合の出資に引き当てることができる。

第七條 漁業会の会員たるものの全部又は一部を組合員とする漁業協同組合は、当該漁業会がその有する漁業権若しくはこれを使用する権利又は入漁権を失つた後、行政廳の認可を受けて、当該漁業会に対し、第五條第五項の規定による財産の帰属がないときはその総財産、同條同項の規定による財産の帰属があつたときはその時以後その有していた漁業権若しくはこれを使用する権利又は入漁権に基いて当該漁業会の取得した財産の分割を請求することができる。

2 前項の請求については、第五條第二項から第五項までの規定を準用する。この場合において、第五條第二項中「持分（漁業権若しくはこれを使用する権利又は入漁権に対する部分を除く。以下本條及び第六條において同じ。）」とあるのは「持分」と読み替えるものとする。

第八條 前條第二項において準用する第五條第五項の規定による財産の帰属があつたときは、漁業協同組合の組合員であつて漁業会の会員たるものは、その帰属の時に漁業会を脱退する。

2 前項の場合には、第六條第二項から第四項までの規定を準用する。この場合において、第六條第二項中「財産（漁業権若しくはこれを使用する権利又は入漁権に対する部分を除く。）」とあるのは「財産」と、第六條第三項中「前條第五項」とあるのは「第八條第二項において準用する前條第五項」と読み替えるものとする。

第九條 漁業権若しくはこれを使用する権利又は入漁権を有しない漁業会の会員たる者の全部又は一部を組合員とする漁業協同組合は、行政廳の認可を受けて、当該漁業会に対し、その財産の分割を請求することができる。

2 前項の場合には、第五條第二項から第五項まで、第六條第三項、第四項及び前條第一項の規定を準用する。この場合において、第五條第二項中「持分（漁業権若しくはこれを使用する権利又は入漁権に対する部分を除く。以下本條及び第六條において同じ。）」とあるのは「持分」と、第六條第三項中「前條第五項」とあるのは「第九條第二項において準用する前條第五項」と、前條第一項中「前條第二項」とあるのは「第九條第二項」と読み替えるものとする。

（漁業会の資産の譲渡又は債務の引渡）

第十條 漁業会の会員たる者の全部又は一部を組合員とする漁業協同組合は、行政廳の認可を受けて、当該漁業会に対し、その資産の譲渡又は債務の引受に関する協議を求めることができる。

- 2 前項の場合において協議が整わないときは、行政廳は、当事者又はその一方の申請に因り、当事者の意見を聴き、当該漁業会に対し、譲渡の條件を定めてその資産の譲渡を命ずることができる。
- 3 前二項の規定により漁業会の譲渡する資産の額の当該漁業会の資産の総額に対する割合は、当該漁業会の会員の持分の総額のうち、当該漁業会の会員で当該漁業協同組合の組合員たるものの持分の額の占める割合をこえてはならない。
- 4 第一項の規定による認可又は第二項の規定による命令の取消又は変更を求める訴は、当該認可又は命令を受けた日から一箇月を経過したときは、これを提起することができない。
- 5 第二項から前項までに規定するものの外、第一項の規定の施行に関し必要な事項は、政令でこれを定める。

(都道府縣水産業会等の資産の譲渡又は債務の引渡)

第十一條 漁業協同組合連合会は都道府縣水産業会に対し、水産加工業協同組合又は水産加工業協同組合連合会は製造業会に対し、行政廳の認可を受けて、その資産の譲渡又は債務の引受に関する協議を求むることができる。

- 2 前項の場合には、前條第二項、第四項及び第五項の規定を準用する。

(水産業団体の解散準備總會)

第十二條 この法律施行の際現に存する水産業団体（中央水産業会を除く。以下本條及び第十三條において同じ。）は、この法律施行後二箇月以内に總會を招集しなければならない。

- 2 前項の總會の招集は会日の少くとも十日前までに會議の目的たる事項、日時及び場所を公告してこれをしなければならない。
 - 3 第一項の總會は、会員の五分の二以上が自ら出席しなければ、議事を開き、議決をすることができない。
 - 4 行政廳は、第一項の水産業団体の理事又は清算人に対し、前項に規定する会員の出席を得るため必要な措置を採るべきことを命ずることができる。
 - 5 第一項の總會の招集があつた場合において、第三項に規定する会員の出席がないときは、水産業団体は、第一項の期間經過後でも、第三項に規定する会員の出席があるまで總會を招集しなければならない。この場合には、第二項から前項までの規定を準用する。
 - 6 前項の規定は、第一條第三項、第五項及び第六項の規定の適用を妨げない。
- 第十三條 前條第一項の水産業団体の理事又は清算人は、同項又は同條第五項の總會の会日の一週間前までに事業報告書及び財産目録を監事に提出し、且つ、その總會に監事の意見書とともにこれらの書類を提出してその承認を求めなければならない。
- 2 前項の理事又は清算人は、同項の總會において、水産業協同組合法及びこの法律に関し詳細な報告をしなければならない。
 - 3 第一項の總會においては、資産処理委員会の委員を選挙しなければならない。
 - 4 前項の委員の選挙は、無記名投票によつてこれを行う。

5 第三項の委員の定数は、五人から九人までとし、その少くとも四分の三は漁業会及び都道府縣水産業会にあつては水産業協同組合法第十八條第一項に規定する漁民、製造業会にあつては同法第九十四條に規定する水産加工業者でなければならない。

6 第一項の水産業団体の理事又は清算人は、水産業団体の財産の処分については、第二條第一項但書の場合を除き、資産処理委員会の意見を聴き、これに従わなければならない。但し、資産処理委員会の意見が総会の議決に反する場合はこの限りでない。

7 資産処理委員会は、水産業団体の財産につき必要な調査をすることができる。

(財産の承継の場合の普通所得の計算)

第十四條 第五條第五項(第七條第二項及び第九條第二項において準用する場合を含む。)の規定により漁業会の財産のうち漁業協同組合に帰属した財産の価額は、法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)による普通所得の計算上、当該漁業協同組合の益金及び当該漁業会の損金にこれを算入しなす。

(財産承継の場合の有價証券移轉税)

第十五條 水産業協同組合が第五條、第七條又は第九條から第十一條までの規定により水産業団体から財産の分割若しくは資産の譲渡を受け、又は債務の引受をする場合においては、有價証券移轉税は、これを課さなす。

(財産承継の場合の登録税)

第十六條 水産業協同組合が第五條、第七條又は第九條から第十一條までの規定により水産業団体から不動産又は船舶に関する権利を承継する場合においては、その取得につき登記を受けるときは、その登録税の額は、不動産又は船舶の価格の千分の四とする。但し、登録税法(明治二十九年法律第二十七号)により算出した登録税の額がこの法律により算出した額より少ないときは、その額による。

2 前項の不動産又は船舶の価格は、水産業団体の賣渡直前の帳簿價格による。

(財産承継の場合の地方税)

第十七條 第十五條に規定する財産の移轉に関しては、地方公共団体は、地方税を課することができなす。

(名称の変更)

第十八條 水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)施行の際現にその名称中に漁業協同組合、漁業生産組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合又は水産加工業協同組合連合会という文字を用いているものは、同法施行後三箇月以内に、その名称を変更しなければならない。

2 水産業協同組合法第三百一十一條の規定は、前項の期間内は、これを同項のものに適用しない。

(印紙税法の一部改正)

第十九條 印紙税法(明治三十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第四條第十二号中「製造業会、道府縣水産業会、中央水産業会」を「漁業生産組合、漁業協同組

水産業協同組合法の制定に伴う水産業団体の整理等に関する法律

合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会」に改める。

第五條第六号中「漁業会」を「漁業協同組合」に改める。

(登録税法の一部改正)

第二十條 登録税法の一部を次のように改正する。

第十九條第七号中「水産業団体」を「水産業協同組合」に、「水産業団体法」を「水産業協同組合法」に改める。

(法人税法の一部改正)

第二十一條 法人税法の一部を次のように改正する。

第九條第五号中「漁業会、製造業会、道府縣水産業会、中央水産業会、」の次に「漁業協同組合、漁業生産組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、」を加える。

(地方税法の一部改正)

第二十二條 地方税法(昭和二十三年法律第百十号)の一部を次のように改正する。

第六十七條第二項第六号の次に次の一号を加える。

六ノ二 漁業協同組合、漁業生産組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会

(農林中央金庫法の一部改正)

第二十三條 農林中央金庫法(大正十二年法律第四十二号)の一部を次のように改正する。

第二條第三号中「道府縣出資水産業会」を「漁業協同組合連合会」に改める。

第五條第一号中「中央水産業会、道府縣水産業会、製造業会、漁業会」を「漁業協同組合連合会、漁業協同組合、水産加工業協同組合連合会、水産加工業協同組合」に改める。

(金融緊急措置令の一部改正)

第二十四條 金融緊急措置令(昭和二十一年勅令第八十三号)の一部を次のように改正する。

第八條中「漁業会」を「漁業協同組合」に改める。

(事業者団体法の一部改正)

第二十五條 事業者団体法(昭和二十三年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

第六條第一項第二号中「レ 水産業団体法(昭和十八年法律第四十七号)」を「レ 旧水産業団体法(昭和十八年法律第四十七号)」に改め、「ネ 消費生活協同組合法(昭和二十三年法律第二百号)」の次に「ナ 水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)」を加える。

(関係法令改正の経過規定)

第二十六條 この法律施行の際現に存する水産業団体については、第十九條、第二十條、第二十三條及び第二十四條の規定にかかわらず、この法律施行後でも、なお従前の例による。

(罰則の経過規定)

第二十七條 この法律施行前(第一條第二項の水産業団体については、同項の規定により効力を有する水産業団体法の失効前)にした行爲に対する罰則の適用については、この法律施行後(同項の水

産業団体については、同項の規定により効力を有する水産業団体法の失効後）でも、なお従前の例による。

附則

この法律施行の期日は、その公布の日から起算して九十日をこえない期間内において、政令でこれを定める。但し、第二條の規定は、公布の日からこれを施行する。

郵政省設置法

(昭和二十三年十二月十五日
法律第二百四十四号)

目次

第一章 総則(第一條—第四條)
第二章 内部部局及び地方機関(第五條—第十六條)
第一節 内部部局(第五條—第十四條)
第二節 地方機関(第十五條—第十六條)
第三章 附属機関(第十七條—第二十二條)
第四章 職員及び職(第二十三條—第三十條)
第五章 雜則(第三十一條—第三十二條)
附則

第一章 総則

(この法律の目的)

第一條 この法律は、郵政省の所掌事務の範囲及び権限を定めるとともに、第三條に掲げる事業を合理的、能率的に經營するに足る組織の基準を定めることを目的とする。

(設置)

第二條 國家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)第三條第二項の規定に基づいて、郵政省を設置する。

2 郵政省の長は、郵政大臣とする。

(郵政省の任務)

第三條 郵政省は、左に掲げる國の公共事業を一体的に遂行する責任を負う唯一の政府機関とする。

一 郵便

二 郵便貯金、郵便爲替及び郵便振替貯金

三 簡易生命保険及び郵便年金

2 郵政省は、前項の事業の外、前項の事業に附帯する業務、電氣通信省から委託された業務及び印紙の賣りさばきに関する業務並びに年金及び恩給の支給その他國庫金の受入拂渡に関する事務をつかさどる。

3 郵政省は、前二項の事業及び業務を行うにあたり、公共の利益に即して最高度の能率を発揮する

ように努めなければならない。

(郵政省の権限)

第四條

郵政省は、この法律に規定する所掌事務を遂行するため、左に掲げる権限を有する。

- 一 法令の定めるところに従い、予算の範囲内で、所掌事務の遂行に必要な契約をすること。
- 二 法令の定めるところに従い、所掌事務の遂行に必要な業務施設、研究施設等を設置し、及び管理すること。
- 三 法令の定めるところに従い、所掌事務の遂行に必要な業務用品、研究用品等を調達すること。
- 四 法令の定めるところに従い、不用財産を処分すること。
- 五 國家公務員法(昭和二十二年法律第百二十号)の定めるところに従い、職員の任免、賞罰その他職員の身分に関する措置をすること。
- 六 國家公務員法その他の法令に触れない範囲で、職員の給與、勤務時間その他勤務の条件を定めること。
- 七 政府職員に対する厚生及び保健に関する法令の定めるところに従い、職員の厚生及び保健のため必要な施設を設置し、及び管理すること。
- 八 法令の定めるところに従い、職員を訓練すること。
- 九 法令の定めるところに従い、職員に貸與する宿舍を設置し、及び管理すること。
- 十 所掌事務の監察を行い、法令の定めるところに従い、必要な措置をすること。

- 十一 法令の定めるところに従い、所掌事務に関し、損害を賠償し、及び損害の賠償を受けること。
- 十二 郵政省の公印を制定すること。
- 十三 所掌事務に関する統計及び調査資料を頒布し、又は刊行すること。
- 十四 所掌事務の周知宣傳を行うこと。
- 十五 所掌事務遂行に支障のない範囲で、業務施設、業務用品又は郵便切手帳その他郵便の利用上必要な物を利用して、廣告業務を行うこと。
- 十六 郵便局の窓口取扱時間及び取扱事務の範囲を定めること。
- 十七 郵便の利用上必要な包装用品、封筒等を調製し、及び賣りさばくこと。
- 十八 法令により委任された範囲において、外國郵便、外國郵便爲替及び外國郵便振替に関する取極を商議し、締結すること並びにその料金を減額し、又は増額すること。
- 十九 法令の定めるところに従い、簡易生命保険及び郵便年金の積立金及び余裕金を運用すること。
- 二十 簡易生命保険の被保険者に対して必要な保健施設を、国会がこの目的のため議決した予算の範囲内で設置し、及び管理すること。
- 二十一 法令の定めるところに従い、収入金を徴收し、所掌事務の遂行に必要な支拂をし、並びに受入及び支拂に関する報告及び会計の方法を定めること。
- 二十二 前各号に掲げるものの外、法令に基き郵政省に属させられた権限

第二章 内部部局及び地方機関

第一節 内部部局

(内部部局)

第五條 郵政省に大臣官房及び左の各局並びに國家行政組織法第二十一條の規定に基き、左の区分に
より部を置く。

監察局

第一部

第二部

第三部

郵務局

管理部

業務部

輸送施設部

貯金局

管理部

業務部

會計部

簡易保険局

管理部

業務部

財務部

数理部

人事局

經理局

資材局

建築局

2 前項の部の所掌事務は、政令で定める。

3 第一項の部には、國家行政組織法第七條第一項の課を置くことができる。

(大臣官房の事務)

第六條 大臣官房においては、郵政省の所掌事務に関し左に掲げる事務をつかさどる。

一 機密に関すること。

二 公印を制定し、及び管理すること。

三 公文書を授受し、発送し、編集し、及び保存すること。

四 各部局の事務につき、総合調整をすること。

五 法令案の審査その他法務に関すること。

- 六 部局の設置及び廃止に関すること。
- 七 国会との連絡に関すること。
- 八 渉外事務に関すること。
- 九 報道に関すること。
- 十 前各号の事務に附帯すること。
- 十一 他の各部局の所掌に属しない事務に関すること。

(監察局の事務)

第七條 監察局においては、左に掲げる事務をつかさどる。

- 一 郵政省の所掌事務に関する犯罪、非違及び事故(輕微なものを除く。)を調査し、及び処理すること。
- 二 前号の犯罪、非違及び事故により発生した損害を賠償し、及び損害の賠償を受けること。
- 三 郵政省の所掌事務の考査をし、及び調査をすること。
- 四 郵政省の所掌事務に関する世論を収集し、及び調査し、又は公衆の不服の申出について調査し、及び回答すること。
- 五 行政管理廳の行う郵政省に対する行政監察に関する連絡事務を処理すること。
- 六 第一号、第三号及び第四号に掲げる事務に関する法令を立案し、及び実施すること。
- 七 監察局の所掌事務の事務取扱方法を制定し、及び実施すること。

- 八 所部の職員の需要及び採用に関する計画案を作成すること。
- 九 所部の職員を訓練すること。
- 十 監察局の所掌事務に関する予算案を準備し、及び成立予算に基く業務計画を実施すること。
- 十一 監察局の所掌事務に関する周知を行い、及び統計を作成すること。
- 十二 前各号に掲げるものの外、監察に関し、郵政省の権限として法令の定める事項を処理すること。
- 十三 前各号の事務に附帯すること。

(郵務局の事務)

第八條 郵務局においては、左に掲げる事務をつかさどる。

- 一 郵便の運営計画を作成し、及び実施すること。
- 二 郵便に関する法令を立案し、及び実施すること。
- 三 郵便に関する業務取扱方法を制定し、及び実施すること。
- 四 郵便に関する國際會議及び万国郵便連合に関すること。
- 五 郵便局を設置し、又は廃止すること。
- 六 郵便局における郵便に関する窓口取扱時間及び取扱事務の範圍を定めること。
- 七 郵便物の運送契約をすること。
- 八 郵便切手その他郵便料金をあらわす証票を発行し、及び賣りさばき、並びに封筒、封かん紙を

- 九 他郵便の利用上必要な物及び印紙を賣りさばくこと。
- 十 所部の職員の需要及び採用に関する計画案を作成すること。
- 十一 所部の職員を訓練すること。
- 十二 郵便に関する予算案を準備し、及び成立予算に基く事業計画を実施すること。
- 十三 郵便に関する周知を行い、並びに業務施設、業務用品又は郵便切手帳その他郵便の利用上必要な物を利用して廣告業務を行うこと。
- 十四 電氣通信省設置法（昭和二十三年法律第二百四十五号）第六條の規定により郵政省に委託された業務を処理すること。
- 十五 前各号に掲げるものの外、郵便に關し、郵政省の権限として法令の定める事項を処理すること。

（貯金局の事務）

第九條

貯金局においては、左に掲げる事務をつかさどる。

- 一 郵便貯金、郵便爲替及び郵便振替貯金並びに年金及び恩給の支給その他國庫金の受入拂渡に関する事務（以下爲替貯金と総稱する。）の運営計画を作成し、及び実施すること。
- 二 爲替貯金に関する法令を立案し、及び実施すること。
- 三 爲替貯金に関する業務取扱方法を制定し、及び実施すること。

- 四 郵便爲替及び郵便振替貯金に関する國際會議及び万国郵便連合に關すること。
- 五 地方貯金局を設置し、又は廢止すること。
- 六 郵便局における爲替貯金に關する窓口取扱時間及び取扱事務の範圍を定めること。
- 七 爲替貯金に關する受拂金の總括計算をすること。
- 八 郵便貯金及び郵便振替貯金の原簿に關すること。
- 九 郵便貯金切手を發行し、及び賣りさばくこと。
- 十 郵便局において受拂する現金の取扱方法を定めること。
- 十一 郵便貯金の奨励をすること。
- 十二 爲替貯金の取扱上發生した損害を賠償し、及び損害の賠償を受け（監察局所掌のものを除く。）並びに欠損金の補てんに關する処理をすること。
- 十三 所部の職員の需要及び採用に關する計画案を作成すること。
- 十四 所部の職員を訓練すること。
- 十五 爲替貯金に關する予算案を準備し、及び成立予算に基く事業計画を実施すること。
- 十六 爲替貯金に關する周知を行い、並びに業務施設及び業務用品を利用して廣告業務を行うこと。
- 十七 前各号に掲げるものの外、爲替貯金に關し、郵政省の権限として法令の定める事項を処理すること。

十八 前各号の事務に附帯すること。

(簡易保険局の事務)

第十條 簡易保険局においては、左に掲げる事務をつかさどる。

- 一 簡易生命保険及び郵便年金(以下保険年金という。)の運営計画を作成し、及びこれを実施すること。
- 二 保険年金に関する法令を立案し、及び実施すること。
- 三 簡易生命保険及郵便年金特別会計(以下保険年金特別会計という。)の会計及び財務に関する法令及び手続を立案し、及び実施すること。
- 四 保険年金に関する業務取扱方法を制定し、及び実施すること。
- 五 地方簡易保険局を設置し、又は廃止すること。
- 六 郵便局における保険年金に関する窓口取扱時間及び取扱事務の範囲を定めること。
- 七 所部の職員の需要及び採用に関する計画案を作成すること。
- 八 所部の職員を訓練すること。
- 九 保険年金に関する予算案を準備し、及び成立予算に基く事業計画を実施すること。
- 十 保険年金特別会計の決算をすること。
- 十一 保険年金特別会計の収入及び支出の調定及び出納をすること。
- 十二 保険年金特別会計の収入及び支出並びに資産及び負債の事業別分計をすること。

十三 保険年金特別会計制度に関する研究をすること。

十四 保険年金特別会計の原簿計算をすること。

十五 保険年金に関する受拂金の総括計算をすること。

十六 保険年金の原簿に關すること。

十七 保険年金の奨励をすること。

十八 保険年金の積立金及び余裕金を運用すること。

十九 保険年金の料率の基礎計算、責任準備金の算定その他数理に関する事務を処理すること。

二十 被保険者に対する保険施設を設置し、及び管理すること。

二十一 保険年金の取扱上発生した損害を賠償し、及び損害の賠償を受け(監察局所掌のものを除く)、並びに欠損金の補てんに關する処理をすること。

二十二 保険年金の周知を行い、並びに業務施設及び業務用品を利用して廣告業務を行うこと。

二十三 簡易生命保険郵便年金事業審議会及び簡易生命保険郵便年金審査会に關する事務を処理すること。

二十四 前各号に掲げるものの外、保険年金に關し、郵政省の権限として法令の定める事項を処理すること。

二十五 前各号の事務に附帯すること。

(人事局の事務)

第十一條

人事局においては、左に掲げる事務をつかさどる。

- 一 職員に関する左の事務を処理すること。
 - (一) 職階及び任免に関すること。
 - (二) 給與、勤務時間その他勤務の條件に関すること。
 - (三) 服務規律、分限及び懲戒に関すること。
 - (四) 勤務成績の評定及び記録に関すること。
 - (五) 人事記録の作成及び保管に関すること。
 - (六) 公務傷病に対する補償及び恩給に関すること。
 - (七) 職員の結成する組合その他の団体との交渉並びにこれらの団体に関すること。
 - (八) 職員の苦情の処理に関すること。
- 二 職員の需要及び採用に関する計画案の取りまとめをすること。
- 三 職員の定員に関すること。
- 四 職員の厚生及び保健に関する事務を処理し、並びに必要な施設を設置し、及び管理すること。
- 五 職員に貸與する宿舍を設置し、及び管理すること。
- 六 職員の訓練に関し、取りまとめをすること。
- 七 郵政省共済組合に関する法令の執行に関する事務を処理すること。
- 八 所部の職員の需要及び採用に関する計画案を作成すること。

九 所部の職員を訓練すること。

十 人事局の所掌事務に関する予算案を準備し、及び成立予算に基く業務計画を実施すること。

十一 前各号に掲げるものの外、人事に関し、郵政省の権限として法令の定める事項で特に他の局の所掌とされない事項を処理すること。

十二 前各号の事務に附帯すること。

(経理局の事務)

第十二條

経理局においては、左に掲げる事務をつかさどる。

- 一 各部局の準備した予算案の取りまとめをすること。
- 二 各部局の事業又は業務計画案に基く予算の実行計画を作成し、及び実施すること。
- 三 郵政事業特別会計の会計及び財務に関する法令及び手続を立案し、及び実施すること。
- 四 郵政事業特別会計の一切の決算をすること。
- 五 郵政事業特別会計の収入及び支出の調定及び出納をすること。
- 六 郵政事業特別会計の収入及び支出並びに資産及び負債の事業別分計をすること。
- 七 郵政事業特別会計制度に関する研究をすること。
- 八 郵政事業特別会計の原簿計算をすること。
- 九 資金を統制し、管理し、及び調達すること。
- 十 契約手続を定めること。

- 十一 各部署の契約等の計画の取りまとめをすること。
- 十二 支拂計画を設定し、及びこれを各部署に通知すること。
- 十三 契約の締結、収入及び支出の決定並びに資金、物品その他財産の管理及び保管の責任を有する職員に対して、会計監査をすること並びに郵政省の総原簿又は補助簿への仕訳記入の確認をすること。
- 十四 小切手及び國庫金振替の認証をすること。
- 十五 会計及び財務に関する統計を作成し、並びに郵政省の所掌事務の統計に関する基本計画を作成すること。
- 十六 郵政省の所掌事務の統計を保存すること。
- 十七 郵便、郵便爲替及び郵便振替貯金の原價計算をし、及び料金の合理化の研究をすること。
- 十八 固定資産の記録を保存すること。
- 十九 廣告業務に関する手続の基本を定めること。
- 二十 所部の職員の需要及び採用に関する計画案を作成すること。
- 二十一 所部の職員を訓練すること。
- 二十二 経理局の所掌事務に関する予算案を準備し、及び成立予算に基く業務計画を実施すること。
- 二十三 前各号に掲げるものの外、会計、財務及び統計に関し、郵政省の権限として法令の定めること。

事項で、特に他の部局の所掌とされない事項を処理すること。

二十四 前各号の事務に附帯すること。

(資材局の事務)

第十三條 資材局においては、左に掲げる事務をつかさどる。

- 一 各部署の要求する資材及び物品の需要計画の取りまとめ及び割当に関すること。
- 二 資材局の所掌事務の事務取扱方法を制定し、及び実施すること。
- 三 資材及び物品を購入し、借り入れ、修理し、加工し、出納し、保管し、及び配給すること。
- 四 倉庫及び工場を設置し、及び管理すること。
- 五 不用となつた資材及び物品を処分すること。
- 六 所部の職員の需要及び採用に関する計画案を作成すること。
- 七 所部の職員を訓練すること。
- 八 資材局の所掌事務に関する予算案を準備し、及び成立予算に基く業務計画を実施すること。
- 九 前各号に掲げるものの外、資材及び物品に関し、郵政省の権限として法令の定める事項で、特に他の部局の所掌とされない事項を処理すること。
- 十 前各号の事務に附帯すること。

(建築局の事務)

第十四條 建築局においては、左に掲げる事務をつかさどる。

郵政省設置法

- 一 各部局の要求する土地、建物、工作物及び船舶並びにその附帯設備（以下不動産という。）の工事を設計し、及び施行すること。
- 二 各部局の要求により、不動産を取得し、及び処分すること。
- 三 國有財産及び借入不動産の保存に關すること。
- 四 不動産に關する工事の契約をすること。
- 五 所部の職員の需要及び採用に關する計画案を作成すること。
- 六 所部の職員を訓練すること。
- 七 建築局の所掌事務に關する予算案を準備し、及び成立予算に基く業務計画を実施すること。
- 八 前各号に掲げるものの外、建築に關し、郵政省の権限として法令の定める事項で、特に他の各局の所掌とされない事項を処理すること。
- 九 前各号の事務に附帶すること。

第二節 地方機関

（地方機関）

第十五條 郵政省に、國家行政組織法第二十一條の規定に基き、左の地方機関を置く。

地方郵政監察局

地方郵政局

地方貯金局

地方簡易保険局

郵便局

- 2 地方郵政監察局は第七條に掲げる事務の一部を分掌し、地方郵政局は第八條から第十條までに掲げる事務の一部を分掌し、地方貯金局は第九條に掲げる事務の一部を分掌し、地方簡易保険局は第十條に掲げる事務の一部を分掌する。
 - 3 郵便局は、地方郵政局の事務のうち、現業事務を行う。
 - 4 第一項の地方機関は、前二項に掲げる事務の外、その事務に關連する範圍において、第六條及び第十一條から第十四條までに掲げる事務の一部を分掌する。
- 第十六條 地方郵政監察局及び地方郵政局は、それぞれ東京都、長野市、名古屋市、金沢市、大阪市、廣島市、松山市、熊本市、仙台市及び札幌市に置く。

2 地方郵政監察局に、左の部を置く。

第一部

第二部

第三部

3 地方郵政局に、左の部を置く。

郵務部

貯金部

郵政省設置法

保険部
 人事部
 経理部
 資材部
 建築部

4 地方郵政監察局及び地方郵政局の名称、管轄区域及び所掌事務の範囲は、政令で定め、内部組織の細目は、郵政大臣が定める。

5 郵政大臣は、地方機関の事務の一部を分掌させるため必要がある場合は、出張所を設けることができる。

6 地方郵政監察局及び地方郵政局以外の各地方機関並びに前項の出張所の名称、位置、管轄区域、所掌事務の範囲及び内部組織は、郵政大臣が定める。

第三章 附属機関

(附属機関)

第十七條 第二十二條に規定するものの外、郵政省に置かれる附属機関は、左の通りとする。

博物館
 病院、診療所及び療養所
 職員訓練所

(博物館)

第十八條 博物館は、郵政に関する文化の啓発及び普及を図るための機関とする。

(病院等)

第十九條 病院、診療所及び療養所は、郵政省の職員及びその家族の健康を保持するための機関とする。

(職員訓練所)

第二十條 職員訓練所は、郵政省の職員の訓練を行うための機関とする。

(名称等)

第二十一條 第十七條に掲げる附属機関の名称、位置及び内部組織は、郵政省令で定める。

(その他の附属機関)

第二十二條 左の表の上欄に掲げる機関は、郵政省の附属機関として置かれるものとし、その設置の目的は、それぞれ下欄に記載する通りとする。

種	類	目	的
郵政審議会		第三條に掲げる事業の健全且つ能率的な運営を図るため、その事業に関する事項(簡易生命保険郵便年金事業審議会に附議される事項を除く。)を調査審議すること。	

簡易生命保険郵便
年金事業審議会
簡易生命保険郵便
年金審査会

簡易生命保険約款案及び郵便年金約款案並びに積立金の運用その他保険
年金の経営に関する事項を調査審議すること。

保険契約者、保険金受取人、年金契約者、年金受取人、年金継続受取人
又は返還金受取人が簡易生命保険又は郵便年金の契約上の権利義務に関
する事項について國との間に紛争を生じた場合、その紛争処理機関とし
て公平な審査をし、及び裁決をすること。

郵政省共済組合審
査会

郵政省共済組合の給付に関する決定又は掛金の徴收に関して組合と組合
員との間に紛争を生じた場合、その紛争処理機関として公平な審査をし、
及び裁決をすること。

郵政省共済組合運
営審議会

郵政省共済組合の運営に関する事項を調査審議すること。

2 前項に掲げる附属機関の組織、所掌事務及び委員その他の職員については、他の法律（これに基
く命令を含む。）に別段の定がある場合を除く外、政令で定める。

第四章 職員及び職

(職員)

第二十三條 郵政省に置かれる職員については、國家公務員法の定めるところによる。

(理事)

第二十四條 郵政省に理事四人を置く。

2 監察局、郵務局、貯金局及び簡易保険局長は、理事をもつて充てる。
(部局の長)

第二十五條 官房及び第五條に掲げる部には、官房長及び部長を置く。

2 第十五條に掲げる地方機関及びその内部部局には、それぞれ長一人を置く。

3 第十七條に掲げる附属機関には、それぞれ長一人を置く。

4 前三項に掲げる部局の長は、上官の命を受け、それぞれ部局の事務を掌理し、その職員の服務に
ついて、これを指揮統督する。

5 経理局及び人事局には、次長を置く。

6 次長は、局長を助け、局務を整理し、局長不在の場合その職務を代行する。

(郵政監察官)

第二十六條 郵政業務の監察を行わせるため、郵政省に郵政監察官七百人以内を置く。

2 郵政監察官は、郵政業務の運行に関するすべての事項の調査にあたり、その実情及び改善すべき
事項についての意見を郵政大臣に提出し、並びに犯罪の嫌疑があるときは、捜査し、その内容を郵
政大臣に報告し、及び必要がある場合には、犯罪の訴追に協力することについて、郵政大臣から特

命を受けたものとする。

3 郵政監察官は、郵政省の職員の中から、郵政大臣が命じ、その指定する地において勤務しなければならぬ。

第二十七條 郵政監察官は、郵政業務に対する犯罪につき、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三百一十号）に規定する司法警察員の職務を行う。

2 郵政監察官は、被疑者の逮捕を必要とする場合は、警察官又は警察吏員である司法警察職員に、これを逮捕させなければならない。

3 警察官又は警察吏員である司法警察職員は、前項により逮捕した被疑者を、郵政監察官に引致しなければならない。

4 郵政監察官は、前項の被疑者を受け取つた場合又は自ら現行犯人を逮捕した場合において、留置の必要があると思料するときは、これを最寄りの警察署に留置することができる。

第二十八條 郵政監察官は、職務を行うにあつては、その身分を証明する証票を携帯し、関係人の請求があるときは、これを示さなければならない。

（定員）

第二十九條 郵政省に置かれる職員は、別に法律で定める。

（職員の出張）

第三十條 郵政省の職員の出張については、監察又は会計監査のための場合を除く外、特に郵政大臣

の事前の承認がなければならない。

第五章 雑則

（権限の委任）

第三十一條 郵政大臣は、この法律に定める権限で細目の事項に関するものを、職務規程を定めて、局、地方機関及び附属機関に委任することができる。

（組織の細目）

第三十二條 郵政省の組織の細目については、この法律に規定するものの外、政令で、又は政令の委任により郵政大臣が定める。

附則

この法律は、昭和二十四年四月一日から施行する。

電氣通信省設置法

（昭和二十三年十二月十五日
法律第二百四十五号）

目次

第一章 総則（第一條—第六條）

第二章 内部部局及び地方機関（第七條—第二十八條）

第一節 内部部局（第七條—第二十五條）

電氣通信省設置法

- 第二節 地方機関(第二十六條—第二十八條)
- 第三章 外局(第二十九條—第四十四條)
 - 第一節 電波廳(第三十條—第三十八條)
 - 第二節 航空保安廳(第三十九條—第四十四條)
- 第四章 附屬機関(第四十五條—第五十一條)
- 第五章 職員(第五十二條・第五十三條)
- 第六章 雜則(第五十四條—第五十六條)

附則 第一章 總則

(この法律の目的)

第一條 この法律は、電氣通信省の所掌事務の範囲及び権限を定めるとともに、第四條に掲げる事業を合理的、能率的に經營し、且つ、所掌行政事務を能率的に遂行するに足る組織の基準を定めるところを目的とする。

(定義)

第二條

この法律及びこの法律施行のための命令の解釈に関しては、左の定義に従うものとする。

- 一 電氣通信業務 有線又は無線による電信、電話、模写電信、写真電信その他電氣的方法による送信又は受信によつて、意思及び事實を伝え、又は受ける一切の手段を設置し、運用し、及び保

存すること。

- 二 局内設備 電話交換局、中継局、端局の装置等建物の内部に所在し、又は建物による保護を要する電氣通信装置及び設備(在庫品を除く。)
- 三 局外設備 陸線、地下ケーブル、架空ケーブル等建物による保護を要しない電氣通信装置及び設備(在庫品を除く。)
- 四 電氣通信設備 電氣通信業務を行うため裝備すべき業務用機器、建物及びこれらに附屬するもの等一切の物的設備
- 五 電氣通信活動 電氣通信業務の設定及び電氣通信設備の管理に必要な組織、經營及び運用に関する電氣通信省の一切の機能
- 六 私設設備 私設の電話交換装置、電信又は電話の端末装置、模写電信装置、無線局(送信及び受信を含む。)その他電氣通信設備であつて電氣通信省が所有するものでないもの又は直接に運用しないもの。
- 七 増設電話交換系 同一建物内の數個の室からなる事務所若しくは住宅又は同一構内の數個の建物からなる事務所若しくは住宅内の電氣通信業務の用に供される私有又は電氣通信省所有の交換設備及び電氣通信系。この場合において、すべての電話機は、同一の個人又は会社その他の団体が共通の事業又は活動するために設備されるものとし、且つ、この通信系は、同一事業又は活動を行う同一建物内の諸事務室又は同一構内の諸建物等とこれらの外部にある加入電話との直接接

統を行つた施設を含まず、又隣接しない建物若しくは敷地間の直接接続を行う施設を含まない。但し、共通でない事業又は活動を行う者に対して業務を提供するため、電氣通信省が特別の契約をしたものは、この限りではない。

八 電氣通信系 個々の装置を一体的に組み合せて、一の電氣通信業務を行い得る系統にするような一切の設備の組み合せ。特定の用例をしない限り電氣通信省の運営するものをいう。

九 公衆電話 公衆の利用に供される加入電話以外の電話であつて、電氣通信省以外のいかなる個人又は機関も特に責任を有しないもの。

十 簡易公衆電話 契約によつて通話料を徴収して当事者以外の者の使用にあつてゐることを認められた電話

十一 國際電氣通信業務 日本と日本の領土外の地点との間の電氣通信業務

十二 無線周波設備 無線電信、無線電話その他周波数毎秒一万サイクル以上の高周波電流を利用する設備(ケーブル搬送設備並びに二線式及び四線式裸線搬送設備を除く。)及びこれに妨害を與えるおそれのある電波を放射する設備

十三 無線周波施設 無線周波設備とその運用及び操作に必要な要員とを備えた施設

十四 周波数 無線周波設備に使用し、又は無線周波設備から発生する電波又は電流の周波数

十五 航空保安施設 航空を援助する目的のため設けられた一切の施設(離着陸場を含む。)及びこれに附属するもの。

(設置)

第三條 國家行政組織法(昭和二十三年法律第二百一十号)第三條第二項の規定に基いて、電氣通信省を設置する。

2 電氣通信省の長は、電氣通信大臣とする。

(電氣通信省の任務)

第四條 電氣通信省は、左に掲げる國の公共業務(地方的のものを含む。)を一体的に遂行する責任を負う唯一の政府機関とする。

一 電氣通信事業

二 電波管理業務

三 航空保安業務

2 電氣通信省は、前項の業務の外、有線私設設備の規律及び監督に関する事務をつかさどる。

3 電氣通信省は、前二項の業務を行うにあたり、公共に最大の利益をもたらすようにそれぞれ一体的な業務を設定し、運用し、及び管理し、並びに業務運営に最高度の能率を発揮するように努めなければならない。

(電氣通信省の権限)

第五條 電氣通信省は、この法律に規定する所掌事務を遂行するため、左に掲げる権限を有する。
一 法令の定めるところに従い、予算の範囲内で、所掌事務の遂行に必要な契約をすること。

- 一 法令の定めるところに従い、所掌事務の遂行に必要な業務施設、研究施設等を設置し、及び管理すること。
- 二 法令の定めるところに従い、所掌事務の遂行に必要な業務用資材、研究用資材、事務用品等を調達すること。
- 三 法令の定めるところに従い、不用財産を処分すること。
- 四 法令の定めるところに従い、職員に貸與する宿舍を設置し、及び管理すること。
- 五 國家公務員法(昭和二十二年法律第二百十号)の定めるところに従い、職員の任免、賞罰その他職員の身分に関する措置をすること。
- 六 國家公務員法その他の法令に触れない範囲で、職員の給與、勤務時間その他勤務の條件を定めること。
- 七 政府職員に対する厚生及び保健に関する法令の定めるところに従い、職員の厚生及び保健のため必要な施設を設置し、及び管理すること。
- 八 法令の定めるところに従い、職員を訓練すること。
- 九 法令の定めるところに従い、職員に貸與する宿舍を設置し、及び管理すること。
- 十 所掌事務の監察を行い、法令の定めるところに従い、必要な措置をすること。
- 十一 法令の定めるところに従い、所掌事務に關し損害を賠償し、又は損害の賠償を受けること。
- 十二 電氣通信省の公印を制定すること。
- 十三 所掌事務に關する統計及び調査資料を頒布し、又は刊行すること。

十四 所掌事務の周知宣傳を行うこと。

十五 所掌事務の遂行に支障のない範囲で、業務施設、業務用品又は電話番号簿その他電信電話の利用上必要な物を利用して、廣告業務を行うこと。

十六 電氣通信取扱局(分局及び委託によつて電氣通信業務を行う郵便局を含む。以下同じ。)の窓口取扱時間及び取扱事務の範囲を定めること。

十七 電信及び電話の利用上必要な電話番号簿、特殊頼信紙等の用品を調製し、及び賣りさばくこと。

十八 第二十四條第一号、第九号、第三十五條第一号及び第四十二條第九号に掲げる調査研究であつて、電氣通信省において行うことを不利と認めるものを部外の研究機関に委託すること並びに政府機関、個人又は会社その他の団体の委託により、電氣通信技術に關する基礎的研究又は実用化を有償で行うこと。

十九 委託により、政府機関、個人又は会社その他の団体の専用に供する私設電氣通信系を建設し、及び保存すること、政府機関、個人又は会社その他の団体からその専用設備を買収すること並びに電氣通信系を政府機関、個人又は会社その他の団体の専用に供する契約をすること。

二十 法令の定めるところに従い、電氣通信業務及び電波管理業務の運営に必要な特許権及び実用新案権又はその実施権を取得すること。

二十一 法令により委任された範囲において、外國の政府その他の機関又は会社と國際電氣通信業

務に関し、業務の設定、業務の運用上の諸事項、料率等について、國際的取極を商議し、及び締結すること並びに條約の規定に従い、その料金を減額し、又は増額すること。

二十二 法令の定めるところに従い、収入金を徴收し、所掌事務の遂行に必要な支拂をし、並びに受入及び支拂に関する報告及び會計の方法を定めること。

二十三 政府機關、個人又は会社その他の団体によつて所有される電氣通信設備の建設、設置又は運営に対する申請を許可すること。この許可は、運営上の必要に基き、且つ、第四條第一項及び第三項に規定する電氣通信省の職責を考慮して行うべきものとする。

二十四 法令の定めるところに従い、電波を統制し、監視し、及び規律すること。

二十五 法令により委任された範圍において、電波の管理に関する國際的取極を商議し、及び締結すること。

二十六 法令の定めるところに従い、無線周波施設を規律し、及び監督すること。

二十七 周波数標準値を定め、標準電波を発射し、及び標準時を放送すること。

二十八 法令の定めるところに従い、無線周波設備の機器の最低動作基準を定めること。

二十九 法令の定めるところに従い、無線周波設備の機器の認定及び実地検査をすること。

三十 法令の定めるところに従い、無線周波設備の運用又は操作に従事する者の資格を定め、資格検定をし、及び運用及び操作の免許を與えること。

三十一 前号により運用及び操作の免許を與えられた者が、法令、電波廳の規則又は日本を拘束す

る電波に関する國際的及び地域的な條約、規則及び協定を犯したことを電波廳が十分に認め得る証拠のあつた場合に、その免許を取り消し、又は停止すること。

三十二 委託により、無線用水晶片及び周波数測定器具を較正すること。

三十三 前各号に掲げるものの外、法令に基き電氣通信省に属させられた権限

(事務の委託)

第六條 電氣通信省は、その所掌事務のうち現業に属する事務の一部を郵便局に行わせることが經濟的であると認めるときは、これを郵政省に委託することができる。この場合において電氣通信省は、委託した事務の範圍において、郵便局を直接指揮監督する。

第二章 内部部局及び地方機關

第一節 内部部局

(内部部局)

第七條 電氣通信省(外局を除く。)に大臣官房及び左の区分により局並びに國家行政組織法第二十一條の規定に基いて、総務長官官房、部、総務室及び研究所を置く。

総務長官官房

(業務部門)

周知調査局

計画局

電氣通信省設置法

營業局

運用局

國際通信部

業務總務室

(施設部門)

施設局

建設局

保全局

資材局

建築部

施設總務室

(事務部門)

人事局

經理局

電氣通信研究所

- 2 前項の局には、國家行政組織法第二十一條の規定により、必要な部を置くことができる。
- 3 第一項の研究所には、方式実用化部、器材実用化部、基礎研究部、試作部、特許出版部及び事務

部の六部を置く。

- 4 第二項の部の設置及び所掌事務は、政令で定める。
- 5 第一項から第三項までに掲げる部には、國家行政組織法第七條第一項の課を置くことができる。

(特別な職)

- 第八條 電氣通信省に總務長官一人、理事二人を、研究所及び部に研究所長及び部長を置く。
- 2 總務長官は、各部門及び研究所を統轄し、その業務を執行する職責を有する。
- 3 理事は、總務長官を助け、うち一人は業務部門の、他の一人は施設部門の各部局を統轄し、その業務を執行する職責を有する。
- 4 研究所長は、總務長官を助け、研究所の各部を統轄し、その業務を執行する職責を有する。
- 5 部長は、上官の命を受け、それぞれ所部の事務を掌理し、その職員の服務についてこれを指揮統督する。

(大臣官房の事務)

第九條 大臣官房においては、電氣通信省の所掌事務に関し、左に掲げる事務をつかさどる。

- 一 機密に関すること。
- 二 公印を制定し、及び管理すること。
- 三 公文書を授受し、及び発送すること。
- 四 総合調整をすること。

- 五 法令案の審査その他法務に関すること。
- 六 一般会計の予算、決算等の取りまとめに関すること。
- 七 部局の設置及び廃止に関すること。
- 八 国会との連絡に関すること。
- 九 渉外事務に関すること。
- 十 監察を行うこと(総務長官官房において行うものを除く)。
- 十一 報道に関すること。
- 十二 他の部局の所掌に属しない事務に関すること。

(総務長官官房の事務)

第十條 総務長官官房においては、総務長官の職責に属する事項に関し、左に掲げる事務をつかさどる。

- 一 機密に関すること。
- 二 総合調査をすること。
- 三 公文書を編集し、及び保存すること。
- 四 法令案の審査その他法務に関すること。
- 五 監察を行うこと。
- 六 職員訓練の基本的計画に関すること。

- 七 経営分析に関すること。
- 八 他の部局の所掌に属しない事務に関すること。

(周知調査局の事務)

第十一條 周知調査局においては、左に掲げる事務をつかさどる。

- 一 電氣通信業務の勧誘、廣告、宣傳、出版その他対公衆関係の計画を設定し、及び実施すること。
- 二 第五條第十五号に掲げる廣告業務に関すること。
- 三 世論を収集し、及び分析すること並びに公衆の不服及び申出を調査し、及び一般的事項にわたるものについて、回答すること。
- 四 私設設備を電氣通信系に統合するため、その所有者と交渉し、及びこれを取得すること並びに電信電話の特殊の需要に関し、調査し、交渉し、及び契約すること。
- 五 電氣通信業務に関し、現在及び将来の通信需要を基本的且つ第一次的に調査すること。
- 六 電氣通信業務に関する料率及び料金を定めること並びにこれに必要な資料を収集し、及び分析すること(国際通信部の所掌に属するものを除く)。
- 七 一切の料率及び料金に関する情報を発表し、及び周知させること。
- 八 有線私設設備(搬送設備を含む)に関する業務上の條件、方法及び手続を定め、並びにこれを監督すること。但し、無線周波設備に関するものについては、電波廳と協議すること。
- 九 前各号に掲げるものの外、電氣通信業務の周知及び調査に関し、電氣通信省の権限として法令

の定める事項を処理すること。

(計画局の事務)

第十二條 計画局においては、左に掲げる事務をつかさどる。

- 一 前條第五号に掲げる調査及び関係部局の報告に基き、通信のそ通に必要な設備、回線及び局舎その他これに直接関係がある事項を調査し、計画案を作成し、施設局に送付すること。但し、局舎に関する計画については、施設部門の各部局の所掌に属する事項を除く。
- 二 前号の計画の基礎となる業務標準を定めること。
- 三 施設を最も能率的且つ経済的に利用するため、回線経路、中継方式及び交換区域を定め、その他回線及び設備の利用計画を設定すること。
- 四 業務標準及び取扱方法と施設の条件とが相互に適應するよう研究すること。
- 五 電信法(明治三十三年法律第五十九号)第三條及び無線電信法(大正四年法律第二十六号)第六條の規定に基き、私設設備を公衆通信の用に使用すること。
- 六 電氣通信取扱局の施設を最も有効且つ能率的に運用し得るよう、照明、通風、採暖等を含む局内設備の合理的配置及び整備基準を定め、その実施計画を立て、関係部局に送付すること(施設部門の各部局の所掌に属するものを除く)。
- 七 業務部門の各部局の用に供する土地建物の需要計画及び処分計画を取りまとめ、施設局に送付すること。

八 前條第四号に掲げる事項に関し、周知調査局に必要な専門的援助を與えること。

九 前各号に掲げるものの外、電氣通信設備の計画に関し、電氣通信省の権限として法令の定める事項を処理すること。

(営業局の事務)

第十三條 営業局においては、左に掲げる事務をつかさどる。

- 一 電話の加入並びに電報の受付及び配達に関すること。
- 二 周知調査局の立てた方針に従い、勧誘、廣告、宣傳、出版その他対公衆関係の計画を実施すること。
- 三 公衆の不服及び申出を受け付け、及び周知調査局の立てた方針に従い措置すること並びにその資料を取りまとめ、周知調査局に送付すること。
- 四 電氣通信取扱局の窓口の設定及び廃止並びにその取扱時間及び取扱事務の範囲を定めること。
- 五 電信電話の営業上の業務取扱方法を定め、及び実施すること。
- 六 電信区画を設定すること。
- 七 電信電話に関する料金を徴収すること。
- 八 電話番号簿を編集し、発行し、及び配付し、又は賣りさばくこと並びに特殊賴信紙等を調製し、及び賣りさばくこと。
- 九 郵政省に委託した電氣通信省の所掌事務について、営業上、郵便局を指揮監督すること。

十 前各号に掲げるものの外、電氣通信事業の營業上の事項に關し、電氣通信省の權限として法令の定める事項を処理すること。

(運用局の事務)

第十四條 運用局においては、左に掲げる事務をつかさどる。

- 一 電氣通信設備を運用し、及び通信をそ通すること。
- 二 電氣通信系に接続する私設設備の運用及び通信のそ通を監督すること。
- 三 電氣通信省に委任されたときは、警察用、航行用、氣象用、海岸局用、政府諸機關用等の國內電氣通信設備の全部又は一部を運用すること。
- 四 郵政省に委託した電氣通信省の所掌事務について、運用上、郵便局を指揮監督すること。
- 五 業務部門の各部局の提出する予算案を取りまとめること。但し、施設局において行うものを除く。
- 六 予算が成立した場合は、上官の定めた実行予算編成方針に基き、前号の各部局と協議して、年度及び四半期別の成立予算実行計画案を作成し、經理局に送付すること。
- 七 事業計画の変更に伴い、又は經理局の財政上の勸告に従つて、成立予算実行計画の修正案を作成し、經理局に送付すること。
- 八 周知調査局の立てた方針に従い、所掌事務について、對公衆關係の計画を実施すること。
- 九 第一号に掲げる事務について、取扱時間を定めること。

十 關係部局の用に供するため、所掌事務に關する記録、統計及び資料を作成し、分析し及び送付すること。

十一 前各号に掲げるものの外、電氣通信設備の運用に關し、電氣通信省の權限として法令の定める事項を処理すること。

(國際通信部の事務)

第十五條 國際通信部においては、左に掲げる事務をつかさどる。

- 一 國際電氣通信回線及び設備の需要を充足するための計画案を作成し、施設局に送付すること並びに國內回線及び設備に關し、運用局及び計画局に連絡すること。
- 二 國際電氣通信業務を行い、その設備を運用し、及びその取扱條件を定めること。
- 三 政府機關、個人又は会社その他の團體の専用に供する國際電氣通信設備を設定し、運用し、及び管理すること。
- 四 國際電氣通信業務に關する料率及び料金を定め、これに關する資料を周知調査局に送付すること。
- 五 國際電氣通信業務の設定及び運用上の諸事項並びに料率に關し、外國の政府その他の機關又は会社と結ぶ協定案を作成すること。
- 六 國際電氣通信料金の國際計算書を作成して外國の政府その他の機關又は会社と相互承認をし、その精算額の決済を行うこと。

- 七 電氣通信省に委任されたときは、警察用、航行用、氣象用、海岸局用、政府諸機關用等の國際電氣通信設備の全部又は一部を運用すること。
- 八 關係部局と協議し、又はその要求に基き、國際電氣通信に関する條約案、協約案その他の法令案を作成すること。但し、電波廳及び航空保安廳の所掌に屬するものを除く。
- 九 國際電氣通信連合との連絡に關すること及び電氣通信業務に關する國際的委員會、連合會議その他類似の會議に代表者を派遣すること。但し、電波廳及び航空保安廳の所掌に屬するものを除く。
- 十 國際電氣通信業務の勧誘、廣告、宣傳、出版その他對公衆關係の計画に關し、周知調査局に必要な援助を與えること。
- 十一 前各号に掲げるものの外、國際電氣通信業務に關し、電氣通信省の権限として法令の定める事項を処理すること。

(施設局の事務)

第十六條 施設局においては、左に掲げる事務をつかさどる。

- 一 電氣通信施設の新設、擴張、撤去、取替及び轉用に關する關係部局の要求を技術的、經濟的に検討し、長期及び年度の工事計画及び基本計画を設定すること。
- 二 第十二條第一号の計画の基礎となる技術規準、電氣通信設備の建設及び保存に必要な技術規準を定め、並びに電氣通信研究所の草案に基き、機器、物品、素材及び装置の仕様を定めること。
- 三 第一号の工事計画に基いて物資の所要総量を算定し、資材局に送付すること。
- 四 電氣通信設備の建設及び保存に必要なすべての機器、物品、素材、土地等に關する要求を作成し、それぞれの所管部局に送付すること。
- 五 電氣通信用建物の建設及び大修繕の計画を設定すること。
- 六 施設部門の各部局の予算案及び業務部門の關係部局の建設勘定に屬する予算案を取りまとめ、經理局に送付すること。
- 七 予算が成立した場合は、上官の定めた実行予算編成方針に基き、前号の各部局と協議して、年度及び四半期別の成立予算実行計画案を作成し、經理局に送付すること。
- 八 事業計画の変更に伴い、又は經理局の財政上の勧告に従つて、成立予算実行計画の修正案を作成し、經理局に送付すること。
- 九 電氣通信系において運用中の電氣通信設備の現場調査を行うこと。
- 十 電氣通信研究所の協力を得て、新しい電氣通信方式及び器材の商用試験を行うこと。
- 十一 機器、物品及び素材を購入するにあたり、製造の場所、受取の場所その他適當な場所において、仕様書及び契約條件と照合して検査すること。
- 十二 陸線、管路、有線回路、無線回路等の設備について、これと類似の設備を所有し、又は運用する政府機關、個人又は会社その他の団体と共同に使用することに關し、企画し、契約し、その他必要な処理をすること。

- 十三 電氣通信系に接続する私設設備の工事設計、装置及び保存の規程を設定すること。
- 十四 電氣通信省に委任されたときは、警察用、航行用、氣象用、海岸局用、政府諸機關用等の國內又は國際電氣通信設備の全部又は一部を設計すること。
- 十五 有線私設設備（搬送設備を含む。）に関する技術上の條件、方法及び手続を定め、並びにこれを監督すること。但し、無線周波設備に関するものについては、電波廳と協議すること。
- 十六 電氣通信技術に関する國際的委員會、連合會議その他類似の會議に代表者を派遣すること。但し、電波廳、航空保安廳及び電氣通信研究所の所掌に属するものを除く。
- 十七 國際電氣通信設備の建設及び保存に關し、外國の政府その他の機關又は会社と結ぶ協定案を作成すること。
- 十八 電氣通信設備の建設及び保存に必要な船舶及び舟艇を建造し、購入し、修理し、及び保管すること。
- 十九 前各号に掲げるものの外、電氣通信設備の基準、工事計画、資材の取りまとめ、設計等に關し、電氣通信省の権限として法令の定める事項を処理すること。

(建設局の事務)

第十七條 建設局においては、左に掲げる事務をつかさどる。

- 一 前條第一号の工事計画に従い、電氣通信設備を準備し、建設し、及び装置し、並びに施設局が指定する取替工事を行うこと（第十八條第三号に掲げるものを除く）。

- 二 政府機關、個人又は会社その他の團體の専用に供する電氣通信設備を建設し、及び装置すること。
- 三 前二号の工事に使用する機器、物品及び素材を受け取り、及び保管すること。
- 四 電氣通信設備の建設に関する請負契約を締結し、工事を監督し、その完了した工事を検査し、及び引渡を受けること。
- 五 電氣通信省に委任されたときは、警察用、航行用、氣象用、海岸局用、政府諸機關用等の國內又は國際電氣通信設備の全部又は一部を建設すること。
- 六 前各号に掲げるものの外、電氣通信設備の建設に關し、電氣通信省の権限として法令の定める事項を処理すること。

(保全局の事務)

第十八條 保全局においては、左に掲げる事務をつかさどる。

- 一 電氣通信施設の取替に關する要求案並びに保存に關する長期及び年度の工事計画案を作成し、施設局に送付すること。
- 二 第十六條第一号の工事計画に従い、電氣通信設備を保存し、取り替え（施設局及び建設局の所掌に属するものを除く）、整理し、及び修理すること。
- 三 建設局で行うより経済的且つ能率的な場合は、電氣通信設備を建設すること及び私設設備を電氣通信系に接続すること。

- 四 政府機関、個人又は会社その他の団体の専用に供する電氣通信設備を保存すること。
- 五 電氣通信省に委任されたときは、警察用、航行用、氣象用、海岸局用、政府諸機関用等の國內又は國際電氣通信設備の全部又は一部を保存すること。
- 六 周知調査局の立てた方針に従い、所掌事務について、对公衆關係の計画を実施すること。
- 七 前各号に掲げるものの外、電氣通信設備の保存に關し、電氣通信省の権限として法令の定める事項を処理すること。

(資材局の事務)

第十九條 資材局においては、左に掲げる事務をつかさどる。

- 一 關係部局及び個人又は会社その他の団体の要求する機器、物品及び素材の需要計画を取りまとめ、及びその割当をすること。
- 二 關係部局の要求する機器、物品及び素材を購入し、借り入れ、修理し、加工し、出納し、保管し、及び配給すること。
- 三 倉庫を設置し、廃止し、及び管理すること。
- 四 關係部局と協議の結果不用と認められた機器、物品及び素材を処分すること。
- 五 事務用品の改良について調査し、及び考案すること。
- 六 前各号に掲げるものの外、電氣通信業務の運用及び設備の建設、保守に必要な機器、物品及び素材に關し、電氣通信省の権限として法令の定める事項を処理すること。

(建築部の事務)

第二十條 建築部においては、左に掲げる事務をつかさどる。

- 一 關係部局の要求する土地、建物及び工作物並びにその附帶設備（以下不動産という。）の工事を設計し、及び施工すること。
- 二 關係部局の要求により、不動産を買収し、借り入れ、及び寄附を受領し、並びに経理局を通じて交換し、及び処分すること。
- 三 不動産に關する工事の請負契約を締結し、工事を監督し、その完了した請負工事を検査し、及び引渡を受けること。
- 四 前各号に掲げるものの外、電氣通信設備の建築に關し、電氣通信省の権限として法令の定める事項を処理すること。

(総務室の事務)

第二十一條 業務総務室においては業務部門の各部局の所掌に屬する事項に關し、施設総務室におい

- ては施設部門の各部局の所掌に屬する事項に關し、それぞれ左に掲げる事務をつかさどる。
- 一 機密に關すること。
 - 二 各部局の要求に基き、職員の訓練計画を設定し、及び実施すること。
 - 三 各部局の提出する職員の給與、身分等に關する意見及び資料を取りまとめ、人事局に送付すること。